# 第40回府立高教組
# 定期大会議案

■1986年6月19日▶20日
■教育文化センター

40th ANNIVERSARY OF K.H.T.U.

温井

# 86 京都府知事選 得票数・得票率・有権者比一覧

1986.4.6

| | | 82年 川口 | | | 86年 吉田 | | | 82年 林田 | | | 86年 荒巻 | | | 投票率 | | 86年4月6日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 得票数 | 得票率 | 有権者比 | 得票数 | 得票率 | 有権者比 | 得票数 | 得票率 | 有権者比 | 得票数 | 得票率 | 有権者比 | 82年 | 86年 | 有権者数 |
| 左京 | | 29,613 | 44.8 | 22.3 | 23,304 | 45.2 | 18.0 | 36,524 | 55.2 | 27.5 | 28,274 | 54.8 | 21.8 | 50.2 | 40.0 | 129,809 |
| 東山 | | 9,344 | 39.1 | 19.3 | 7,035 | 40.9 | 15.6 | 14,576 | 60.9 | 30.1 | 10,182 | 59.1 | 22.6 | 49.9 | 38.7 | 44,984 |
| 山科 | | 16,926 | 40.2 | 19.1 | 13,256 | 42.2 | 14.4 | 25,171 | 59.8 | 28.4 | 18,134 | 57.8 | 19.7 | 48.0 | 34.3 | 92,240 |
| 右京 | | 26,033 | 40.1 | 20.4 | 21,848 | 43.9 | 16.3 | 38,904 | 59.9 | 30.4 | 27,951 | 56.1 | 20.9 | 51.1 | 37.4 | 134,053 |
| 西京 | | 15,465 | 38.4 | 20.6 | 13,642 | 40.9 | 15.9 | 24,827 | 61.6 | 33.0 | 19,720 | 59.1 | 23.0 | 53.9 | 39.2 | 85,728 |
| 下京 | | 13,477 | 37.6 | 20.6 | 10,642 | 39.5 | 16.9 | 22,358 | 62.4 | 34.1 | 16,302 | 60.5 | 25.9 | 55.0 | 43.3 | 63,021 |
| 南 | | 15,642 | 43.5 | 22.4 | 12,307 | 44.3 | 17.3 | 20,304 | 56.5 | 29.1 | 15,479 | 55.7 | 21.7 | 51.9 | 39.4 | 71,334 |
| 北 | | 20,615 | 41.9 | 22.6 | 16,545 | 43.3 | 17.9 | 28,576 | 58.1 | 31.3 | 21,713 | 56.7 | 23.4 | 54.1 | 41.8 | 92,676 |
| 上京 | | 16,511 | 40.1 | 22.5 | 13,095 | 41.8 | 18.1 | 24,692 | 59.9 | 33.7 | 18,265 | 58.2 | 25.3 | 56.5 | 43.8 | 72,212 |
| 中京 | | 16,229 | 37.6 | 20.4 | 13,645 | 41.3 | 17.6 | 26,877 | 62.4 | 33.7 | 19,428 | 58.7 | 25.0 | 54.7 | 43.1 | 77,674 |
| 伏見 | | 36,781 | 42.6 | 20.5 | 29,875 | 44.2 | 15.7 | 49,556 | 57.4 | 27.6 | 37,784 | 55.8 | 19.9 | 48.4 | 36.1 | 190,039 |
| 計 | | 216,636 | 41.0 | 21.0 | 175,194 | 42.9 | 16.6 | 312,365 | 59.0 | 30.3 | 233,232 | 57.1 | 22.1 | 51.6 | 39.2 | 1,053,770 |
| 乙訓 | 向日市 | 9,329 | 45.2 | 28.6 | 7,764 | 45.2 | 22.4 | 11,304 | 54.8 | 34.6 | 9,416 | 54.8 | 27.1 | 63.5 | 49.8 | 34,739 |
| | 長岡京市 | 11,750 | 41.2 | 25.8 | 9,169 | 38.8 | 18.5 | 16,735 | 58.8 | 36.6 | 14,461 | 61.2 | 29.2 | 62.7 | 48.4 | 49,537 |
| | 大山崎 | 3,120 | 44.0 | 30.0 | 2,429 | 39.9 | 21.9 | 3,970 | 56.0 | 38.1 | 3,666 | 60.1 | 33.1 | 68.7 | 55.7 | 11,085 |
| 乙訓計 | | 24,199 | 43.1 | 27.2 | 19,362 | 41.3 | 20.3 | 32,009 | 56.9 | 36.0 | 27,543 | 58.7 | 28.9 | 63.7 | 49.8 | 95,361 |
| 宇治市 | | 24,719 | 38.4 | 24.8 | 21,793 | 40.0 | 19.9 | 39,571 | 61.6 | 39.7 | 32,683 | 60.0 | 29.9 | 64.9 | 50.2 | 109,455 |
| 城陽市 | | 11,585 | 37.0 | 24.0 | 10,301 | 38.4 | 19.3 | 19,749 | 63.0 | 40.9 | 16,554 | 61.6 | 31.0 | 65.3 | 50.7 | 53,427 |
| 久御山 | | 2,096 | 29.5 | 18.7 | 1,760 | 31.0 | 14.3 | 5,012 | 70.5 | 44.6 | 3,914 | 69.0 | 31.7 | 63.6 | 46.3 | 12,345 |
| 八幡市 | | 9,761 | 44.4 | 22.9 | 7,785 | 42.0 | 16.6 | 12,228 | 55.6 | 28.7 | 10,768 | 58.0 | 23.0 | 51.9 | 40.0 | 46,779 |
| 綴喜 | 田辺 | 6,217 | 35.2 | 25.1 | 5,679 | 36.2 | 19.4 | 11,453 | 64.8 | 42.8 | 10,010 | 63.8 | 34.2 | 66.5 | 54.2 | 29,230 |
| | 井手 | 1,415 | 30.0 | 21.4 | 1,081 | 25.7 | 16.3 | 3,295 | 70.0 | 49.8 | 3,131 | 74.3 | 47.1 | 72.3 | 63.9 | 6,643 |
| | 宇治田原 | 1,003 | 23.0 | 18.9 | 990 | 25.0 | 17.6 | 3,365 | 73.0 | 63.5 | 2,973 | 75.0 | 52.9 | 83.2 | 71.3 | 5,624 |
| 綴喜計 | | 8,635 | 32.3 | 22.3 | 7,750 | 32.5 | 18.7 | 18,113 | 67.7 | 46.8 | 16,114 | 67.5 | 38.8 | 69.8 | 58.0 | 41,497 |
| 相楽 | 木津 | 2,830 | 38.4 | 26.2 | 2,150 | 35.7 | 19.2 | 4,548 | 61.6 | 42.2 | 3,866 | 64.3 | 34.5 | 69.0 | 54.4 | 11,193 |
| | 精華 | 2,526 | 33.2 | 23.5 | 2,280 | 34.7 | 20.4 | 5,085 | 66.8 | 47.4 | 4,295 | 65.3 | 38.4 | 71.4 | 59.4 | 11,183 |
| | 山城 | 1,619 | 32.9 | 24.7 | 1,310 | 31.0 | 19.5 | 3,301 | 67.1 | 50.3 | 2,921 | 69.0 | 43.4 | 75.4 | 63.7 | 6,729 |
| | 加茂 | 1,505 | 30.8 | 22.7 | 1,868 | 35.2 | 19.7 | 3,382 | 69.2 | 51.0 | 3,441 | 64.8 | 36.3 | 74.4 | 56.6 | 9,467 |
| | 和束 | 1,015 | 26.1 | 21.6 | 882 | 25.2 | 18.8 | 2,878 | 73.9 | 61.3 | 2,620 | 74.8 | 55.7 | 83.4 | 75.7 | 4,705 |
| | 南山城 | 702 | 31.5 | 25.8 | 580 | 29.2 | 20.8 | 1,525 | 68.5 | 56.0 | 1,406 | 70.8 | 50.4 | 82.4 | 72.0 | 2,789 |
| | 笠原 | 359 | 23.1 | 19.2 | 334 | 27.0 | 18.0 | 1,195 | 76.9 | 64.0 | 904 | 73.0 | 48.6 | 83.5 | 67.0 | 1,861 |
| 相楽計 | | 10,556 | 32.5 | 24.0 | 9,404 | 32.6 | 19.6 | 21,914 | 67.5 | 49.8 | 19,453 | 67.4 | 45.3 | 74.4 | 61.0 | 42,927 |
| 洛南計 | | 67,352 | 36.6 | 23.7 | 58,793 | 37.1 | 19.2 | 116,587 | 63.4 | 41.0 | 99,486 | 62.9 | 32.5 | 65.1 | 52.1 | 306,430 |
| 亀岡市 | | 10,110 | 30.3 | 21.4 | 9,252 | 31.8 | 18.0 | 23,273 | 69.7 | 49.2 | 19,864 | 68.2 | 38.6 | 70.9 | 57.0 | 51,481 |
| 船井 | 日吉 | 1,215 | 28.5 | 24.3 | 1,104 | 27.8 | 22.8 | 3,047 | 71.5 | 60.9 | 2,865 | 72.2 | 59.3 | 85.8 | 82.6 | 4,833 |
| | 園部 | 2,570 | 28.9 | 23.7 | 2,428 | 29.4 | 22.4 | 6,332 | 71.1 | 58.5 | 5,821 | 70.6 | 53.7 | 82.7 | 76.8 | 10,835 |
| | 八木 | 1,810 | 27.9 | 23.3 | 1,530 | 26.0 | 19.7 | 4,676 | 72.1 | 60.3 | 4,355 | 74.0 | 56.0 | 83.9 | 76.2 | 7,771 |
| | 丹波 | 1,518 | 27.9 | 24.4 | 1,308 | 25.9 | 20.9 | 3,926 | 72.1 | 63.0 | 3,744 | 74.1 | 60.0 | 87.9 | 81.8 | 6,245 |
| | 瑞穂 | 1,072 | 26.7 | 23.6 | 980 | 26.2 | 22.1 | 2,950 | 76.3 | 64.9 | 2,765 | 73.8 | 62.3 | 89.3 | 85.2 | 4,441 |
| | 和知 | 814 | 23.4 | 19.7 | 798 | 25.1 | 20.4 | 2,668 | 76.6 | 64.7 | 2,384 | 74.9 | 61.0 | 85.1 | 81.9 | 3,911 |
| 計 | | 8,999 | 27.6 | 23.4 | 8,148 | 27.1 | 21.4 | 23,559 | 72.4 | 61.2 | 21,934 | 72.9 | 57.7 | 85.2 | 79.7 | 38,036 |
| 北桑 | 京北 | 1,980 | 41.7 | 34.9 | 1,765 | 40.0 | 31.3 | 2,770 | 58.3 | 48.8 | 2,643 | 60.0 | 46.9 | 84.3 | 79.1 | 5,640 |
| | 美山 | 1,458 | 36.4 | 31.7 | 1,385 | 37.0 | 30.6 | 2,546 | 63.6 | 55.4 | 2,362 | 63.0 | 52.2 | 87.7 | 83.7 | 4,522 |
| 計 | | 3,438 | 39.3 | 33.5 | 3,150 | 38.6 | 31.0 | 5,316 | 61.7 | 51.8 | 5,005 | 61.4 | 49.3 | 85.9 | 81.1 | 10,162 |
| 口丹計 | | 22,547 | 30.2 | 23.5 | 20,550 | 30.5 | 20.6 | 52,188 | 69.8 | 54.3 | 46,803 | 69.5 | 47.0 | 78.2 | 68.1 | 99,679 |
| 綾部市 | | 6,201 | 24.9 | 19.7 | 6,354 | 30.7 | 20.4 | 18,742 | 75.1 | 59.6 | 14,321 | 69.3 | 45.9 | 79.7 | 66.8 | 31,183 |
| 福知山市 | | 10,575 | 32.0 | 23.6 | 9,033 | 31.3 | 19.7 | 22,478 | 68.0 | 50.1 | 19,837 | 68.7 | 43.2 | 74.2 | 63.3 | 45,935 |
| 天田 | 三和 | 1,139 | 33.1 | 29.7 | 928 | 29.1 | 24.1 | 2,297 | 66.9 | 60.0 | 2,265 | 70.9 | 58.9 | 90.4 | 84.1 | 3,844 |
| | 夜久野 | 1,270 | 32.7 | 26.8 | 1,116 | 31.1 | 24.3 | 2,610 | 67.3 | 55.1 | 2,468 | 68.9 | 53.7 | 83.1 | 79.0 | 4,600 |
| | 大江 | 1,629 | 35.8 | 31.1 | 1,399 | 33.8 | 27.7 | 2,916 | 64.2 | 55.6 | 2,746 | 66.2 | 54.3 | 86.9 | 82.5 | 5,060 |
| 計 | | 4,038 | 34.0 | 29.2 | 3,443 | 31.5 | 25.5 | 7,823 | 66.0 | 56.7 | 7,479 | 68.5 | 55.4 | 86.6 | 81.7 | 13,504 |
| 中丹計 | | 20,814 | 29.8 | 23.1 | 18,830 | 31.1 | 20.8 | 49,043 | 70.2 | 54.4 | 41,637 | 68.9 | 45.9 | 78.0 | 67.3 | 90,622 |
| 舞鶴市 | | 12,917 | 25.3 | 19.0 | 11,720 | 28.0 | 16.8 | 38,115 | 74.7 | 56.0 | 30,100 | 72.0 | 43.2 | 76.1 | 60.5 | 69,678 |
| 宮津市 | | 5,101 | 29.5 | 24.6 | 4,540 | 30.2 | 22.2 | 12,163 | 70.5 | 58.7 | 10,506 | 69.8 | 51.3 | 83.9 | 74.1 | 20,495 |
| 与謝 | 加悦 | 1,499 | 27.3 | 23.5 | 1,327 | 26.2 | 20.9 | 3,999 | 72.7 | 62.6 | 3,742 | 73.8 | 59.0 | 86.4 | 80.4 | 6,346 |
| | 野田川 | 1,936 | 27.7 | 23.5 | 1,803 | 29.3 | 22.0 | 5,041 | 72.3 | 61.2 | 4,357 | 70.7 | 53.1 | 85.2 | 75.8 | 8,203 |
| | 岩滝 | 1,086 | 25.6 | 21.9 | 1,055 | 26.6 | 21.0 | 3,148 | 74.4 | 63.6 | 2,918 | 73.4 | 58.1 | 86.0 | 79.8 | 5,020 |
| | 伊根 | 780 | 27.2 | 24.8 | 720 | 27.2 | 23.7 | 2,092 | 72.8 | 66.4 | 1,927 | 72.8 | 63.5 | 91.5 | 88.3 | 3,034 |
| 計 | | 5,301 | 27.1 | 23.3 | 4,905 | 27.5 | 21.7 | 14,280 | 72.9 | 62.8 | 12,944 | 72.5 | 57.3 | 86.6 | 79.7 | 22,603 |
| 与謝計 | | 10,402 | 28.2 | 23.9 | 9,445 | 28.7 | 21.9 | 26,443 | 71.8 | 60.8 | 23,450 | 71.3 | 54.4 | 85.3 | 77.0 | 43,098 |
| 奥丹 | 美山 | 2,734 | 31.9 | 26.6 | 2,854 | 37.5 | 27.3 | 5,843 | 68.1 | 56.9 | 4,759 | 62.5 | 45.6 | 84.0 | 73.5 | 10,444 |
| | 大宮 | 1,935 | 30.6 | 26.3 | 1,804 | 30.8 | 24.0 | 4,383 | 69.4 | 59.6 | 4,050 | 69.2 | 53.9 | 86.6 | 78.7 | 7,509 |
| | 明野 | 3,186 | 30.6 | 25.1 | 2,574 | 29.9 | 20.3 | 7,220 | 69.4 | 56.9 | 6,028 | 70.1 | 47.4 | 82.4 | 68.5 | 12,712 |
| | 丹後 | 1,800 | 31.6 | 27.6 | 1,881 | 37.3 | 29.3 | 3,893 | 68.4 | 59.7 | 3,162 | 62.7 | 49.3 | 87.5 | 79.2 | 6,410 |
| | 弥栄 | 1,189 | 29.1 | 25.6 | 1,189 | 31.9 | 25.6 | 2,893 | 70.9 | 62.3 | 2,539 | 68.1 | 54.6 | 88.3 | 81.6 | 4,646 |
| | 久美浜 | 2,953 | 35.2 | 30.1 | 2,736 | 35.9 | 27.8 | 5,445 | 64.8 | 55.5 | 4,887 | 64.1 | 49.7 | 86.3 | 78.1 | 9,839 |
| 丹後計 | | 13,797 | 31.7 | 26.9 | 13,038 | 33.9 | 25.3 | 129,667 | 68.3 | 57.8 | 25,425 | 66.1 | 49.3 | 85.3 | 75.3 | 51,560 |
| 計 | | 388,664 | 37.2 | 22.1 | 326,932 | 38.3 | 18.0 | 656,430 | 62.8 | 37.4 | 527,676 | 61.7 | 29.1 | 60.0 | 47.5 | 1,815,198 |

## 「府民本位の新しい民主府政をつくる会」殿

現在京都の障害児教育は、政府の教育・福祉切り捨て政策、それに追随する反動府政の下で大変厳しい状況に追いやられています。蜷川府政の下で制度的にも実践的にも、全国的にみて高い到達点を誇ってきた京都の障害児教育をより前進させる為に全教職員一丸となって努力しておりますが、腰痛・ケイ腕症の続出、流産・異常出産の多発と大変厳しい状況に追いやられています。また障害児をとりまく生活環境も年々厳しくなり、就学保障・進路保障に於ても大きな課題をかかえており、我々組合員としても、長期休業中の障害児学童保育を保障したり共同作業所づくりの運動をすすめたりと、日々の実践にとどまらず巾広く活動しております。しかし、障害児諸施策のたちおくれの中、これらの運動に大きな前進はみられないというのが現状です。

こうした中で明るく楽しく働き甲斐のある職場づくりの為に、障害児・者の完全参加と平等、が保障される世の中にする為に、自民党の悪政から我々を障害児者を守ってくれる防波堤がなんとしても必要です。

しかし、知事選半年前となった今も候補者が決まっていない現状を組合員一同大変憂えており、早急に我々の要求を実現して下さる候補者を決定されるよう、切に要望するものです。

また、より巾広く京都の革新支持層を結集する為に、革新統一を粘り強く追求されんことを申し添えます。

もしいつまでも候補者が決定できないようであれば、向日が丘分会として推薦したい候補者を準備する所存です。

以上、10月8日分会会議におきまして決議しましたので、ここに送付致します。我々の願いが早急に叶えられます様、宜しくお願い申し上げます。

府立高教組　　向日が丘養護学校分会

記

以下の要求を実現してくださる候補者を！

1. 非核京都府宣言を行い、平和な京都を築く方を。
2. 京都府教育委員会の反動諸施策を是正してくださる方を。
3. 人勧完全実施をして下さる方を。
4. 南部地域にもう一校養護学校を建設して下さる方を。
5. 向日が丘の教室不足を解消して下さる方を。
6. 定員大巾増でゆき届いた教育保障と共に、教職員の健康破壊から守って下さる方を。
7. 教育的意義のある寄宿舎入舎を保障して下さる方を。
8. 通学バスの多便制を実施して下さる方を。
9. 施設を増やし、緊急一時保護制度を充実して下さる方を。
10. 作業所づくりを援助し、助成金を大巾に増やして下さる方を。
11. 障害児学童保育を制度化し、市町村に援助して下さる方を。





一九八六年四月の京都府知事選挙への

## 出馬要請書

去る一月七日、「府民本位の新しい民主府政をつくる会」は、あなたに対し満場一致で革新統一候補として出馬を要請する決議をしました。私たち府立高校教職員組合朱雀全日制分会は、先に、「会」に対し候補者早期決定の要請をおこない、その一日も早からんことを心待ちにしていたところです。

このたび、「会」があなたに対し出馬要請をしたことを、職場をあげて歓迎しています。一月九日には職場の分会会議を開き、あなたに出馬して頂きたい旨、満場一致で決議しました。

林田反動府政出現から八年、私たちの暮らしや労働条件は日毎に劣悪さを増し、全国の宝とされる京都の高校教育制度は強引に改悪されました。今や、府政は私たちの防波堤としての役割を果たすどころか、自民党の悪政に直結し、その先取りさえする現状です。こうした中で、私たちは京教組・府立高教組に結集し、来たるべき知事選を、府民の暮らしを守り、教職員の生活と権利を守るために、また「教え子を再び戦場に送るな」の誓いのもと民主教育を推進するために、極めて重要な政治戦と位置づけています。同時に、中曽根内閣の「戦後政治・教育の総決算」路線を打ち破り、八〇年代後半の国政と地方政治を革新していく上で、全国的に重大な影響を持つ闘いとして位置づけ、職場討議を興し、闘争態勢を整えつつあるところです。そして、新しい民主府政再建のために、選挙戦にむけて、反動府政と対決する要求運動を、職場から、地域のすみずみから展開し、知事選勝利の情勢を切り開いていくために鋭意活動しています。

是非、私たちの要請を受けて頂き、私たちの先頭に立って奮闘して頂くことをお願い致します。私たちも勝利をめざし、全力をあげて闘うことをお誓い致します。

なお、別紙の「要求書」は、私たちの職場で日々の暮らしや教育実践を通して出された切実な要求です。この要求実現のためにも、私たちはあなたを先頭に闘っていく決意です。

以上

一九八六年一月九日

京都府立高等学校教職員組合　朱雀全日制分会

分会長　温井徹念

吉田隆行殿

ふれあいの政治をめざして
No.2
86・1・8
（機関紙資料）

# 吉田隆行（よしだたかゆき）に出馬要請

260万府民の暮らしと環境、平和を守る新しい民主府政の建設を

## あついご決意と歓迎の声

拡大幹事会に七五団体・二四地域から一五〇名

### 相つぐ熱烈な歓迎の声とただかう決意

「民主府政の会」拡大幹事会は一月七日、午後一時から府庁内で開かれました。拡大幹事会には、総評系、社会党系、共産党系、府労連系、府職労系、府教組系、府高教系、府医労連系、府医師会系、府歯科医師会系、府薬剤師会系、府看護婦協会系、府保母連絡会系、府生協連系、府商工団体連絡会系、府婦人団体連絡会系、府青年団体連絡会系、府学生団体連絡会系、府革新懇系、府民主団体連絡会系、府民主府政をつくる会系、府民主府政をつくる会系、府民主府政をつくる

## 危険な中曽根政治に追随し、財界・大企業奉仕、府民犠牲の反動政治をすすめた自民党府政

林田知事は、昨年十一月に知事選挙への三選不出馬を正式に表明しました。その背景には、参議院にらがえして、あわよくば大臣のイスもねらうという林田知事の願望があることはうまでもありませんが、より根本的には、林田自民党府政が二期八年にわたってすすめてきた財界・大企業奉仕、府民犠牲の反動政治が二六〇万府民との矛盾を深めるとともに、「戦後政治の総決算」をとなえる中曽根内閣の臨調「二セ「行革」のもとで、「公約」が次々とふみにじられた結果であり、「府政の投げだし」を宣言したものに他ならません。

### ①　中曽根内閣に追随し府民への総攻撃にのりだす

林田府政は、住民の暮らしを守るという自治体の本来の役割を全く放棄し、中曽根内閣のすすめる第二・臨調路線にたいして、全国の知事の中でも一、二を争う「優等生」ぶりを発揮して全国民に迫随してきました。そして、「地方行革」を先どりする形で民主府政の基礎づくりと称して、六五歳以上の老人医療費の有料化、府民税均等割の引き上げ、府の民間委託化、全国でただ二つ残存されてきた教育における高校三段階の複線、「京都会館」や無料保健婦人制度、住宅改良資金融資の廃止など形がい化などを強行してきました。その結果、いまでは京都府の福祉や高校教育などは全国最低ランクに低迷しています。

また、「京都改造」――すなわち、京都の美しい自然環境や豊かな資産の良いあらしい新たな利用追求をはかろうという府民の願いに応えるどころか、新京都火力発電所の建設や、京阪奈丘陵への学術研究都市構想など、財界本位の大型プロジェクトをゴリ押しですすめてきました。

平和と民主主義の問題でも、林田府政は、核をつんだ米原潜の京都舞鶴港への寄港に対しても、「非核京都府宣言」をかかげながら、これを容認し、「非核神戸港宣言」をかかげる神戸市政とは対照的な態度をとりつづけてきました。

### ②　「公約」のゆきづまりと破たんから「府政投げだし」へ

その一方で、林田府政が今日まで「公約」の目玉としてかかげてきた山陰線複線化や国道九号バイパスなどが、臨調「二セ「行革」のもと完全にゆきづまって、臨の目にもその破たんが明らかとなり、逆に、宮崎県などが廃止・ありすての危険にさらされています。また、国からの補助金の予算にたする割合も年々低下して、「中央とのパイプ」論は完全に破たんしています。

その上、財政面では、利機あるごとに「公約」の目玉としてかかげてきた山陰線複線化や国道九号バイパスなどが、臨調「二セ「行革」のもと完全にゆきづまって、臨の目にもその破たんが明らかとなり、逆に、宮崎県などが廃止・ありすての危険にさらされています。また、国からの補助金の予算にたする割合も年々低下して、「中央とのパイプ」論は完全に破たんしています。

その上、財政面では、利機あるごとに「公約」の目玉としてかかげてきた山陰線複線化や国道九号バイパスなどが、臨調「二セ「行革」のもと完全にゆきづまって、臨の目にもその破たんが明らかとなり、逆に、宮崎県などが廃止・ありすての危険にさらされています。また、国からの補助金の予算にたする割合も年々低下して、「中央とのパイプ」論は完全に破たんしています。

その上、財政面では、利機あるごとに「公約」の目玉としてかかげてきた山陰線複線化や国道九号バイパスなどが、臨調「二セ「行革」のもと完全にゆきづまって、臨の目にもその破たんが明らかとなり、逆に、宮崎県などが廃止・ありすての危険にさらされています。また、国からの補助金の予算にたする割合も年々低下して、「中央とのパイプ」論は完全に破たんしています。

その上、財政面では、利機あるごとに「公約」の目玉としてかかげてきた山陰線複線化や国道九号バイパスなどが、臨調「二セ「行革」のもと完全にゆきづまって、臨の目にもその破たんが明らかとなり、逆に、宮崎県などが廃止・ありすての危険にさらされています。また、国からの補助金の予算にたする割合も年々低下して、「中央とのパイプ」論は完全に破たんしています。

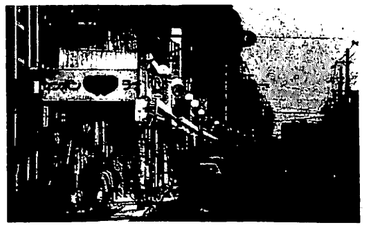

## 今こそ、二六〇万府民の暮らしと環境、平和を守る新しい民主府政の建設を

かつて、京都には、自民党の国政からの防波堤として府民のいのちと暮らしを守る憧川民主府政が二八年にわたり存在していました。

この民主府政は、府庁正面にかかげられた「憲法に生かす」住民本位の府政として特徴づけるのが常でした。国主府政は、何よりもまず、府民の暮らしをおびやかす自民党の悪政に断固として対決し、府民のいのちと暮らしを守るとりでとしての役割をはたしてきました。そして、府民の切実な願いや要求にこたえ、高校三段階や「無料診断」、照照保照照証人制度などをはじめとして数々の施策を実現してきました。

こうした府民本位の民主府政の歴史を大きく転換するならば、自民党政治の下でも住民本位の府政をすすめることが可能であることを立照に証明しています。

林田知事が「府政の投げだし」を宣言し、ゆきづまりと破たんを示している今こそ、この教訓をいかし、自民党政治に対決する民主府政の樹立こそ、その保障となるものです。

### ②　府民の参加で、みんなの新しい民主府政を

二六〇万府民の参加と共同でつくりあげる新しい民主府政は、環境・福祉路線を推行し、地方自治を保障する中曽根政治と対決し、府民のいのちと暮らし、福祉・教育を優先させ、地方自治を守り発展させるとともに、国政の民主的転換を府民とともに要求する府政です。

また、新しい民主府政は、財界・大企業による臨調路線や、いわゆる「第四」による無法なしを断じて許さず、文字どおり二六〇万府民を主人公とする府政です。

そして、新しい民主府政は、核戦争阻止と核兵器廃絶、非核政府の実現を求める世論の先頭に立つとともに、「間近に迫った二一世紀を展望し、平和で豊かな京都、府民みんなが安心して暮らせる住みよいまち・京都をきずく府政です。

自民党の暴政や財界・大企業の横暴と対決してたたかう府民自治の発展こそ、新しい民主府政を支える力であり、新しい民主府政は、二六〇万府民とともに前進する府政です。

私たちは、このような展望のもとに、二六〇万府民の共同目標をかかげるとともに、これを具体化した府政政策をかかげ知事選挙にのぞむものです。

### 六つの共同目標

1. 暮らしと地方自治破壊の臨調「二セ「行革」に反対し、府民・働くものの暮らしと福祉を守り、福祉の充実をはかります。
2. 国のいいなり、財界・大企業奉仕で はなく、中小企業・農林漁業の振興で京都経済の振興をはかります。
3. 財界本位の大型開発と民業圧迫を許さず、交通調整税を復活し、住みよいまちづくりをすすめます。
4. 中曽根「教育臨調」路線に反対し、どの子も伸ばす教育、ゆたかな文化・スポーツの発展をはかります。
5. 暴力・利権とのゆ着をなくし、府民に開かれた清潔・公正な府政をすすめます。
6. 核戦争と国主義復活を許さず、憲法を暮らしの中に生かし、非核・平和の先頭に立つ府政をきすきます。

## 知事選挙の勝利で全国的な革新の上げ潮を

府民のみなさん。

京都の知事選挙は、つねに日本の政治動向を先どりし、全国的に大きな意義をもったたかいとして展開してきたかわれてきました。

とくに、一九五〇年、戦後第一の反動期に、京都の民主勢力が「全京都民主戦線統一会議」を結成し、憧川民主府政を誕生させたことは、反動の巣とたたかう全国の革新・民主勢力に限りない激励と勇気を与えました。

また、故憧川知事の六期をかちとった七〇年知事選挙での勝利は、七〇年代前半の全国的な革新革命の時代、革新自治体の嵐のような発展の時をつくりだす上で決定的な役割をはたしました。

目前に迫った八六年知事選挙は、これらの知事選挙に劣るとも劣らない国政的な意義をもつたたかいであり、その結果は、八〇年代後半の全国的な政治革新の事業にとってできわめて大きな影響を与えるにちがいありません。

私たちは、この知事選挙に勝利し、新しい民主府政を樹立することによって、再び全国的な革新の上げ潮の時代を切り開くために、全力をあげてたたかうものです。



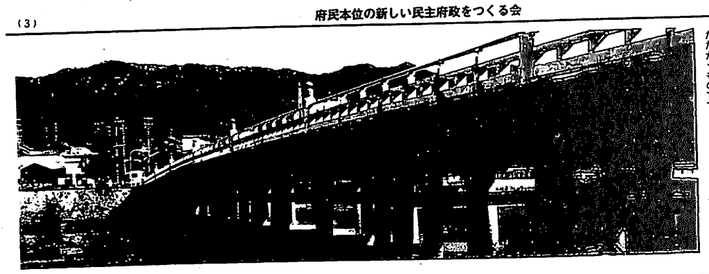

いであり、その結果は、八〇年代後半の全国的な政治革新の事業にとってできわめて大きな影響を与えるにちがいありません。

私たちは、この知事選挙に勝利し、新しい民主府政を樹立することによって、再び全国的な革新の上げ潮の時代を切り開くために、全力をあげてたたかうものです。

# (2)府知事選挙の争点と政策大綱

## 第一の争点――暮らしと地方自治破壊のニセ「行革」に追随し、府民生活の活力をうばうのか　府民・働くものの暮らしと健康を守り、全国最高水準の福祉をきずくのか

今度の知事選挙の第一の争点は、暮らしと地方自治破壊の臨調「二セ「行革」に追随し、府民生活の活力をうばうのか、それとも、府民・働くものの暮らしと健康を守り、全国最高水準の福祉をきずくのか、ということです。

### 臨調「二セ「行革」を全面的に先どりしてきた自民党府政

林田府政は臨調「二セ「行革」を先どりし、府民の暮らしと福祉、教育の切り捨てをすすめてきました。

行政責任を放棄して民間義務のない任意の福祉施設をすべて民間委託したのをはじめ、調野保健所の廃止、労働セツルメントの廃止、農業改良普及員の削減、高校進学率引き上げの県の制限及び四切り実施などをおこなってきました。また、八四年には四五項目の公共料金をいっせいに二〇%―一〇〇%値上げし、高校授業料を八年間に五回も値上げしました。また保母定数を全国一二位だったヨットハーバーの建設にあたって京都市に七億円も負担させるなど、府立施設の建設に対し市町村にばく大な負担をしいてきました。

さらに林田府政は、昨年十月に国の行革大綱を踏襲した「京都府行政改革大綱」を決定し、農業改良普及所や土木事務所の支所・出張所の廃止、公共料金の四上げ、住民サービス面門の府職員の大幅削減など、府民と府職員に新たな犠牲をしいる一方、「学研都市」推進体制を大幅に拡充するなど財界本位の行政をいっそう露骨にすすめようとしています。また、市町村にたいしても、自治省のモデルその府の「行革大綱」を下敷きにした「地方行革大綱」づくりを押しつけ、住民サービスを一層切り捨てようとしています。

### 福祉を全国最低ランクに後退させ、府民・働くものの暮らしと健康を破壊する自民党府政

憧川民主府政は、老人医療無料化など府民の要求にこたえるためにたかい行政で福祉の充実をはかってきましたが、林田府政は府民の切実な要求をことごとく無視し、国のいいなりになって福祉の切り捨てをすすめ、全国最低ランクの福祉に後退させました。

例えば、四年前の公約を踏みにじって老人医療を有料化したのをはじめ、府立福祉施設の民間委託や老人ホーム入所費用の有料化など相次ぐ値上げ、ホームヘルパー派遣の有料化などをすすめてきました。また、老人ホームの入所希望者が全国で二番目に多いにもかかわらず、老人ホームの建設を抑制し、民主府政時代に全国二三位だった定員数を全国四一位に後退させました。全国で実施されている四歳児健康無料化の所得制限の撤廃や、母子家庭の母親にたいする医療無料化を二年ごまで拡大にしてしまいました。これらの府政の姿勢は、「高齢者や身体障害者を全面で福祉の充実にしてしまいました。さらに母子家庭奨学金を八年間も据え置き、暮らしの資金の貸し付けを年々へらすとともに、四歳児の府費保育料や共同作業所への助成、ちぼう性老人対策など、ほとんどの福祉施策を全国水準から遅れたものにしてしまいました。

憧川府政は、また、労働相談も起こなう労働セツルメントを府下二〇カ所に組織するなど労働者の権利と団結をするどく弾圧するなど、府民の命と健康を守りました。

ところが林田府政は、労働セツルメントを次々に廃止したのをはじめ、労働災害の多発、労働条件の著しい悪化にたいして、なんの対策もとろうとしませんでした。また、公的四住宅を団地」「団家を守るのは自分の四住」との立場からの保健医療計画を策定するとともに、乗人医療の有料化や調野保健所の廃止を強行し、府北部住民の医療体制充実のねがいに背を向けるなど、府民の健康破壊をいっそう促進してきました。

### 臨調「二セ「行革」に反対し、府民生活向上のための民主的行政改革を

臨調「二セ「行革」に追随する林田府政の姿勢は、財界本位の行政を府民におしつけ、府民生活の切り捨て、府民犠牲の反動政治をすすめるものです。

新しい民主府政は、中曽根内閣がすすめる国庫負担金・補助金の削減など自治体への負担の押しつけや受益者負担の強化、暮らしに直結する予算の切り捨てなどにつよく反対します。林田府政が策定した「京都府行政改革大綱」を撤回し、府民生活向上のための府民本位の行政改革を実行します。高校授業料など公共料金の値上げを抑えるとともに、国民健康保険料や保育料などの値上げを抑えるために市町村への援助を強めます。

### 府民・働くものの暮らしと健康を守り、福祉の充実を

#### ①　全国最高水準の福祉をきずき、安心して暮らせる社会を

老人医療の患者負担復活や受益者負担による「老人中間施設構想」など福祉・社会保障制度のひきつづく改悪に反対します。

老人医療無料化を保持させるとともに、低所得者の医療費負担の軽減、母子家庭医療無料化の所得制限の撤廃と対象の拡大、母子家庭の母親の医療無料化などを府独自に実行します。

ひとり暮らし・寝たきり・ちぼう性老人の総合対策など「最かな老後を保障する総合計画」と新たな「国際国際年高齢者計画」を策定し、特別養護老人ホームや総合福祉会館、障害者施設など各種福祉施設の増設、生活保護、在宅福祉・労働・住宅・まちづくり・社会参加などの対策を総合的に拡充します。とりわけ、福祉施設の入所費用の軽減、ホームヘルパー派遣の増員と無料派遣の援助、ちぼう性老人相談センターの設置、共同作業所への助成の強化などをすすめます。

ひとり暮らしの資金制度の拡充、母子家庭奨学金の増よりの改善を図助するとともに、学童保育の制度化を促進し、婦人と子供の権利を守ります。民間保育所の職員や学童保育の指導員などの給与改善を援助します。

#### ②　府民のいのちと健康を守る医療保健体制の充実を

がん・成人病検診を広める中核センターとして「総合検診センター」を建設し、府南部地域への

ツルメントを府下二〇カ所に組織するなど労働者の権利と団結をするどく弾圧するなど、府民の命と健康を守りました。

ところが林田府政は、労働セツルメントを次々に廃止したのをはじめ、労働災害の多発、労働条件の著しい悪化にたいして、なんの対策もとろうとしませんでした。また、公的四住宅を団地」「団家を守るのは自分の四住」との立場からの保健医療計画を策定するとともに、乗人医療の有料化や調野保健所の廃止を強行し、府北部住民の医療体制充実のねがいに背を向けるなど、府民の健康破壊をいっそう促進してきました。

### 臨調「二セ「行革」に反対し、府民生活向上のための民主的行政改革を

臨調「二セ「行革」に追随する林田府政の姿勢は、財界本位の行政を府民におしつけ、府民生活の切り捨て、府民犠牲の反動政治をすすめるものです。

新しい民主府政は、中曽根内閣がすすめる国庫負担金・補助金の削減など自治体への負担の押しつけや受益者負担の強化、暮らしに直結する予算の切り捨てなどにつよく反対します。林田府政が策定した「京都府行政改革大綱」を撤回し、府民生活向上のための府民本位の行政改革を実行します。高校授業料など公共料金の値上げを抑えるとともに、国民健康保険料や保育料などの値上げを抑えるために市町村への援助を強めます。

### 府民・働くものの暮らしと健康を守り、福祉の充実を

#### ①　全国最高水準の福祉をきずき、安心して暮らせる社会を

老人医療の患者負担復活や受益者負担による「老人中間施設構想」など福祉・社会保障制度のひきつづく改悪に反対します。

老人医療無料化を保持させるとともに、低所得者の医療費負担の軽減、母子家庭医療無料化の所得制限の撤廃と対象の拡大、母子家庭の母親の医療無料化などを府独自に実行します。

ひとり暮らし・寝たきり・ちぼう性老人の総合対策など「最かな老後を保障する総合計画」と新たな「国際国際年高齢者計画」を策定し、特別養護老人ホームや総合福祉会館、障害者施設など各種福祉施設の増設、生活保護、在宅福祉・労働・住宅・まちづくり・社会参加などの対策を総合的に拡充します。とりわけ、福祉施設の入所費用の軽減、ホームヘルパー派遣の増員と無料派遣の援助、ちぼう性老人相談センターの設置、共同作業所への助成の強化などをすすめます。

ひとり暮らしの資金制度の拡充、母子家庭奨学金の増よりの改善を図助するとともに、学童保育の制度化を促進し、婦人と子供の権利を守ります。民間保育所の職員や学童保育の指導員などの給与改善を援助します。

#### ②　府民のいのちと健康を守る医療保健体制の充実を

がん・成人病検診を広める中核センターとして「総合検診センター」を建設し、府南部地域への

保健所の増設と市町村保健婦の増員への援助、市町村国保財政への援助の強化とをすすめるとともに、地域住民の健康づくりを援助し、保健医療と福祉のネットワークづくりをすすめるなど、保健予防対策をつよめます。寝たきり老人などに対する訪問看護制度を確立します。

国立病院の統廃合など地域医療の切り捨てに反対するとともに、与謝の百病院の総合病院化をはじめとする府立病院の拡充、公的病院への援助の強化、医療過疎地域の医師確保と診療体制の整備、救急医療の整備をすすめます。

心身障害やアルコール依存症などの専門治療体制やリハビリ施設を拡充し、医療被爆者や難病患者の対策をつよめます。

③　労働者の生活と権利を守る労使行政を

長時間労働を固定化する労働基準法の改悪や、失対事業の六段階引き下げなど五四以上を労働力とみなす労働政策に反対します。労働経済研究所と勤労者福祉会館、労働センターの運営をつよめ、積極的な労働組合活動の確保、救済、労働条件の改善のための指導援助、未組織労働者の組織化への援助などを行います。

「労働者の保護に関する条例」を制定し不当な解雇を規制するとともに、労働者の生活と権利を守る立場から指導援助を強めます。

地域産業資金の引き上げと南北格差の是正を行い、その趣旨を府内に指導するとともに、実効ある「パート設置条例（案）」の制定、中小企業退職金共済制度の充実、健康診断の充実への援助など、パート労働者や中小零細企業に働く労働者の労働条件の改善に努めます。

④　婦人の地位の向上をはかる

母性保護規定の実現を国に求めるとともに、女子雇用平等法の制定を国にもとめます。

国立婦人の十年を発展させ、国会で批准された婦人差別撤廃条約にそって「府内行動計画」の改定を行い、各種審議会等への婦人の積極的登用、労働条件の改善など婦人の地位の向上をはかります。

⑤　青年の社会的地位の向上を

青年の自主的な文化・スポーツ活動を援助し、青年の参加のもとに「青年年府内行動計画」を策定し、各種審議会等への青年代表の参加、京都府内企業への雇用枠の引き上げ、職業訓練センターの設置、初任給の引き上げの指導、自主的活動への援助などをつよめます。

⑥　消費生活の安定・向上へ消費者行政の充実を

生協活動に対して、消費者の組織づくりを援助します。消費者保護条例を改正し、悪質商法の禁止、表示義務の強化、物価の監視、商品の安全性のチェックなど消費者行政を積極的につよめます。円高還元の実現、電気・ガス料金などの値下げを要求するとともに、所得税の大幅減税・課税最低限の引き上げ、教育費の負担軽減の実現の引き上げなどを求めます。

## 第二の争点——国のいいなり、財界・大企業奉仕で京都経済をさらに衰退させるのか　中小企業・地場産業、農林漁業の振興で京都経済に活発をとり戻すのか

第二の争点は、中曽根政治に追随し財界・大企業奉仕の産業政策をすすめて、京都経済の活力をうばい、危機に拍車をかけるのか。それとも、京都経済の自主的発展をはかり、京都府民に活気と豊かさをとり戻すのか、ということです。

### 1、中小企業中心の商工行政で活気あふれる京都経済を不況に追いうちをかける財界本位の自民党府政

京都の中小企業の倒産は、林田府政のもとで昨年三〇〇件の大台をこえる高水準で推移し、一昨年は過去に例のない五件と最悪になり、昨年は四〇八件と史上二位を記録しました。それは林田府政の財界本位の施策の結果であり、二つの大きな原因があります。

一つは、府政自体には、生産誘致で四四〇社の進出があったと自慢しながら、進出企業の約六〇％が五年以内に撤退するという異常な事態を放置してきたことです。

二つは、府政が中小企業への仕事おこしや金融対策など、国の施策をそのまま押うけるだけで独自の施策をすすめようとしませんでした。

また、経営基盤は弱いが雇用の占める割合の大きい分野ですが、林田府政は、倒産が激増している中小企業への公的融資を縮減させたままで、京都への大手銀行の相次いでの撤退にたいしても、金融と地ラカンフル注射が必要となります。民主府政が担当保証協会の機能強化など積極的な対策をとるべきであったことは明白です。

また、経営基盤の弱い中小企業の育成と振興のために、府政が大規模開発・府民税の減税などを強く要求するとともに、所得税の減税・課税最低限の引き上げ、教育費の負担軽減の実現の引き上げ、自主的活動への援助などを求めます。

### 2、農林漁業の振興で活気あふれる農村と二六〇万府民の豊かな食生活を

#### 国退陣で農業危機にいっそう拍車をかける自民党府政

自民党政府の積極的な推進、臨調路線のもとで、五年連続の農林予算の削減、強まる農産物の市場開放圧力、生産資源価格の据え置きなど、日本の農業はかつてない危機に直面しています。

林田府政は、この自民党農政に追随して、農業生産の振興や農業所得の確保などの努力をおこたり、農業の衰退と農村の荒廃に手をかしています。

林田府政は、府下農業の中心である米について、国の割当て目標を大幅に超過減反」、減反優等生」ぶりを発揮して、「京都米作戦」の名称をはじめ、転作条件の強制、生産調整の手段などをすべて国の農政の忠実な実行者の役割を果たしてきました。

林田府政は、府下農業の中心である米について、国の割当て目標を大幅に超過減反」、減反優等生」ぶりを発揮して、「京都米作戦」の名称をはじめ、転作条件の強制、生産調整の手段などをすべて国の農政の忠実な実行者の役割を果たしてきました。

その結果、毎年一、〇〇〇haにもおよぶ広大な水田が荒れ放題になりました。

土地改良事業についても、臨調路線に追随して、その進度を大きく落とせ、農家負担の手当てをしてきました。また、農家要求を十分にふまえた圃づくりを行なうことなく、現実の農業とかけ離れた圃づくりを強行してきました。

その結果、農家の高齢化や労働力不足、農業所得の減少などの条件が重なり、農家の圃場整備事業への参加意欲は急速に減退しています。

#### 再び、全国の商工行政の灯台として、農業の拡大と結びついた中小企業の振興を

新しい民主府政は、府内農業を引きたし、活気あふれる京都経済をきずくため、中小企業や地元企業の協力のもとに、「京都農業再生プラン」をかけ、京都経済の不況を克服する道です。

① 第二次・"吸き飛ばせ対策"で中小企業の振興を

中小企業対策協議会を、現在の財界主導型から本来の中小企業団体中心に改組し、学者・研究者の協力もえて、中小企業の育成と振興拡大計画をつくり、中小企業を守るために合理の施策をうちだしながら中小企業を守るために合理の施策をうちだして"吸き飛ばせ対策"を確立します。

中小企業振興のため、技術・経営・金融にわたる総合的な援助をつよめ、府内各地域で企業誘致をすすめます。府立中小企業総合指導所を新築・拡充するとともに、府北部にも地域指導所を設置します。また、中小業者の組織化、共同化、団地化、異業種交流などを積極的に援助します。

② 都市型軽工業を――織維産業の第二次振興計画の推進――

都市型軽工業として発展してきた伝統産業の歴史的・技術的蓄積と京都という文化的環境を活びつけ、さらに都市に立地するという条件を生かして、製造・デザイン・流通を含む近代化を積極的にすすめるため、府は全面的に援助します。とりわけ伝統産業の中で高い比重を占める織維産業について、民主府政の内発織維業振興計画をつくり、積極的な拡大と掘りおこしにつながる"新しい伝統産業まつり"の企画・助成や流通の近代化など総合的な第二次振興計画をたて推進します。

京都で特別の比重を占める合成工業の振興・開拓を援助します。

③ 下請企業振興を中心とした機械金属の近代化

五カ年計画の策定・推進を

京都の下請機械金属分野は、このままでは競争に立ち遅れてしまいます。京都のすぐれた技術の一層の向上とあわせて新織機械の設置も必要です。その導入には安定した受注と低利の資金が必要です。そのため、下請中小企業振興法にもとづく振興事業計画をたて、親企業の協力もえて、この事業を推進するとともに、独自の高い技術の継承と向上、設備貸与制度など融資制度の充実、団地化、協同化や下請中小企業対策の強化をはかります。

④ 商業の振興と都市再開発の推進を

商業の振興と都市再開発の推進を

商業の振興と都市再開発の推進を

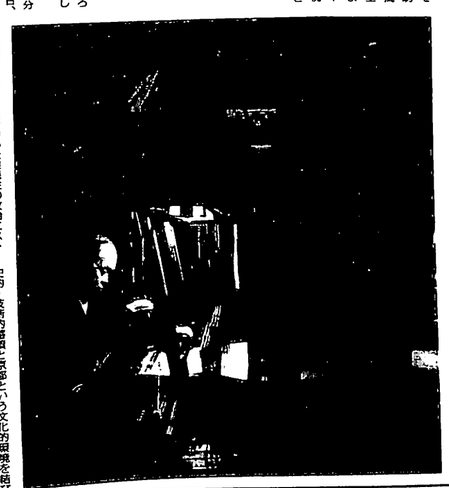





協同化や下請中小企業対策の強化をはかります。

⑤　労使一体となった地域産業づくりを

大型店や大資本によるコンビニエンス等の出店を規制する「大型店出店届出規制要綱」を制定するとともに、消費者に「見捨てられる魅力ある商店街づくりを援助します。小売業・商店街・小売市場・飲食・娯楽業そして消費者・消費団体の参画三者が協力して町づくり振興会を組織し、消費者のニーズにあい、地域の歴史的風土にあった特色ある町づくりを援助します。

⑥　活気ある文化・芸術の保存・整備と地域に根づいた先進振興を

京都府下の文化・芸術を保護する開発を規制し、その保存や整備、新しい史跡・行事の発掘をすすめるとともに、大型ホテルの進出ラッシュを規制し、旅館・民宿・みやげもの店などへの融資制度を拡充します。また、府下南北を含め、観光地をつなぐ観光路線などの整備をすすめ、紙園祭などと地域に根ざした新しい取組みも援助します。

⑦　古都税問題の解決と観光振興を

古都税の課税・徴税・撤税中止のとりやめに向けても努力するとともに、当面被害をうけている観光関連業者全体を対象とした低利の融資制度を新設します。

⑧　中小企業への公営融資の大幅な拡大を

官公需発注促進懇談会を組織し、公正なランクづけ、分割発注などをすすめるとともに、府外の大手企業への発注を規制し、中小企業への官公需発注を拡大して融資制度などの総合的な改善対策を積極的に引き上げるとともに、融資制度全体を中小企業育成の立場にたった本来の指導金融に戻し、手続きを簡素化して借りやすくします。そのため、信用保証協会に対する融資斡旋てんや、制度融資以外に地域独自の融資制度などの拡充をすすめます。

また、制度融資を斡旋する保証協会の運営強化と役員の選任を府の指導を強め、中小業者の組織化に役立つものへと改革します。

⑨　大型間接税の導入に反対する

物価をつうじわず、低所得層ほど負担の重い悪税の大衆課税である大型間接税の導入に断固として反対します。

### 2、農林漁業の振興で活気あふれる農村と二六〇万府民の豊かな食生活を

#### 国退陣で農業危機にいっそう拍車をかける自民党府政

自民党政府の積極的な推進、臨調路線のもとで、五年連続の農林予算の削減、強まる農産物の市場開放圧力、生産資源価格の据え置きなど、日本の農業はかつてない危機に直面しています。

林田府政は、この自民党農政に追随して、農業生産の振興や農業所得の確保などの努力をおこたり、農業の衰退と農村の荒廃に手をかしてきました。

林田府政は、府下農業の中心である米について、国の割当て目標を大幅に超過減反」、減反優等生」ぶりを発揮して、「京都米作戦」の名称をはじめ、転作条件の強制、生産調整の手段などをすべて国の農政の忠実な実行者の役割を果たしてきました。

その結果、毎年一、〇〇〇haにもおよぶ広大な水田が荒れ放題になりました。

土地改良事業についても、臨調路線に追随して、その進度を大きく落とせ、農家負担の手当てをしてきました。また、農家要求を十分にふまえた圃づくりを行なうことなく、現実の農業とかけ離れた圃づくりを強行してきました。

その結果、農家の高齢化や労働力不足、農業所得の減少などの条件が重なり、農家の圃場整備事業への参加意欲は急速に減退しています。

#### 農林漁家の暮らしをまもり、二六〇万府民の豊かな食生活を

伽川民主府政は、"減反の押しつけなど国の農林漁業破壊政策にたいし、「京都保障」や価格補償制度、「育てる漁業」の推進など、農林漁家の自主的な努力をうながし、地域農業の総合的な発展をはかります。

① 米の自由化と減反の押しつけをやめ、地域農業の総合的な発展をはかる

国民の主食である米を守るために、府内各地域の総合的な農業振興をすすめます。

② 都市型軽工業として、伝統産業の新たな発展を――織維産業の第二次振興計画の推進――

都市型軽工業として発展してきた伝統産業の歴史的・技術的蓄積と京都という文化的環境を活びつけ、さらに都市に立地するという条件を生かして、製造・デザイン・流通を含む近代化を積極的にすすめるため、府は全面的に援助します。とりわけ伝統産業の中で高い比重を占める織維産業について、民主府政の内発織維業振興計画をつくり、積極的な拡大と掘りおこしにつながる"新しい伝統産業まつり"の企画・助成や流通の近代化など総合的な第二次振興計画をたて推進します。

京都で特別の比重を占める合成工業の振興・開拓を援助します。

③ 下請企業振興を中心とした機械金属の近代化

五カ年計画の策定・推進を

京都の下請機械金属分野は、このままでは競争に立ち遅れてしまいます。京都のすぐれた技術の一層の向上とあわせて新織機械の設置も必要です。その導入には安定した受注と低利の資金が必要です。そのため、下請中小企業振興法にもとづく振興事業計画をたて、親企業の協力もえて、この事業を推進するとともに、独自の高い技術の継承と向上、設備貸与制度など融資制度の充実、団地化、協同化や下請中小企業対策の強化をはかります。

④ 商業の振興と都市再開発の推進を

商業の振興と都市再開発の推進を

商業の振興と都市再開発の推進を

また、地域経済の活性化をはかり、あとどりが農村にもどれるように、市町村・団体とともに働き場の確保をつよめます。農林漁業者を育成・支援するために、府の試験・研究機関の体制強化、技術・情報の流通システムの整備、融資制度の充実を行います。

③ 都市と農村の連帯で、特色ある産地づくりと豊かな食生活を

地域農業再構想と「地域に根ざした食生活」に根底的な援助を果たしている自主的な産直活動に積極的な援助を行うとともに、地域の特色をいかした産地づくりと新鮮で安全な食品を府民に供給するための総合的な「地域食品需給計画」をつくります。また、地域経済の活性化をはかり、あとどりが農村にもどれるように、市町村・団体とともに働き場の確保をつよめます。農林漁業者を育成・支援するために、府の試験・研究機関の体制強化、技術・情報の流通システムの整備、融資制度の充実を行います。

③ 都市と農村の連帯で、特色ある産地づくりと豊かな食生活を

地域農業再構想と「地域に根ざした食生活」に根底的な援助を果たしている自主的な産直活動に積極的な援助を行うとともに、地域の特色をいかした産地づくりと新鮮で安全な食品を府民に供給するための総合的な「地域食品需給計画」をつくります。



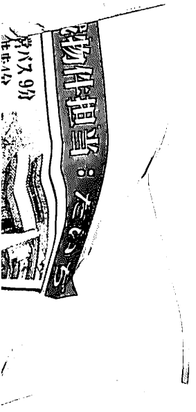

## 第三の争点

# 財界・大企業本位による乱開発の推進か、府民のための住みよいまちづくり・地域づくりをすすめるのか

### 財界・大企業本位で乱開発をすすめる自民党府政

林田知事が、その任中に一貫してすすめてきたことは、府の体制を財界に奉仕する体制に転換させることと、財界がながく懸案の目標であった大規模開発、乱開発を許すのか、それとも、もっぱら、府民のための住みよいまちづくり・地域づくりを重視するのかにあり、今回の知事選挙の最大の争点のひとつとなっています。

財界・大企業の利益を最優先にすすめる林田府政は、その任期中に、「国際都市」にふさわしいなどと称して、都心部の再開発、臨海部の開発、高速道路網の建設など、大規模開発を次々と計画してきました。

その結果、都心部では、ビル風害、日照権の侵害、交通渋滞、地価の異常な高騰など、住民の生活環境は悪化の一途をたどっています。

臨海部では、埋め立てによる工業用地の造成が、ほぼ完了しましたが、大企業の工場進出は、ほとんどなく、逆に、工場の閉鎖、縮小が相次ぎ、広大な土地が遊休化しています。

また、大阪湾ベイエリア開発、関西文化学術研究都市、関西国際空港、関西新空港関連の開発など、大規模開発が、府下全域にわたって、無秩序に計画されています。

これらの開発は、いずれも、財界・大企業の利益を優先し、府民の生活や福祉を犠牲にするものであり、府民の強い反対の声が上がっています。

### 府民が住みよいまちづくり・地域づくりをすすめる新しい民主府政

① 府民参加の「まちづくり協議会」で開発計画を策定

② 新宮湾火力・久御浜廃棄物処理場など、住民の反対の強い大規模開発計画を白紙に戻すこと

③ 「関西文化学術研究都市」の計画を抜本的に再検討し、南山城地域のつりあいのとれたまちづくりを

④ 公立高校増設と私学助成で中学卒業生急増対策を

⑤ 府民の暮らしに根づく文化の育成を

⑥ 府民の暮らしと福祉を守る府政に

## 第四の争点

# いじめや非行、おちこぼれに拍車をかける「教育臨調」の先どりか、子どもの人権を守り、教育と文化・スポーツの発展をはかるのか

第四の争点は、いじめや非行、おちこぼれに拍車をかけるのか、それとも、子どもの人権を守り、憲法・教育基本法の精神を生かした教育と文化・スポーツの発展をはかるのか、にあります。

いま、中曽根内閣や財界・政府自民党内から、臨教審の「審議のまとめ」を先どりする形で、「戦後政治の総決算」の総仕上げとして「教育臨調」による反動的教育改革がしかけられようとしています。

高校三原則をつぶし、高校を全国最低クラスに低下させた自民党府政・府教委

林田府政と府教委は、二期目になって中曽根・教育臨調の先どりをすすめる「教育改革」の具体化として、

① 中曽根・教育臨調一二次対し、憲法と教育基本法にもとづく民主教育を

② 子どもにゆきとどく教育、文化・スポーツ行政の民主的改革を

③ 学校づくりへ、地域ぐるみでいじめ・非行の克服、体制のくずれ、地域づくりへの参加

④ すべての子どもに学力を保障するとともに、教育現場からいっさいのいじめ・非行、体罰をなくすとりくみを教職員・父母・府民が力をあわせて

⑤ 会教育の充実を

⑥ 府民がいつでもどこでも学びつづけられる社会教育の充実を

⑦ 治山・治水の抜本的強化、「まちづくり条例」の制定で、安心して暮らせる生活環境づくりと住みよい住宅建設を

など、府民の暮らしや福祉、教育、文化を犠牲にしても、大企業本位の「総合交通体系」、高速道路網の建設を最優先する政府や国鉄につよく物申す府政をつくりあげることが、いま、緊急に求められています。

のままいけば五〇人をこす赤字となるでしょう。

また、年々、学区が上がる中で、父母・府民の切実な要求になっている私学助成の拡充についても、私学助成の削減をすすめる中曽根政治に追随して伸び率を低下させており、ボラン広場建設への無駄な出費や臨時行政調査会による行革など、私学行政となっています。

昨年十月には、「円後地域の教科書採択をめぐり、府教委が組織介入をおこなったことが、大きな問題となっていた教科書採択にかえて、府教委による教育現場への介入を助長するものであり、「日の丸」「君が代」のおしつけ、教職員への複数的な管理統制など学校教育の自主性、自由が強まっています。また、臨時「行革」によって、学校給食の民間委託化、小・中学校での留守家庭児童会の廃止などがすすめられています。こうして、学校現場の矛盾と混乱がいっそう拡大しています。

### 「振興」とは名ばかりの文化・スポーツ行政

林田府政は「文化の振興」をうたっていますが、「振興」とは名ばかりで「わらべ劇団」への援助の廃止など、地域の文化活動に冷たい態度をとっており、自主劇団による府民劇の上演を妨害のうえに府が主催して「開催」するなど自主的な文化活動を厳しく監視しています。また、府十条地区で開発が行われ、多くの歴史的な遺跡が破壊されようとしていますが、知事は、文化財の保護・保存にも全く熱意を示していません。

### いじめや非行、おちこぼれに拍車をかける「教育臨調」の先どりか、子どもの人権を守り、教育と文化・スポーツの発展をはかるのか

① 中曽根・教育臨調一二次対し、憲法と教育基本法にもとづく民主教育を

② 子どもにゆきとどく教育、文化・スポーツ行政の民主的改革を

③ 学校づくりへ、地域ぐるみでいじめ・非行の克服、体制のくずれ、地域づくりへの参加

④ すべての子どもに学力を保障するとともに、教育現場からいっさいのいじめ・非行、体罰をなくすとりくみを教職員・父母・府民が力をあわせて

⑤ 会教育の充実を

⑥ 府民がいつでもどこでも学びつづけられる社会教育の充実を

⑦ 治山・治水の抜本的強化、「まちづくり条例」の制定で、安心して暮らせる生活環境づくりと住みよい住宅建設を

など、府民の暮らしや福祉、教育、文化を犠牲にしても、大企業本位の「総合交通体系」、高速道路網の建設を最優先する政府や国鉄につよく物申す府政をつくりあげることが、いま、緊急に求められています。

## 第五の争点

# 暴力・利権とゆ着する暗い府政か、府民に開かれた公正・民主の清潔な府政か

### 暴力・利権とゆ着する暗い自民党府政

第五の争点は、京都府政が右翼や暴力団、部落解放同盟（一解同）などによる暴力や利権とゆ着（一解同一）の源泉にメスを入れ、府民に開かれた公正・民主の清潔な府政をすすめるかどうかにあります。

かつて蜷川民主府政は、その内部からも、右翼や暴力団の不法行為と行政への介入については「一切ない」と言明し、「団和」の名をかたった右翼・暴力団の不法行為をはじめ、府内の土木の現場から政治への介入にいたるまで、厳しくこれを監視し、その根絶をはかってきました。

### 暴力・利権とゆ着する暗い自民党府政

自民党府政になって、右翼や暴力団の策動が活発になり、その不法行為も、ますます増大しています。

事実、府庁内で起こった飛田給庁舎建設をめぐる不法脅迫事件、府庁内の土木の現場から政治への介入にいたるまで、厳しくこれを監視し、その根絶をはかってきました。

また、林田知事は昭和会を育成するとともに、「日本一」の折り紙をつけられました。その内容は、「団和」の名をかたった右翼・暴力団の不法行為と行政への介入については「一切ない」と言明し、「団和」の名をかたった右翼・暴力団の不法行為をはじめ、府内の土木の現場から政治への介入にいたるまで、厳しくこれを監視し、その根絶をはかってきました。その内容は、「団和」の名をかたった右翼・暴力団の不法行為と行政への介入については「一切ない」と言明し、「団和」の名をかたった右翼・暴力団の不法行為をはじめ、府内の土木の現場から政治への介入にいたるまで、厳しくこれを監視し、その根絶をはかってきました。

### 府民に開かれた公正・民主の清潔な府政を

① 暴力・利権を一掃し、清潔な府政を

② 新しい民主府政は、一部力・利権を一掃し、府民に開かれた公正・民主の清潔な府政をすすめます。

第六の争点

## 核戦争と軍国主義復活に道ひらく反動府政か
## 憲法を暮らしに生かし、平和を大切にする非核・民主主義の府政を実現するか

国民主権原則に反する反動府政の実例のひとつ

### (3) この政策を実現するための財源政策

#### 府民要求実現、財政本位の財政運営をすすめる府民参加予算

本府財政は、財政・大企業本位の財政運営を行ってきたために、府民の切実な要求にこたえる予算を組むことができず、府民の福祉・教育・医療・生活環境などの面で、全国的にも低い水準におかれています。

本府財政をこのような状態においてきた最大の原因は、大企業の利益を優先し、府民の要求を無視してきた財政運営にあります。

本府財政を府民本位の財政運営に転換するためには、大企業本位の財政運営を改めさせるとともに、府民の要求を実現するための財源を確保することが必要です。

そのためには、次のような財源政策をすすめることが重要です。

① 大企業の不要不急の開発事業を中止・延期させ、府民生活に必要な公共事業に重点的に投資するよう国に要求するとともに、府独自の公共事業の計画的な見直しをすすめます。

② 大企業の利益に見合った税負担を求めます。

大企業の利益に見合った税負担を求めるとともに、府税の不公正な減免措置を改めます。

③ 府民の福祉・教育・医療・生活環境などの面で、全国的にも低い水準におかれている府民生活の実態を改善するために、国の補助金の増額を国に要求するとともに、府独自の施策を積極的に実施します。

④ 国の補助金の削減や地方への負担転嫁に反対します。

⑤ 土木・建設事業の受注者選定方式を改善するとともに、下請業者の保護育成をはかります。

⑥ 国債費や地方債の元利償還金の増大をもたらした大企業本位の財政運営を改めます。

⑦ 国債の発行に依存する財政運営を改めます。

⑧ 軍事費の増大に反対します。

#### 核戦争と軍国主義復活に道ひらく反動府政か

本府政府の「基本構想」は、府民の要求を無視し、大企業本位の財政運営をすすめるものであり、府民の福祉・教育・医療・生活環境などの面で、全国的にも低い水準におかれている府民生活の実態を改善するどころか、ますます悪化させるものです。

また、「基本構想」は、府民の要求を実現するための財源政策を明らかにしていません。

さらに、「基本構想」は、国民主権原則に反する「国家主義」「国家優先」の考え方にたっており、憲法を暮らしに生かすどころか、憲法の精神をじゅうりんするものです。

# 新しい民主府政の実現で
# 山科に公立高校の新設を

## 林田自民党府政に 泣かされ続けの“山科の十五の春”*

高校生の急増に見合う高校増設を怠ってきたわない自民党府政。選別と選別を持ち込む制度改悪で、山科の子ども達は、泣かされつづけ

昭和六十三年がピークの生徒急増にむけ、このままでは「うちの子はどうなる」と父母の不安はいっぱいです。

### 東陵高校グラウンドの用地はあるのに 父母の願いを無視する林田府政

高校増設を求める区民の大きな運動で実現した東陵高校は、狭くて限も狭い高校となっています。

「隣接する市有地をグラウンドに」という父母の願いが府県会でも採択され、市が用地

荒田の増志を示しているにもかかわらず、林田自民党府政は「用地問題が難かしい」と言いわけをし、父母の願いを取り合っています。

そのため学校では、体育の授業やクラブ活動の制限に苦しむ声八苦の状況です

### 差別・選別で、安あがりの人づくり 高校三原則つぶしを強行

林田自民党府政と府教委は、教育に差別と選別をもちこみ、安あがりの人づくりを狙った「教育臨調」を先取りし、「高校三原則」を

つぶして市実上の中学区制の導入を強行しました

その結果、中学校の段階だけで、子ども達の将来にまで差別が持ち

込まれ、山科の多くの高校生は、鴨川を越えて遠い高校までの通距離通学をおしつけられています

また、学校間格差や学区内の格差も広がり、受験地獄に、そう拍車がかかっています

### 教育 公立高校の新設、私学助成と四十人学級の早期実現で、非行、暴力、落ちこぼれのない教育環境をつくります。

「民主府政の会」顧問の吉田たかゆきさんは、「頭も学能増が大きい山科・醍醐に、もう一校、公立高校増設が必要と、その実現に全力をあげています

また暴力団や二セ同和団体、右翼団体の跳梁をおさえ、非行や弱力のない山科のまちづくりで子ども達にゆきとどいた教育をこと、ひびかけ、私学助成の拡充による一学級の早期実現と四十人学級の早期実現」を約束しています

### 住宅 山科警察署跡地は、早期に公共用地として、区民が利用できるように、施設計画をすすめます。

### 交通 地下鉄東西線を早く実現させて、山科区民の交通の便が良くなるように、交通計画をすすめます。

## 吉田たかゆきさんといっしょに 住みよい山科のまちづくりを

**頼りになる吉田さんに期待しています**

山科ダイコーショッピングセンター
事務協同組合 理事長
尾崎 隆良

吉田先生には、火災のときや家庭問題などで、大変お世話になりました。

また、私達も先生の叱咤激励をうけて今日までがんばってきました

頼りになる吉田先生のご活躍を心から期待しています。

あたらしい民主府政
有限会社の住みよい民主府政をつくる会自治団体
山科市自1995年3月7日(金)
山科市役所 正 面
山科市のやさしい民主府政の会
京都市中京区三条通烏丸西入
☎ 075 256 0232
山科新聞



## 中曽根直結の自民党府政で
# 暮らしはみんな大変

福祉・教育を全国最低ランクに後退させた

全国一ひどい不況を京都にもたらした

自民党府政の八年間

いま、府民の暮らしは冷えびえ

この暮らしは京都はタメになります

### 福祉 公約・破り老人医療費を有料化 福祉は全国最低ランクに後退

四年前の選挙公約を破り、老人医療を有料化しました

また、老人ホームの日用品費を有料化し、福祉は全国最低ランクに後退

また、全国で実施されている国民健康保険料の府独自の減額や母子家庭の児童扶養手当の減額を府下実施をしぶっています

### 教育 高校増設さぼり、進学率は43位に 父母の反対押しきり、三原則つぶす

自民党府政はこれを先どらし、「民主・公明・先生方の狙いは分かるが」と言って教育臨調の答申を尊重するとうそぶき、父母の反対を押しきって高校増設をさぼりました。また、高校進学率は全国最低ランクの43位に転落、さらに中学三年の約15%の生徒が全国最低ランクの40位に位置しています。

### 住宅 山科警察署跡地のスキ間だけ 財界・大企業の横暴は野放し 労働セツルメントを次々に廃止

自民党府政は、労働者の交流の場である労働セツルメントを次々と廃止し、日立造船の大幅解雇が続く中の暮らしと福祉を打ちかす財界・大企業の横暴を野放しにしています。

### 交通 山陰線複線電化、九号バイパスのメドたたず 宮津線の廃止に反対せず容認



自民党府政が「公約」を捨てた山陰線複線電化、九号バイパスのメドはたたず、宮津線の廃止に反対せず容認

### 繊維産業を見捨て 仕事を奪う 古都税を認め、京都経済に打撃

京都の繊維産業は、一九八七年度で、全国総額の一七・七%、京都市域に六千九百社、全国総額の一四・七%、京都市域に六千九百社、全国総額の一四・七%、京都市域に六千九百社、全国総額の一四

# ヤミ取引きはもうゴメン
# 古都税をやめてください
# 拝観停止を解除してください

みやげ物
特産品、タクシー
旅館、広告業界などを直撃

## 京都経済に大打撃

被害額は5,000億円(概算)

古都税「人質」賞して反対した

## 吉田たかゆきさん

古都税のゴリ押しと仏教会十一ヵ寺の拝観停止は、みやげ物・特産品店、タクシー、旅館など中小業者の経営を大きな危機に追い込み、ついに倒産業者がでました。その範囲は京都市内だけでなく、府下全域に広がっており、このままでは倒産する業者が続出する恐れがでています。

### 世界にひろがる観光・京都のイメージダウン

古都税、拝観停止の報道はアメリカやヨーロッパの新聞・雑誌でも報道され、その影響で、外人観光客は大幅に減少、ホテル・民宿などのキャンセルが相次いでいます。

### "黙っていられない"と百万人署名に立ち上がる

大原従業員の会は「早く働く場を返せ」と京都市に要望、また、大原保勝会有志の会や京都商工団体連合会、全京都企業組合連合会などを「古都税の即時執行停止・撤去」「古都税の即時執行停止を求める会」を結成し百万人署名運動に立ち上がりました。

自社公民連合の京都市長は市長選挙を前にして、古都税問題での市民の批判が高まるなか、八月八日に密室での和解案を強じました。

吉田たかゆきさんをはじめ弁護士(九名)は、この密約が公選法に違反(利益誘導)するとして、京都市長を告発しています。

今年一月二十四日には第二回の「密約」があることが明らかにされました。寄付金の額を"まけてやる"という約束までしていたというではありませんか。

こんな不正なことは断じて許すことはできません。

古都税問題を解決する道はただ一つです。ただちに古都税をタナ上げにし撤回すること、そして、仏教会の拝観停止もやめることです。

**上京新しい民主府政**

「古都税廃止と拝観停止解除を求める署名」にご協力下さい

上京区新しい民主府政をつくる区民の会(仮称)
〒 所在地(連絡先)
代表者
事務局長
電話番号
郵便振替口座番号
03(75)-451-5222



京都府知事　林田悠紀夫殿
京都府教育委員会委員長　大槻弥一郎殿

1985年　6月
京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　井上　進

## 第一次要求書(案)

教職員の賃金・労働条件を改善し、父母・府民の願いに応え、憲法と教育基本法にもとづく民主教育を発展させるため、下記の賃金・労働条件等の要求について早急に解決されるようここに要求します。

記

### I　賃金引上げに関する要求について

1　基本賃金について

(1)　政府の「人勧凍結・値切り」政策に反対し、82・83・84年度京都府人事委員会勧告を、勧告にもとづく実施時期にさかのぼって、ただちに完全実施されたい。

(2)　85年度の基本賃金(本俸)を、だれでも最低3万円以上、85年4月1日から引き上げられたい。

(3)　75年度における1号下位号俸切替えにたいする復元をすみやかにおこなわれたい。

(4)　人事院および京都府人事委員会に対し、公務員制度の改悪をおこなわないよう申し入れられたい。

(5)　教育職(二)表2等級の号俸を、教育職(三)表2等級と同様に39号まで伸ばされたい。

(6)　採用時の前歴換算の不合理をなくすため、いわゆる5分の4条項を撤廃し、すべて10割換算とされたい。また、時間講師の前歴換算率を時間数にかかわらず10割とされたい。

(7)　実習助手・「寮母」に教育職(二)表2等級を適用されたい。当面、3等級の不合理是正を実施されたい。同時に経験年数10年以上で全員無条件「わたり」を実施されたい。

(8)　学校栄養職員・「介助職員」の賃金の大幅引き上げを実施されたい。

(9)　職務職階制に反対し、通し号俸制を実現されたい。当面、等級間の「わたり」を実現されたい。行政職賃金表については、2等級への「わたり」を実施されたい。

(10)　人確法人勧によって教育職(二)表2等級適用者の一部に生じた、義務制との「逆格差」を早急に改善されたい。

(11)　運用短縮の改善、一斉昇給短縮をおこなわれたい。

(12)　非常勤教職員の報酬を大幅に引き上げられたい。人勧の値切り実施に準じた不足分についても改善を実施されたい。

(13)　病休代替講師を臨時的任用にされたい。

(14)　寮舎児学校調整額を当面12%に引き上げられたい。

(15)　賃金支給日が土曜日にあたる場合は、一日くりあげて支給されたい。

2　行政職賃金表・協約職賃金表適用者の賃金・手当改善について

(1)　77年度以来凍結されている人事委員会勧告にもとづき、行政職賃金表適用者の賃金改善をはかられたい。当面、三号俸以上の引き上げ、上位等級への無条件わたりの実施、さらに給与法十条にもとづく俸給を実現されたい。そのため、組合・教育委員会・人事委員会の三者協議を促進されたい。

(2)　行政職賃金表・協約職賃金表適用者に対して特殊法調整額4%にみあうものを措置するとともに、やむをえない超過勤務に対しては、労基法にもとづく超過勤務手当150/100を完全に支給されたい。当面、超勤手当額を10%に

改善されたい。

(3) 協約賃金表適用者の初任給上位制限を撤廃されたい。

(4) 障害児学校調整額を協約賃金表適用者へも支給されたい。

(5) 夜間定時制の夜勤手当を定通手当に見合うよう増額されたい。また、通信制の日曜出勤手当を新設されたい。

3 諸手当について

(1) 一時金について、期末手当一本とし、年間７カ月プラス 120.000円( 夏期2.5カ月プラス50.000円、年末 3.5カ月プラス50.000円、年度末 1カ月プラス20.000円) として、それぞれの従前の一時金支給日に支給すること。また、支給日が土曜日にあたる場合は、１日くりあげて支給されたい。

(2) 非常勤教職員に、専任教職員に準ずる一時金を支給されたい。

(3) 「国家公務員の退職手当」改悪に準ずる退職手当制度の改悪はやめられたい。また、高齢者に対する昇給延伸・停止をすみやかに撤廃されたい。

(4) 調整手当は全府下９%とされたい。当面、８%地域を９%に、６%地域を８%に改善されたい。

(5) 扶養手当を大幅に増額されたい。当面、配偶者５万円、その他の扶養者１万円とされたい。

(6) 住居手当について、持家者に対して一律15,000円，借家・借間居住者に対して，30,000円を限度に実費支給されたい。

(7) 通勤手当は無税として、全額実費支給されたい。また、２km未満の人にも、2,000円を支給されたい。

(8) 結婚手当 50万円を支給されたい。

(9) ゆきとどいた教育実践のため、研修費月額１万円を全教職員に個人渡しで支給されたい。

(10) 教育職に対し、超過勤務を「命ずることができない」項目について、今なお、膨大な量の超過勤務を強いていることに対して、労基法36条・37条にもとづいて超過勤務手当を支給されたい。当面、時間外勤務手当を10%支給されたい。



(11) 休日の生徒引率手当として、１日につき１万円を支給をされたい。また、生徒引率旅費・宿泊料について一般旅費・宿泊料と格差を生じる現行制度は撤回されたい。

(12) 職種などによって適用除外されている諸手当については、すべての職種に摘要されるよう措置されたい。

(13) 講師に「あき時間手当」と交通費全額を支給されたい。

(14) 臨時的任用者の任用開始月の通勤手当を支給されたい。

(15) 「主任手当」の予算化を削除されたい。

(16) 部活動手当について、当面、次の点についての改善をはかられたい。

① 単価の増額をはかられたい。

② 適用対象時間数（幅）を短縮されたい。

③ 行政職・協約職賃金表適用者への実質的保障をはかられたい。

④ ＨＲ指導への適用拡大を実現されたい。

(17) 以下の特別勤務手当の増額をはかられたい。

① 宿日直手当・「寮母」宿日直勤務手当・舎監の宿日直手当の増額をはかられたい。

② 実習船の乗船教職員の食卓料・船舶乗船手当の増額をはかられたい。

③ 障害児学校用務員勤務手当・高圧汽かん保守作業手当、用務員全定額務手当等の増額をはかられたい。

(18) 給食調理人の早朝勤務に対し手当を支給されたい。

## II 労働条件改善に関する要求について

1 職場の民主的な運営の保障について

(1) 教育の管理統制と教職員の団結・自主性・創造性の破壊をすすめる「管理運営規則」を撤回されたい。

(2) 府立学校の事務部設置等に関する規則の昭和５９年４月１日の「改正」を撤回されたい。



① 府立高教組と事務職員部からの「府立学校の事務組織等の整備について」に関する質問書に対して、誠意を持った回答をおこなわれたい。

② 管理統制の強化に結びつく規則の適用はおこなわないことを明確にされたい。

③ 補職名の導入等により、賃金・権利等に格差を作らないことを明確にされたい。

④ 従来の学校運営に支障が生じることのないよう、以下の点で学校現場への指導を徹底されたい。

ア 図書館司書・用務員・給食調理人等の職務については従来の慣行と民主的な討議による結果を尊重されたい。

イ 特に図書館司書については、『服務にかんする「事務職員等」の「等」から外す方向で校長会で整理する。』との交渉回答を早急に履行されたい。

(3) 学校運営に不当に介入する「３・２２職員会議のありかたについて（通達）」を撤回し、教職員の合意による学校運営・教育活動を保障されたい。

2 教職員の労働条件に関する要求

(1) 労基法・公務員制度等の改悪に明確に反対し、国・人事院に対し申し入れをされたい。

(2) 教職員が安心して年次休暇・特別休暇をとることができるように、教職員定数改善など教育条件整備をおこなわれたい。

(3) 超過勤務等による教職員の健康破壊の実態を調査し、疲労回復措置等必要な対策を講じられたい。

(4) 育児休業法を全職種に適用し、育児休業中の賃金を保障されたい。当面、賃金の３０%を支給されたい。

(5) 看護・介助を必要とする家族を持つ教職員が安心して看護・介助に専念できるようにするため、看護休暇制度を確立されたい。当面、従来の承認欠勤に加えて、無給であっても、長期看護の可能な休暇を処置されたい。

(6) 障害児学校での妊娠中の教職員に対する「指導軽減措置」を拡充し、当面、適用期間・適用職種を拡大し、配当時間を増やされたい。

(7) 教職員の健康を守るため、がん検診・成人病検診の義務化、更年期障害休暇の制度が実現できるよう関係機関への働きかけをつよめられたい。

(8) 労基法及び「労働安全衛生法」にもとづき、ただちに、すべての職場に職員用の休養室・男女別更衣室・男女別トイレを確保されたい。

(9) 賃下げなしの週４０時間制・週休二日制を実現されたい。当面、４週５休制の全教職員適用を実現されたい。

(10) 結婚休暇を１０日間に延長されたい。

(11) 教職員住宅・寮をすべての地域に完備されたい。当面、住宅に困っている教職員に対して何らかの処置をされたい。

(12) 学校事務職員の産休法適用にともない、代替学校事務職員を完全確保されたい。

(13) 学校事務職員の研修の機会を保障・拡大し、研修内容については、学校事務職員の要望を充分聞き、府立高教組との協議をおこなって実施されたい。

(14) 給特法条例制定にともなう京教組と府教委の覚書（確認書）に基づき、職場協定を早期に締結するよう校長を指導されたい。

(15) 労基法35条とそれにもとづく条例・規則の精神にもとづき、日祝日の勤務に対しては代休を保障し、週一日の休日を完全に保障されたい。また、通常の勤務日における超過勤務・深夜勤務については、翌日の回復措置を保障されたい。

(16) 教職員の労働条件をよくするための施設・設備の改善をされたい。当面、休息休憩室・談話室の設置、バス・シャワールームの設置等を実現されたい。

(17) 学校業務及びクラブ等の指導上必要となる衣服・用具等が個人負担となっている現状を改善し、実費補償あるいは貸与等を実現されたい。

(18) 夜間定時制において、婦人教職員が充分に教育活動に専念できるように、夜間保育所を設置されたい。

(19) 生徒輸送にやむを得ず教職員の自家用車を使用せざるを得ない場合の事故等に対し、公用車扱いをする等の補償処置を講じられたい。

(20) 車・メガネの破損等、教育指導にともなう物損に対する完全な補償措置を全

校種において講じられたい。

(21) 現業労働の民間委託化は止められたい。

## III 定員に関する要求について

1．教職員・生徒定数等について

(1) 定数法の抜本的改正のため、国への働きかけを強められたい。当面、文部省の定数改善１２カ年計画を短縮するとともに、高校・障害児学校の定数改善計画も策定するよう文部省に働きかけられたい。また、京都府で実現できる改善については早急に実施されたい。

(2) 高校については、１クラス当り生徒数上限を、当面、全日制普通科４０名・全日制職業科３５名・定時制３０名として各職種別定員を改善し、教員の持時間については、カリキュラム内の教科外指導も含めて全日制１５時間、夜間１０時間以内とされたい。

(3) 学校運営と授業の計画を保障するため以下の措置を講じられたい。

① 各学校のカリキュラム計画を保障する定員を保障されたい。

② 分校・小規模校・定時制・困難校に対する定員上の特別な措置をはかられたい。

③ 現場の生徒指導・学力向上のとりくみを保障させるため、下記の定数上の措置をおこなわれたい。

ア 学力差克服の為の分割講座（含む到達度別講座）を保障されたい。

イ 小人数の選択講座を保障されたい。

ウ 多教科（専門性の高い小教科を含む）を担当しなくてもよい定数を確保されたい。

エ 生徒数の減少傾向にある職業科に対し、その水準を低下させない定数を確保されたい。

④ 小規模学校の教育を保障するため、小規模学校加配教職員を確保されたい。

2．各職種の定員について



(1) 高校における教諭外職員の「現行基準案」見直しによる事務職員削減計画を直ちに撤回するとともに、当面、下記のことをおこなわれたい。

① 小規模校・分校・定時制・通信制に必要な未配置職種を配置されたい。

② 養護教諭を複数配置されたい。当面、２４学級以上の学校に複数配置されたい。

③ 学校図書館司書を学校規模に応じて複数配置されたい。

④ 理科の実習職員については、各教科ごとに一名配置することを原則とし、学校規模に応じて増員されたい。

⑤ 進路部・教務部に専門職員を配置されたい。

⑥ 国の「基準」さえ下まわっている職種についっては、ただちに国なみに引上げられたい。

⑦ 職場の合意を抜きにした基準案のおしつけ、強行はおこなわないこと。

(2) 障害児学校については、きびしい労働条件を改善し、ゆきとどいた教育を保障するため、「寮母」・給食調理人・介助職員・事務職員・用務員等を増員されたい。

(3) 水産高校の実習船の大型化（二倍以上）の実態にみあって、船員数を最低２名（現在１１）増員されたい。

(4) 全日制の高校の寮に専任舎監を配置されたい。それまでの間、担当教員の負担軽減をはかられたい。

(5) 夜間定時制警備員の複数配置と被害の保障措置をはかられたい。

(6) ３０才以上の講師および学校職員の受験資格を奪う「特別選考試験」廃止通知を撤回し、存続されたい。

## IV 教育条件に関する要求について

(一) 教育行政をすすめる基本姿勢について

1 憲法・教育基本法にもとづく民主教育推進の立場を明らかにされたい。



2 現場教職員の自主性・総意を尊重する民主的な学校運営を保障するとともに、それを行政の基本姿勢ともされたい。

(二) 教育の基本や制度にかかわる問題

1 高校教育制度の改変に関する要求

(1) 現場教職員や父母・府民の声を無視し、一方的に実施した改悪高校制度についてはただちに撤回されたい。

(2) 当面、次年度京都府高等学校入学者選抜について次の改善を実施されたい。

① 京都府公立高等学校入学者選抜協議会を再度開催すること。

② バス停留所方式を中止し、従来の小学校区単位の居住地配分方式に戻すこと。

③ 学校間・類型間格差を生むⅡ類のⅠ類通学区外合格者（30%）入学方式を撤廃し、Ⅱ類もⅠ類と同じ通学区にすること。

④ 特別活動・部活動に関連した入学校決定については取り止めること。

⑤ Ⅲ類については募集を停止し、Ⅰ類にふりかえること。

⑥ Ⅱ類の系別（理数・人文・文理）の入試を中止すること。

⑦ 公立高校専願制の「○印」方式を廃止すること。

⑧ 総合選抜地域における生徒相互を交換する入学校の決定については取り止められたい。

⑨ Ⅱ類不合格でⅠ類合格生徒の発表方法について教育的配慮をすること。

⑩ 高校入試教科５教科制を撤回し、すみやかに９教科制に回復すること。

2 学校の教育課程編成権へ不当に介入する「１１・７京都府教育委員会通知」を撤回されたい。

3 研修・教育研究の自由と保障について

(1) 研修の内容や主催者団体によって服務の取扱いを差別し、民主的学校運営に重大な支障をきたし、校長の裁量権を一方的に制限する「８２年１０月１５日通知」をただちに撤回されたい。

(2) 各学校現場における研修の自由を保障されたい。

(3) 「研修歴」を人事・身分・給与に関わらすことのないようにされたい。



(4) 青年研修事業に関する「３・８確認」を尊重し、運営委員会方式による青年研修事業を正しく評価し、復活されたい。

(5) 「京都府総合教育センター」については次の点を指導されたい。

① 「拡充懇話会」の答申の精神を厳守すること。

② 官制研修における「自主・民主・公開」の三原則を逸脱している点をあらため、三原則を厳密に守ること。

③ 研修の本来のあり方に反する「受講票」はやめること。

(6) 現場教職員が充分研修をおこなえるよう大幅定員増をはかられたい。

(7) 研修旅費を大幅に増額されたい。

(8) 各教科・領域の研究会への助成金を大幅に増額されたい。

(9) 府立学校教員研究奨励事業について、協議会方式を一方的に打ち切ったという非民主的方法を厳しく自己批判し、ただちに従来の方式に改められたい。また事業費の増額をはかられたい。

(10) 学校事務職員等の研修の機会を保障し、拡大し、研修内容については現場・学校事務職員等の要望を充分聞き、組合との協議をおこなって実施すること。

(11) 研修費月額１万円を全教職員に個人渡しで支給されたい。

4 「学校教育指導の重点」の一方的方針転換を改め、現場教職員のとりくみと意見を誠実に反映されたい。

5 「府立学校において使用する教材の取扱いに関する」規則を撤回されたい。

6 ６３年国体にかかわり、学校教育や学校運営を歪めることのないよう、また、し意的な人事等をおこなわないようにされたい。

7 主任制について

(1) 主任制規則を直ちに撤廃されたい。

(2) 主任の手当の予算化を断念されたい。

(3) 主任制規則の運用についての質問書に直ちに回答されたい。また、学科部長のおしつけはやめられたい。

(4) 任命主任の拡大はやめられたい。

(5) 主任（部長）名による人事異動はやめられたい。

8 教育実習について

府立学校の民主的な教育実習制度を確立するため、市内の４者協議の精神に

もとづいて、京教協・校長会・府立高教組との話し合いを開始されたい。

（三）　増収容計画・学級定員等の改善について

1　中卒生急増に対する増収容対策について
(1)　準義務教育化しつつある高校教育の状況をふまえ、中卒生急増期における後期中等教育の保障のあり方についての基本的考えを明らかにされたい。
(2)　中卒生急増のピーク時に至るまでの増収容計画を明らかにされたい
(3)　中卒生急増に見合った充分な教育条件の整備・拡充をはかられたい。
①　増収容にあたっては高校増設で対処し、４６・４７人学級など教育条件の切り下げによる切り抜け策はやめられたい。
②　小・中・高・障害児学校（特に高等部）のマンモス校を解消されたい。
③　４０人学級実現にむけた計画を明らかにされたい。
④　教職員定数を大幅に増やされたい。
⑤　来年度以降の高校授業料の値上げはやめられたい。
(4)　公私立高校設置者協議会に、父母・府民・教職員の意向が反映されるよう、その構成員・審議方法等を民主的なものにされたい。
(5)　高校増設費の「国庫補助の継続と、大幅増額、土地購入費への適用」を国に強く働きかけられたい。
2　６１年度の増収容計画について
(1)　６１年度の増収容計画については現場教職員の意向、父母・地域住民の総意を尊重されたい。
(2)　増収容計画にともなう、定員増と施設・設備の拡充について現場教職員の要求に誠実に応じられたい。
3　４０人学級実現、大規模校の適正化について
(1)　義務制の４０人学級の即時完全実施と４０人学級の高校への適用について国に強く働きかけられたい。
(2)　府独自措置として当面過疎地の４０人学級を実現されたい。
(3)　高校増設をすすめ、大規模校の適正化につとめられたい。
4　障害児学校の過密の状況を解消し、当面、府南部と京都市西地域に養護学校を建設されたい。当面、過密対策として教職員・父母の合意抜きの一方的校区変更はやめられたい。

（四）　その他の教育条件の改善について

1　教育施設・設備等の改善について
(1)　新設高校の建築に当り、教室等の面積を従来の教室と比較しても極端に狭くするようなことのないよう、少なくとも従来の面積は確保されたい。
(2)　既設校の校舎の改築・改修、および老朽化したり破損した設備の更新の計画を明らかにされたい。また、改築等にあたっては、学校の意見を充分尊重されたい。
(3)　需要費・旅費を大幅増額し、教育活動に支障なきようはかられたい。また、算定基準に定額講師を含めるなど、基準の改善をおこなわれたい。
2　遠距離通学生の交通費負担の軽減、公費助成の拡大をはかられたい。
3　授業料減免財源を大幅に増額するとともに、各職場からの希望申請については事前に規制するようなことのないようにされたい。
4　国鉄の分割・民営化を背景にした、生徒の通学にさしつかえる宮津線・小浜線・舞鶴線の無人化・ダイヤ改悪・割増運賃に反対し、福知山鉄道管理局に申入れをおこなわれたい。
5　障害児学校のスクールバスについて大型化政策をやめ、必要な台数の拡充をはかられたい。







# 1985年賃金確定にあたっての府職連要求書

１９８５年１１月　日

京都府知事
林田悠紀夫殿

京都府職員・教職員組合連合
京都教職員組合
執行委員長　佐藤良輔
京都府職員労働組合
執行委員長　川上博司

京都府職員・教職員組合連合は、去る5月31日に「１９８５年度府職連統一要求書」を貴職に提出し、早期解決をもとめてきました。すでに人事院および府人事委員会の勧告が出され、国・他府県の動向も含めて、本府における賃金確定をはかる時期となりました。

政府・自民党は、私たち公務員労働者の強い要求にかかわらず、人事院勧告5.74％を7月実施とする値切り方向を閣議決定しようとしています。また、公務員労働者を新たな職務・職階給で差別・分断する給料表の１１級制の導入など、公務員制度の改悪をふくんでいます。

私たちは、このような5年つづきの凍結・値切りや制度の改悪、それにもとづく地方自治体への干渉・介入など、断じて容認できるものではありません。

府人事委員会は、こうした動きのなかで、１０月２５日「平均5.66％、１５，０３４円」の給与改善と１１級制の導入など給与制度の改悪をはかるよう、勧告をおこないました。また、給与勧告制度の意義・勧告の速やかな実施など、完全実施をもとめる立場を表明していますが、全体として、私たちの要求とはかけはなれた超低額・国追随の内容となっており、不満と怒りを表明するものです。とりわけ、給料表の１１級制の導入は職場と職員の間に差別と分断をもちこみ、賃金の切り下げと既得権をはく奪する職務職階給の強化として、全職員・教職員の批判と反発をよんでいます。

こうした時点にたって私たちは、既に提出した「１９８５年度府職連統一要求書」の解決を基本に、次の内容を申入れますので、地方自治を擁護する知事の立場や、職員・教職員の生活を守る任命権者の責任を果す立場から、早急に解決されるようもとめるものです。

記

1.　5月３１日提出の「１９８５年度府職連統一要求書」の解決をはかること。
2.　基本賃金を３５，０００円以上引きあげること。そして最低、府人事委員会勧告の賃上げ分を完全実施すること。
3.　昭和５７、５８、５９年勧告の凍結、値切り分を完全に実施すること。
4.　給与制度の改悪に関して
①　職場と職員の間に差別と分断をもちこみ、賃金の切り下げと既得権をはく奪する給料表の１１級制の導入（職務職階給の強化）反対
②　給与改定にあたっては、現在、各人が格付されている「等級」に対応する「級」で最低きりかえること。
③　自治省の「中間報告」に追随した内容で「標準職務表」「資格基準表」「等級別定数」の改悪を行なわないこと。
5.　調整手当を全地域引き上げをはかること。その他の諸手当の改善をはかること。
6.　当局の責任において、福利厚生を充実すること。
7.　週休二日制を要求にそって解決すること。
8.　育児休業、看護休暇、単身赴任問題を要求にそって解決すること。
9.　こんにちまで労使間でつみあげてきた既得権については、完全に守ること。
10.　給与改定および制度の改変にあたっては、一方的に強行することなく、府職連との交渉で合意をうること。
11.　賃金確定については、差額支給も含めて年内に完了すること。

以　上



物件担当：たいら

別表(1)

## '85人勧と現行との比較表(概要)

| 項目 | | '83 人 勧 | '83賃金確定 | '84 人 勧 | '84賃金確定及び現行 | '85 人 勧 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 官民格差 | 率 | 6.47% | 2.03% | 6.44% | 3.37% | 5.74% |
| | 額 | 15,230円 | 4,771円 | 15,541円 | 8,138円 | 14,312円 |
| 源資配分 | 本俸 | 5.49% 12,928円 | 4,051円 | 5.45% 13,160円 | 2.84% 6,852円 | 4.78% 11,907円 |
| | 諸手当 | 0.67% 1,566円 | 488円 | 0.67% 1,608円 | 0.36% 881円 | 0.67% 1,684円 |
| | はねかえり | 0.31% 736円 | 232円 | 0.32% 773円 | 0.17% 405円 | 0.29% 721円 |
| 比較ベース | 年令 | 41.2才 | | 41.3才 | | 40.8才 |
| | 額 | 235,297円 | | 241,255円 | | 249,209円 |
| 定期昇給 | | 2.11% 4,960円 | | 2.08% 5,025円 | | 2.1% 5,236円 |
| 仲裁裁定(含定昇)率 | | 6.43% | | 4.26% | | 4.82% |
| 春闘相場 | | 4.40% | | 4.60% | | 5.08% |
| 初任給(国) | 教諭(大卒) | 120,800円 | 115,700円 | 123,200円 | 119,600円 | **125,900円** |
| | 教諭(短大卒) | 104,500円 | 100,000円 | 106,500円 | 103,400円 | **108,900円** |
| | 実習助手(高卒) | 96,900円 | 92,800円 | 98,800円 | 96,000円 | **101,100円** |
| | 事務職員(大卒) | 114,000円 | 104,000円 | 110,800円 | 103,600円 | **109,100円** |
| | 〃 (高卒) | 91,600円 | 87,700円 | 93,400円 | 90,700円 | **95,500円** |
| | 栄養職員(短大卒) | 98,100円 | 93,900円 | 100,000円 | 97,100円 | **102,200円** |
| 扶養手当 | 配偶者 | 13,000円 | 12,300円 | 14,000円 | 13,200円 | **14,000円** |
| | 配偶者以外の被扶養者2人まで1人につき | 4,500円 | 3,800円 | 4,500円 | 4,200円 | **4,500円** |
| | 配偶者のない者の被扶養者1人 | 9,000円 | 8,300円 | 9,500円 | 8,900円 | **9,500円** |
| | その他の扶養者 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | **1,000円** |
| 通勤手当※1 | 交通機関 全額支給限度額 | 19,000円 | 17,600円 | 19,000円 | 18,300円 | **20,000円** |
| | 交通機関 1/2加算額 | 3,500円 | 2,800円 | 4,000円 | 3,400円 | **4,000円** |
| | 交通機関 最高支給限度額 | 22,500円 | 20,400円 | 23,000円 | 21,700円 | **24,000円** |
| | 自転車等 5km未満 | 2,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 2,000円 | **2,000円** |
| | 自転車等 5km～10km | 2,700円 | 2,400円 | 2,700円 | 2,600円 | **2,700円** |
| | 自転車等 10km以上 | 3,600円 | 3,600円 | 3,600円 | 3,600円 | **3,600円** |
| | 通勤不便 5km～10km未満 | 2,600円 | 2,400円 | 2,700円 | | **2,700円** |
| | 通勤不便 10km～15km未満 | 5,200円 | 4,700円 | 5,300円 | 5,000円 | **5,500円** |
| | 通勤不便 15km～20km未満 | 7,000円 | 6,400円 | 5,200円 | 6,800円 | **7,500円** |
| | 通勤不便 20km以上 | 9,000円 | 8,200円 | 7,200円 | 8,700円 | **9,600円** |
| 住宅・借家等の手当 | 足切り額※2 | 9,000円 | 9,000円 | 9,000円 | 9,000円 | 9,000円 |
| | 足切り額をこえた額の全額支給限度額 | 7,500円 | 7,500円 | 7,500円 | 7,200円 | 7,500円 |
| | 1/2加算限度額 | 7,500円 | 6,800円 | 7,500円 | 7,500円 | **7,500円** |
| | 合計支給限度額 | 15,000円 | 14,300円 | 15,000円 | 14,700円 | **15,000円** |
| 期末・勤勉手当 | 支給日数 | 4.9ケ月(夏1.9ケ月、冬2.5ケ月、春0.5ケ月) | 現行どおり | 4.9ケ月(夏1.9ケ月冬2.5ケ月、春0.5ケ月) | 現行どおり | 4.9ケ月(夏1.9ケ月冬2.5ケ月、春0.5ケ月) |
| | 支給日 | 6月15日→6月30日 12月5日→12月10日 | 6月15日を6月30日 12月5日を12月10日 | 6月30日 12月10日 | 現行どおり | 現行どおり |
| | 実施時期 | 1983年4月1日 | 1983年4月1日 | 1984年4月1日 | 1984年4月1日 | 1985年4月1日 |

ゴヂックの数字は改定された金額。
※1. すべて片道の距離。
※2. 足切り額とは、手当が支給されていない上限の額をいいます。持家に対する措置は現行通り。



1985. 10. 15 第12号 (No. 362)
京都府高等学校教職員組合情報部
TEL (751) 1045

# 京都府高

# 府高本部 府人事委員会に申し入れ

## 10月7日

## 「最低38,000円以上の賃上げ勧告を」
## 「給与法の改悪はおこなわないこと」

[illegible]

### 府人事委に要請行動を

すべての分会から、

[illegible]

### ひきつづき、署名運動を

[illegible]

### 府高本部が府人事委員会に申し入れた要求書

1. 給料3万6千円以上の賃金引き上げをはじめとする「生活改善の勧告」を行なうこと。
2. 高卒初任給、高卒・短大卒・大卒の格差を縮小し、初任給を引き上げること。
3. 勤務環境整備の勧告については、その実施による住民の不利益処分をおこなわないこと。また、現行の給料表をもとに、現在までの勧告時における処分者を含む全般から改善をはかること。
4. 給与手当については、今後とも、「国準拠」を堅持すること。
5. 給与法が行なわれた場合には、その実施にあたっては、地方公務員法の精神に反することのないようにすること。
6. 休暇制度の法制化にあたっては、現行の休暇制度の既得権を確保し、さらに人事院勧告を受けたものの法制化をはかること。
7. 教育職(一)表2等級の給与の上昇をなくすこと。
8. 教育職(一)表3等級アップを実現すること。
9. 附属校教育職員の給与の切り下げをやめること。前年度以下の給与減額・据置措置をすべて10月実施にすること。
10. 通勤手当の全額支給の上限を引き上げること。当面、交通機関の最高額を2万円に引き上げること。
11. 府立学校教育職員を給食職員にも支給すること。教育職員に対し、特殊業務手当を支給すること。
12. 学校休業日を含む期間に、学校以外の場での研修を実施すること。
13. 勤務時間内の研修を保障すること。
14. 府職員の勤務の実態および職務の内容に応じた給与体系とするよう、国に対して強く要望するとともに、府独自の給与制度を確立すること。
15. 年休の繰り越しについての労使協定を締結すること。
16. 「地方公務員法の一部を改正する法律」の附則第5項については、これを削除すること。
17. 府立学校に勤務する教職員の「職場・教育環境整備」を充実すること。
18. 府人事委の定期勧告および公務災害補償制度の改善を早急に行なうこと。

ちひろカレンダーできました

[illegible]

申し込み用紙

1985. 10. 3　〈号外〉

# 京都府高

京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町街道上ル教育会館内
TEL (751)1645

〈全組合員討議資料〉

## 軍拡臨調反対、人勧の賃上げ改善部分の完全実施・大幅賃上げ実現、公務員制度の改悪を許さず、全国統一行動の成功を

一九八五年九月二十八日　府立高教組執行委員会

八月七日に勧告された人事院勧告の取り扱いをめぐって政府・自民党は閣議決定期を早めてくるなど重大な情勢を迎えています。日教組・公務員共闘は、これらの情勢を受け、全教職員の皆さんの活発な討論と私たちのたたかう方針の急思統一を期待します。

高教組は九月二十八日、執行委員会で以下のような内容をもって、日教組臨時中央委員会に臨む態度を決定しました。私たちの切実な要求の実現めざし、全国統一行動を圧倒的に成功させるため、全教職員の皆さんの活発な討論と私たちのたたかう方針の急思統一を期待します。

八%となっているのですから、今年のベア分はこの物価上昇率にさえ満たないものとなっています。さらに、八二年の人勧凍結、八三年の値切りの実損回復についても回復処置を一切講じていないということも重大な問題点です。

### 今年の「人勧」もまた値切られようとしていると聞きますが、いまの情勢を教えて下さい

政府・自民党は、九月十三日、給与関係閣僚会議を開き、この中で、竹下大蔵大臣は「きびしい財政情況にあり、完全実施は困難」と表明したと伝えられています。また新聞報道によると、すでに八月十八、十九日の自民党の党内調整のための協議の場では、「今年度人勧は四二%が適当」との合意がおこなわれていると伝えられています。さらに、地方自治体は年内支給を図えているので給与改定作業を早めて欲しい」（自治大臣）、「今年は……俸給表の改正が人勧にもちこまれているため、今年は閣議決定を十月十五日頃にせめる必要がある」（総務長官）などの理由で、閣議決定期を繰り早める方向を打ち出してきています。

これらの動きの背景には、GNP比一%枠ぎりぎりまで圧縮させてきた軍事費を自衛隊員給与ベアにつながる「人勧実施」を口実としてGNP比一%枠のなしくずし突破をはかろうとしていることと、臨時国会（十月十四日～）での共済年金法改悪と給与法案を通勤させようとのねらいがあると考えます。「人勧を実施するなら一%枠突破はやむを得ない」などの主張は、政府自らがすすめてきた異常な軍事費突出を前提とした奇弁であり、軍事費を削減すれば、人勧「完全実施」とは少しも違約しないことは甘うまでもありません。

めることが、彼らの重要な戦略となっており、公務員制度改悪もこのことと重要なかかわりを持つものです。

また、自治省は今年の二月に「地方公務員給与制度研究会」を発足させていましたが、八月の二十日に「中間報告」を発表しました。そして、この報告に基づいて各自治体への指導を強めるとしています。ところがこの報告は、次のような大変な問題を持っています。

① 基本を「国に準ずる」ことにおき、私たちが勝ちとってきた国を上まわる既得権をすべて奪い、事実上すべてを「国」段階で統制しようとしていること。

② 等級は「職務の複雑、困難及び責任の度にもとづく区分」、号給は「勤続による習熟度の上昇等の区分」とし、等級制度は「同一職二等級の運用となるぬよう」などと、職務・職給制度強化の方向を明確に打ち出していること。

③ 「ワタリ運用を放置することは、給与制度を乱す、公務能率を阻害する、地方財政運営に悪影響」と、ワタリの廃止を主張していること。

このほか、全体として、「どの職務のヒの号給には何人」などと定数を固定し、一職種一等級の完全な職階給制度確立の狙いを持っているといえます。



### 今年の人事院勧告の特徴を教えて下さい

まず第一に、据で一万四千三百十二円、率で五・七四%と極めて低額・低率の勧告となっていることです。この五・七四%のうち、三・〇%が八四人勧の積み残し分、二・六七%が今年度のベースアップ分とされていますが、政府の見通している八五年度の物価上昇率でさえ二・八%となっているのですから、今年のベア分はこの物価上昇率にさえ満たないものとなっています。さらに、八二年の人勧凍結、八三年の値切りの実損回復についても回復処置を一切講じていないということも重大な問題点です。

第二に、給料表の増設・等級の拡大等で、職務職階給の強化、成績主義の強化を図ってきていることです。具体的には、専門行政職給料表を増設したほか、行政職二一表で、従来の八等級制を十一級制へと改悪し、職階給の強化をはかってきています。また従来、八等級・七等級、六等級……となっていた等級名称を「一級・二級・三級……」と逆転させています。これは、等級細分化への危険なねらいを持っていると考えねばなりません。つまり、従来八等級から始まり一等級まですすむようになっていたわけですが、等級をさらに増やそうとすると、この形ではせいぜい特号級を上積みするに留まります。しかし、一級・二級……十一級とすれば、……十二・十三……といくらでも上に積むことができることになります。このような号級の細分化強化による職務・職階給制の強化が国のねらいであるわけです。これは任命主任を昇給表に位置づけた五段階賃金表導入への道を開くものでもあります。

第三に、休暇制度や週休二日制の問題があります。休暇制度の改悪では、「法的整備」を強く打ち出し、忌引特休のうち配偶者（従来十日を七日に、叔父叔母（従来一日）を廃止へと改悪しているほか、年休の承認要件を「公務の運営の支障の有無」とするなど規制強化の方向性を打ち出しています。さらに、週休二日制の問題では、「四週六休制へ移行させる必要がある」としながらも「当面は、四週五休制の枠内で二回の土曜日に四分の二ずつ交替で休む方式」について甘受しているのみで、基本形への移行を黙殺しています。

これらは、単に行政職の問題のみならず、研修権を賃金に連動させるなどすべての職種に及ぶ全面的な公務員制度の改悪に道を開くものと言わねばなりません。

## これらの勧告は国の反動的動きとどのようにかかわっているのでしょうか

中曽根内閣は、日米軍事同盟体制を強化しようと必死になっています。靖国神社を公式参拝したり、学校に「日の丸」「君が代」を強要する通知を出したりしているのはその表れですが、とりわけ、新五カ年中期防衛力整備計画において軍事費のGNP比一%枠を突破する閣議決定を行ったことは、軍拡路線を併せなく拡大することを狙った極めて危険な動きです。

さらに、中曽根内閣は軍事費を連続的に突出させる一方、その負担を、臨調改悪・年金改悪をはじめとした第二に、給料表の増設・等級の拡大等で、職務職階給の強化、成績主義の強化を図ってきていることです。具体的には、専門行政職給料表を増設したほか、行政職二一表で、従来の八等級制を十一級制へと改悪し、職階給の強化をはかってきています。また従来、八等級・七等級、六等級……となっていた等級名称を「一級・二級・三級……」と逆転させています。これは、等級細分化への危険なねらいを持っていると考えねばなりません。つまり、従来八等級から始まり一等級まですすむようになっていたわけですが、等級をさらに増やそうとすると、この形ではせいぜい特号級を上積みするに留まります。しかし、一級・二級……十一級とすれば、……十二・十三……といくらでも上に積むことができることになります。このような号級の細分化強化による職務・職階給制の強化が国のねらいであるわけです。これは任命主任を昇給表に位置づけた五段階賃金表導入への道を開くものでもあります。

第三に、休暇制度や週休二日制の問題があります。休暇制度の改悪では、「法的整備」を強く打ち出し、忌引特休のうち配偶者（従来十日

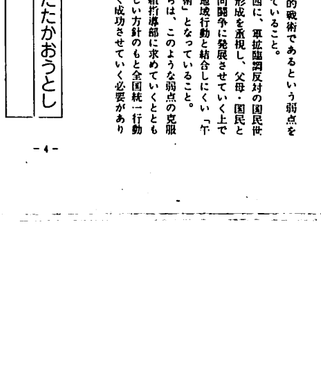

国民生活構造の上にすすめてきていますが、公務員賃金の凍結・抑制はこれらの臨調行革路線の重要な一環であるとともに、労働者全体の賃金抑制に利用するという狙いも持っています。また、公務員制度の改悪は賃金抑制と管理体制の強化を一挙に図ろうとするものであることは言うまでもありませんが、同時に、労働戦線の右翼的再編をすすめる上で官公労とりわけ自治労・国労・日教組の動きがカギと言われる今、これらの生活破壊と欠母・府民の生活・くらしの破壊との共通の根源を七日に、叔父叔母（従来一日）を廃止へと改悪しているほか、年休の承認要件を「公務の運営の支障の有無」とするなど規制強化の方向性を打ち出しています。さらに、週休二日制の問題では、「四週六休制へ移行させる必要がある」としながらも「当面は、四週五休制の枠内で」で二回の土曜日に四分の二ずつ交替で休む方式」について甘受しているのみで、基本形への移行を黙殺しています。

これらは、単に行政職の問題のみならず、研修権を賃金に連動させるなどすべての職種に及ぶ全面的な公務員制度の改悪に道を開くものと言わねばなりません。

## 日教組・公務員共闘は、どのようにたたかおうとしているのですか。「全国統一行動」を提起しているようですが……

日教組・公務員共闘のたたかい方の骨子は次のとおりです。

1、たたかいの目標

八五年人勧「完全実施」の関議決定の実現を主要な目標に、共済年金改悪法案成立阻止のたたかいと一体的にとりくむとしています。

2、たたかいの戦術

「政労交渉で決着をつける基本的な態度を堅持し、国会闘争を連携しながら」さらに人勧の閣議決定期の山場に「早朝二十九分カットの統一行動（市町村単位の要求貫徹集会）」「公務員共闘は二十九分一二時間のゾーン戦術」を提起しています。

これらの全国的な統一行動に参加し、私たちの要求実現をせまっていくことは、極めて重要な課題でありますが、同時に公務員共闘や日教組方針には次のような弱点もあります。

（日教組・公務員共闘の方針の問題点）

第一に、今回の「人勧」で出されてきている「行(一)(二)級制」に対し基本的には反対（日教組戦術会議）としながらも、公務員制度改悪に連動した攻撃としてのとらえ方が弱く、結果として、公務員制度改悪反対の課題が弱くなっていること。

第二に、スト否定・臨調行革賛成の同盟を含む労働四団体を基本とした「政労交渉による決着」に重点を置いているため、人勧凍結・抑制の根源である軍拡臨調路線反対を明確にしたたかいをすすめる上での弱点があること。そしてこのことが結果として政府・自民党に対する行撃を弱めていること。

第三に、従来私たちが主張してきた「各県の力が最大限に発揮できる戦術を」の主張に対し、なお一面一的戦術であるという弱点を持っていること。

第四に、軍拡臨調反対の国民世論の形成を重視し、父母・国民との共同闘争に発展させていくよりも、地域行動と結合しにくい「千前戦術」となっていること。

私たちは、このような弱点の克服を日教組指導部に求めていくとともに、正しい方針のもと全国統一行動をより大きく成功させていく必要があります。



## 京教組・府高は、どのようにたたかおうとしているのですか

京教組・府高は次のような方針を提起しています。

1、たたかいの目標

「軍拡臨調反対・人勧「完全」実施・公務員制度改悪反対・共済年金改悪反対」を明確にかかげ、教育臨調反対や教育諸条件充実の課題と結合したたかいとして展開することが大切であると考えています。私たちの要求実現を阻んでいる根源にも中曽根軍拡臨路線があるわけですから、これと正面から対決するたたかいなしに、要求実現はかちとれません。さらに人勧「完全」実施とともに、重要な課題となっている公務員制度改悪反対や共済年金改悪反対を明確にかかげたたかいとすべきであると言えます。

2、たたかいの戦術

いま、人勧「完全」実施等の要求実現をはかっていく上で、私たちの生活破壊と欠母・府民の生活・くらしの破壊との共通の根源





物件担当：たいら

〈資料〉

# 自治省「地方公務員給与制度研究会」中間報告

（文中ゴシック部分は編集部による）

## 1、総　括

地方公務員の給与のあり方については、国家公務員の給与に準拠するとともに、地域の民間給与を考慮して定めるべきものとされてきたところであるが、この場合、国家公務員の給与については、人事院勧告制度が確立しており、また、民間給与については、国家公務員の給与制度に準拠して調査が行われてきたところであり、地方公務員の給与制度は、全体として、国家公務員の給与制度に準拠しつつ、地域の民間給与を考慮して定められてきたところである。

地方公務員の給与制度は、昭和三十年以来、国家公務員の給与制度に準拠しつつ、地域の民間給与を考慮して定められてきたところであるが、国家公務員の給与制度については、昭和三十五年以来、国家公務員の給与制度に関する基本的な考え方が確立しており、地方公務員の給与制度についても、この考え方に基づいて、国家公務員の給与制度に準拠しつつ、地域の民間給与を考慮して定められてきたところである。

当研究会は、本年三月以来、国家公務員の給与制度に関する基本的な考え方に基づいて、地方公務員の給与制度について

京都府高

京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL (751)1645

# 全国統一行動をめぐる経過と日教組・公務員共闘の重大な問題点

## ―統一行動「延期」の意味するもの―

府立高教組常任執行委員会

九八五年十月十九日

私たち府立高教組は、四年連続の「人勧」凍結、賃切りのもと組合員の切実な要求実現をかかげ、この間、日教組・公務員共闘の提起する全国統一行動を成功させるべく督闘してきました。とりわけ、今年は人勧の凍結決定期が早まり、昨年の短期間のとりくみにならざるをえないという情勢とはいえ、統一行動を決定するにあたり組合員主体の立場を多くの仲間の決起を尊かめあう上で真の意味での「統一行動」を配置し、「政労会議」の設置をはかる」方針を提起してきました。私たちは、ストライキを含む全国統一行動の配置を目指し、「由場「凍結決定期

京都教育
発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町新通り北教育会館内
電話（752）0011
発行人 鳴海 晃
号外
1985年12月25日

# 八五賃金確定討議資料

# 85賃金確定闘争の到達点をふまえ

## 課題解決めざし 知事選勝利・86国民春闘勝利を

1985年12月25日 京教組執行委員会

十二月二十五日に開かれた二〇五回中央委員会は、次の執行委員会見解を全組合員討議に付し、次期中央委員会で決定することを満場一致で決議しました。

## 一、八五賃金確定闘争がたたかわれてきた情勢

① 第二の石油危機のもとで、中曽根内閣のすすめる臨教審路線の具体化の諸策は、軍拡、国家、公務員の教育への支配として、国民的な危機を深めてきています。

臨教審は、「二次答申（一九八八年）」、「第二臨教審（一九九〇年）」は教育諸問題について、「審議会の審議会」の役割を果たすことを狙いとしており、「教育改革の推進」と称して、「教育改革の実現のための行政機構の整備」を求めています。

臨教審は、「教育改革の推進」と称して、「教育改革の実現のための行政機構の整備」を求めています。

② 一方、85賃金確定闘争は次の様な情勢のもとで闘うことを余儀なくされました。

第一に、医療費などの大幅な国民負担増や教育予算の削減など、臨教審路線の具体化ともいえる「行政改革」の推進をねらう攻撃のもとで、政府・財界は国鉄の分割・民営化に続いて、「行政改革の推進をねらう」と称して、国鉄労働組合の解体を狙うとともに、公務員労働者の賃金抑制をねらう攻撃をかけてきました。

第二に、医療費などの大幅な国民負担増や教育予算の削減など、臨教審路線の具体化ともいえる「行政改革の推進をねらう」と称して、国鉄労働組合の解体を狙うとともに、公務員労働者の賃金抑制をねらう攻撃をかけてきました。

とりわけ、日教組・公務員共闘が、85賃金確定闘争にあたって、国鉄当局の「一円の賃金引上げにもかかわらず、公務員給与制度改悪反対の闘いを国民と一体となってたたかった」と評価しているにもかかわらず、公務員給与制度改悪反対の闘いを国民と一体となってたたかったことに対して、政府・財界は、「行政改革の推進をねらう」と称して、国鉄労働組合の解体を狙うとともに、公務員労働者の賃金抑制をねらう攻撃をかけてきました。

## 二、全国と府下の「確定闘争」の動向

① 政府・財界は、85賃金確定闘争を、「政府・財界が主導的に打ち出した賃金抑制方針を、国鉄労働者を先頭に、公務員労働者をはじめ、民間労働者が受け入れた」と評価しています。

② 一方、85賃金確定闘争は、次の様な困難な闘いがすすめられてきました。

第一に、医療費などの大幅な国民負担増や教育予算の削減など、臨教審路線の具体化ともいえる「行政改革の推進をねらう」と称して、国鉄労働組合の解体を狙うとともに、公務員労働者の賃金抑制をねらう攻撃をかけてきました。

第二に、「二回の一発回答」など、当局の「確定闘争」の動向

## 三、京教組・府連のたたかい

## 四、12・4当局回答以降のたたかいと京教組の態度

## 二、全国と府下の「確定闘争」の動向

## 一、八五賃金確定闘争がたたかわれてきた情勢

## 三、京教組・府連のたたかい

## 四、12・4当局回答以降のたたかいと京教組の態度


10・7 人事委交渉 五人
10・17 府教委交渉
10・18 府教委人事委交渉
10・24 総決起中央行動
10・25 人事委包囲行動
11・13 全中央行動 十一人
11・15 府教委申し入れ
11・16 第二回府教委交渉 二六人
11・19 府教委交渉・決起集会 一〇〇人
11・22 府教委交渉
第三回府教委交渉 二六人
11・28 府教委交渉 三〇〇人
12・3 府教委交渉 四三人
12・4 府教委交渉 七五人
12・7 府教委交渉 三八人
12・13 府教委交渉 六〇人
12・16・18 第三回統一行動 三五人
12・17 府教委交渉 六〇人
12・18 府教委交渉
12・20 府教委交渉 三九人


以上のような日々の取り組みとともに京教組は、全教組の呼びかけた「一二・四全国統一行動」を踏まえ、二回にわたる「一発回答」をはねかえし、「二回の一発回答」を打ち破る闘いを組織しました。

12・4当局回答に対する京教組の態度

12・4当局回答に対する京教組の態度については、後の「当局回答の推移と12・20交渉における教育長との課題整理について」の表を参照して下さい。

12・4当局回答に対する京教組の態度については、後の「当局回答の推移と12・20交渉における教育長との課題整理について」の表を参照して下さい。





当局回答の推移と12．20交渉における教育長との課題整理について

| 期日 | 給与制度 | 行き詰まり | 他 | 追及すべき課題 |
|---|---|---|---|---|
| 11月20日交渉 | ・5.66％<br>・7月1日実施 | ・行(一)に1号俸昇給 | ・4級（5号俸）まで | ・国の改正に伴なって改正をはかりたい<br>施行は4月1日としたい |
| 12・4当局回答 | ・4号俸の新設等の改善 | ・今回の措置のほか4号俸（4等級）まで<br>・教諭等に対する6号俸（4等級）または昇給区分による、主任以上の処遇問題と分離して、現行の等級には応じる新しい切り替え、等内に<br>・今回1・2クラスに位置するとする方針とする<br>・今回教科に差しい変化があって、場合に再度交渉をしない<br>・行う見方で他の昇給内容は、改正するべきものとはならない | ・教育専門事務一従事の職務とする<br>・職務内容同一一般教諭<br>・教務・各係一学校全般の企画調整 | ・この実施期間とする<br>1．定年前1年間の「特例措置」適用者は特別措置の対象とする期間<br>2．国の施行の「特例措置」適用年期を改善<br>3．定年退職者、自己都合退職者に施行日以前の退職者も定期昇給を適用<br>4．「特定」と「特例措置」の選択をとめる |
| 12・20交渉 | | ・今回の措置は、教諭等に対する措置とする<br>・切り替えにともなう昇給区分による昇給は、3号俸一一<br>4号俸一一<br>5号俸以下 | 1．職務内容等事務にともなう措置<br>・特殊的な定付金一従事の措置<br>・主任職への昇任者<br>6,000カ一1号<br>・主任職への選定昇給額<br>500一800カ<br>・主任職への昇給額の600カ措置<br>2．適正化定昇問題<br>・適正化にむこして3号・4号号昇給措置<br>・2年にわたりはかって6号俸昇給 | |
| 12・24交渉 | | 行き止まりにおかれるための教育職員の処遇の見直し<br>・2名 ・3名<br>医療職員<br>・看護婦 5号俸（3等級まで） | 適職挙用、再度登録し入れ | |
| 1月17日交渉 | | ・案2<br>行き止まりにおかれる一定の人<br>4級一<br>5級一 | ・4号俸を職員の一定の率 | |

12．20交渉における重点課題についての教育長との確認事項

1．教職員の実施条件改善は、従来の考え方を、今後、教育課題の時代に応じた考え方に改善していくものとし、従前の分教育条件改善を重点課題とする。
（1）の趣旨のほか、重点課題として、行う3点を挙げる。

2．4等級の特別措置については大きな課題を提起されたと理解する。

3．教育職の給与改善について、行う3点を挙げる。

4．医療職の一般の改善のほか、行う。

5．退職にかかわる年度内の措置、定年退職者の退職処理については、個人主義を理解し、豊かな退職として実行する。

6．事務職員などと他の職種員に明記すべきものの考え方はそのままとする。

（1）12・4当局回答に対する京教組の態度

12・4当局回答に対する京教組の態度については、後の「当局回答の推移と12．20交渉における教育長との課題整理について」の表を参照して下さい。

（2）以上の態度を1月7日（火）の第三回府教委交渉に持ち、要求実現に全力をあげます。

（2）の第一回の府教委交渉に引き続き、十二月十四日（土）の第一回の府教委交渉に引き続き、十二月十六日の第二回の府教委交渉に引き続き、十二月十八日の第三回の府教委交渉に引き続き、十二月十九日の第四回の府教委交渉に引き続き、十二月二十日の第五回の府教委交渉に引き続き、十二月二十一日の第六回の府教委交渉に引き続き、十二月二十二日の第七回の府教委交渉に引き続き、十二月二十三日の第八回の府教委交渉に引き続き、十二月二十四日の第九回の府教委交渉に引き続き、十二月二十五日の第十回の府教委交渉に引き続き、十二月二十六日の第十一回の府教委交渉に引き続き、十二月二十七日の第十二回の府教委交渉に引き続き、十二月二十八日の第十三回の府教委交渉に引き続き、十二月二十九日の第十四回の府教委交渉に引き続き、十二月三十日の第十五回の府教委交渉に引き続き、十二月三十一日の第十六回の府教委交渉に引き続き、

## 85賃金確定闘争の年内集約と今後の課題について

## 一、年内到達点に対する京教組の評価について

① 給与制度改善に反対する私たちの闘いの到達点について

現時点での給与制度改善に対する私たちの闘いの到達点について、簡単に分析を加えておきたいと思います。

今度、「一般改善（昇給）」の幅を初めて、これまでの制度改善を新たに加えた大きな改善が行われました。

これは、上の給与制度改善を新たに加えた大きな改善が行われました。

② 格付け基準について

一体となった当局回答にもとづく改善をはねとし、全国トップの医療費の国庫負担をかちとるためには、京教組、府連組織の全力をあげた闘いとともに、次の闘いが、今、たいへん大切になっていることを八五賃金確定闘争は教えています。

第一に、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

教育予算削減と、教育費の父母負担増大に反対する闘いです。

第二に、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

第三に、全国トップクラスの医療費の国庫負担を堅持するための闘いです。

③ 教育費・医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

第一に、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

第二に、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

第三に、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

④ 行政改革の推進をねらう攻撃に対する闘いです。

行政改革の推進をねらう攻撃に対する闘いです。

行政改革の推進をねらう攻撃に対する闘いです。

行政改革の推進をねらう攻撃に対する闘いです。

⑤ 当局回答は、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

当局回答は、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

当局回答は、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

## 二、京教組の態度と今後の闘いについて

1、京教組と京府連は、少なくとも五月からの日程をまもって取り組みをすすめてきました。

例えば、臨時教組は、十一月以降だけでも、校長会、教育長会、各町教委・町長懇談会等を精力的に重ねてきました。

今度、「一般改善（昇給）」の幅を初めて、これまでの制度改善を新たに加えた大きな改善が行われました。

これは、上の給与制度改善を新たに加えた大きな改善が行われました。

2、京教組は、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

3、以上の2の闘いの中で、医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

医療費抑制と教育費・教職員の生活を破壊する攻撃に対する、医療費の国庫負担の堅持、教育諸条件の改善をかちとる闘いです。

## "「職員会議に関する内規」の整備について"に関する要求書

去る11月6日（水）の職員会議に於いて、学校長より"「職員会議に関する内規」の整備について"なるものが提起されたが、このことに関し、学校長に以下の要求をする。

一、"「職員会議に関する内規」の整備について・職員会議に関する規程・関連事項"は、内容及び、提起のされ方がこれまで西宇治高校が9年間にわたって培ってきた内規と民主的慣行を全く無視した非民主的なものであり、およそ教育という場にはなじまないものである。よって、即時これを撤回されたい。

一、今後も引き続き、これまでの民主的慣行と内規を遵守されたい。

１９８５年１１月

京都府立西宇治高等学校　学校長　笹原泰夫　殿

| 氏　名　印 | 氏　名　印 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

## 「職員会議に関する内規」の整備について

本年3月、教育委員会から「職員会議の在り方について」の通達が出ましたが、校長としてはこの通達の趣旨に即して「職員会議の内規」を整備する必要があります。

特に今回の通達は、教育関係諸法にのっとり、校長の権限と責任を明確にし、適正な学校運営に努めよというものであります。

もとより、今回の通達に即して内規の改正をしても、校長が教職員の意見も聴かず独断的に校務のすべてを運営できるものではありません。現実に校長は校務をそれぞれの教職員に分担してもらっているわけですし、直接生徒の教育活動に接し、指導するのは教職員でありますから、教職員一人一人の意見をよく聴いて校長としての判断や決定を下すのでなければ学校運営が円滑に行われるはずはありません。ただ、従来学校によっては職員会議の決定ということで、校務運営に関する校長の意志決定を拘束してきた実態があったので、これを正し、校務運営の適正化に努める必要があると考えます。

また、教職員は自分が所管する事項については、従来にもまして校内の関係分掌と協議調整に努め、会議の円滑化・効率化を図ることが大切です。

以上の観点から、通達に基づいて従来の内規を廃し、新たに職員会議規程を提示します。

昭和60年11月6日

京都府立　　高等学校長



1985. 11. 9　号外
京都府高
京都府立高等学校教職員組合特別執行委員会
京都市左京区丸太町河原上ル教育会館内
TEL（751）1545

# 各職場の反撃にたじろぐ校長

教会問題闘争速報 No. 2

## ―教育の前進は全教職員の合意でこそ―

### 「私も困っている。こんなんでうまくいくとは思えない」
#### ―条理ある追及に校長も困惑―

民主的な学校運営の破壊を狙う府教委の圧力に屈した十数校の校長は、十一月六日、職員会議内規の改悪案を提示してきました。内容は、木津高校で出されたもの（十一／二付「京都府高」号外）とほぼ同様の内容であり、府教委の画一的なおしつけの実態が一層明白になりました。各職場の職員会議では「今までの内規でなにが不都合なのか」「通達案に改悪案を出すなどルールを無視したやりかただ」等の反撃が相つぎました。

いくつかの高校では校長会で出された「モデル案」が明らかにされ、これにもとづいて各校の案を作成するように「意思統一」してきていることが暴露されました。多くの学校では、「府教委の三・二二通達があり、さらに十月二十九日の校長会で本意ながらやらざるをえない。」と言いつつ提示し、「最近は何でも校長に責任を持たせるようになってきている。」とのグチを言う校長もありました。

西通学圏のある高校の校長は「通学圏で大きな差が生まれないように相談した。」と言いつつ、十一月六日の職員会議に提示してきました。さらに、中丹・舞鶴でも、通学圏の校長会で意思統一にて一気にやりきろうとしていることが、校長交渉で明らかになりました。

こういったことは、こんどの職員会議内規の改悪案が、教育活動や学校運営の必要性からでてきたものでないことを明白にし、同時に各校の教育とそれを保障する学校運営に責任を持つべき校長がそのことに全く責任を持てず、府教委のおしつけに屈服している姿を暴露しています。

また、内規改悪の趣旨の文章もいくつかの学校で全く同じ内容のものが出されこれも校長会でだされたものであることが明らかになりましたが、他では「京都府高」号外の木津高校で出された文章と同じ内容のものを出すことを恥じてか、また、その文章そのものが改悪の正当な理由を示していないこともあってか、同様の内容を口頭で述べるにとどまっています。

そして、「今までの内規で何が不都合なのか」という追及に対して、多くの校長はまともに答えることができず、「通達という「命令」が出てきたから、（しかたがない）」という回答に終始し、ここでも改悪案の提示が校長の本来の意思でないことを明らかにしています。

### ファッショ的なやり方
### 校長もためらう

内規を改正するには内規にそった手続きが必要なのは当然ですが、今回の提示は職員会議への提案のルールも無視し、内規改正の手続きもとらず一方的に従来の内規を廃案し、改悪案を押しつけようとしています。このことは、府教委の通達に従いさえすれば何をしてもよいのだというまさに有事立法なみのやりかたです。ある学校では、職員会議での教職員の「このやりかたはファッショ的ではないか」という追及にたいし、「ファッショ的ではないと思いますが、その危険性はあると思います。」と改悪案押しつけの非民主性を認めています。さらに、ある高校の校長は、分会との交渉において「私も困っている。こんなんでうまくいくとは思わないが……。」と府教委・校長会の一方的な押しつけのやり方に対し疑問をもちつつやっていることと同時に、校長自身が大変苦悩しつつ提示していることを明らかにしています。

一方、今回の改悪案の提示にあたり、いくつかの学校では、あまりにもひどい内容に、提示を一時見送った校長や、「現行の内規にもとづき討議してください」と民主的な討議を保障しようとする良心を持てきれない学校長もあります。そして、提示をした校長も、「府教委の通達や指導に従わざるをえないのでやむをえず提示しますが、従来の民主的なやり方は守っていきたい」と良心の一端をのべる校長がほとんどで、今回の府教委の押しつけがいかにひどいものであるかを示しています。

### 全教職員で反撃の渦

一方的に内規の改悪案を提示してきた校長のやり方に、各職場の職員会議では、「従来の内規で何が問題なのか」「内規改正の手続きをとらず、『廃止するとはなんとファッショ的なやり方だ』」「職員会議は何の相談もなく、とつぜん職員会議に出すとは全くルールを無視したやり方。」と府教委通達及び今回の改悪案の提示の不当性を一斉に追及しました。このようなもとで、いくつかの学校では職員会議や内規検討委員会に提案しないおせと迫り、さし戻された学校も生まれ、さし戻さ各職場で内規の改悪を許さず、民主的な学校運営を守っていくたたかいを大きく前進させることが求められています。

### 武田指導部長――現行内規の効力を否定できず
#### ――府高・京教組、府教委に緊急申し入れ――

府高本部は、職員会議内規の一方的改悪問題について、十一月七日、京教組執行部とともに府教委武田指導部長に緊急の申し入れをおこないました。始めに、三月二十二日付「通達」にもとづき、この間、校長会モデル案をもとにし、画一的な内規一方的な押しつけがおこなわれている実態を述べ、教育基本法第十条に違反する不当な「通達」一撤回を強く要求しました。

これに対し、武田指導部長は「地教行法」にもとづき校長を指導している。通達の主旨に沿って整備してほしい。これまでのものは効力はない。」などと述べました。「各学校の内規の効力を否定できる権限が府教委にあるのか」との私たちの追及に対し、さすがに「権限があるとは答えられず、武田指導部長は、「通達にもとづき整備してほしいと言っている。」と繰り返すにとどまりました。このことは、「内規の整備」に名をかりて、府教委が各学校の校長におこなわせようとしている「現行内規の破棄」が何ら法的権限にもとづいたものではなく、校長をどうかつすることでしかできない内容のものであることを物語っているとも言えます。



物件担当：たいら

# これが校長会のモデル案だ！

府高本部は、１１月９日、校長会に出された職員会議規程のモデル案を入手しました。以下その案文を紹介します。

## 職員会議に関する内規基準

| | |
|---|---|
| （規程の目的）<br>第１　この規程は、職員会議の運営等の基準として必要な事項を定めることを目的とする。 | 省略可とする。 |
| （職員会議の趣旨）<br>Ａ案<br>第２　職員会議は、校長の職務を助け学校運営を円滑かつ効果的に行うため、校務に関する事項について、伝達、協議、連絡調整等を行うものとする。<br><br>Ｂ案<br>第２　職員会議は、校長の職務を助け、学校運営を円滑かつ効果的に行うために設ける。<br>２　職員会議においては、校務に関する事項について、伝達、協議、連絡調整等を行うものとする。 | Ａ Ｂいずれでも可とする。 |
| （招集等）<br>第３　校長は、職員会議を招集し、これを主宰するものとする。 | |
| （定例・臨時会議）<br>第４　職員会議は、定例会議及び臨時会議とする。<br>２　定例会議は、毎月第〇及び第〇〇曜日とする。<br>３　定例会議は、午後〇時〇分から開始することを原則とする。<br>４　臨時会議は、必要に応じて開催する。 | ２～４は省略可とする。 |
| （構成）<br>第５　会議は、〇〇〇〇をもって構成する。ただし、校長は協議事項等により必要に応じた構成をすることがある。 | 常勤の教職員を原則とし、具体的には各校の事情により決定する |
| （出席・欠席）<br>第６　職員会議の構成員は、職員会議に出席するものとする。<br>２　やむを得ず欠席する場合は、あらかじめ校長の許可を得るものとする。 | 教頭、事務部長代決を可とする。 |
| （司会者）<br>※<br>第７　司会者は、校長が選任する。<br>２　司会者は、会議を進行し、円滑な運営に当たるものとする。 | ※<br>司会者は議長でも可とする。<br>２は省略可とする。 |
| （協議事項）<br>第８　職員会議の協議事項、連絡事項等は、次により事前手続を行うことを原則とする。<br>(1)　協議事項等は、職員会議の前日の正午までに資料等を添えて教頭に申し出るものとする。<br>(2)　教頭は、協議等の必要性、事前準備の情況、会議の時間配分、会議に参加する者の範囲等を考慮し、必要な調整を図ったうえで、校長の承認を得る。<br>(3)　教頭は、協議事項等を事前に教職員に周知させるものとする。 | (1)～(3)の具体的内容は各校の事情により決定する。 |
| （意見の集約）<br>第９　校長は、協議事項について必要に応じて、挙否を問うことがある。 | |
| （記録者）<br>※<br>第１０　記録者は、校長が選任する。<br>２　記録者は、会議の記録に当たるものとする。<br>３　会議録は、教頭が保管する。 | ※<br>記録者は書記でも可とする。<br>２は省略可とする。 |
| （時間）<br>第１１　職員会議は、勤務時間内に終了することを原則とする。 | |
| （守秘義務）<br>第１２　職員会議で知り得たことは、みだりに漏らしてはならない。 | 省略を可とする。 |
| 附　則<br>この規程は、昭和６１年１月１日から施行する。<br>細則に関しては、別に定める。 | |



1985. 11. 22　号外
京都府高
京都府立高等学校教職員組合機関紙
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

# 府教委は「３・22通達」を撤回せよ！

戦会問題闘争速報 No. 3

## ―各職場から怒りぶつける―

## 満身の怒りをもって 11月14日 府教委に抗議

府立高教組は、一一月一四日、職員会議規程の改悪を強行しようとする府教委に対して抗議申し入れと抗議集会を府教委中庭で行ないました。（裏面に公開質問状）集会には、急な提起にもかかわらず各職場から約八〇名の組合員が参加し、また京教組、市教組、市立高教組、統一労組懇、府職労、私教連、母連の代表も参加し、激励のあいさつをしました。

### 各職場から怒りを表明

抗議団は、指導部不在のため、党組管理部長・高校教育改善推進室の荒川総括指導主事に対して、府教委とそれに追随する校長会の内規改悪案の不当性を追及し、各職場からも、「三・二二通達が出た以上は、と校長が言っている。今回の件については学校の本心でないことは明らかだ。府教委は三・二二通達を撤回すべきだ。」（向陽）

「定員問題、推薦問題についても、学校の意向を無視しているが、今回の職会問題でもそうだ。」（田辺）

「教育行政が職場の内規問題に関与すべきでない。」

「校長会で府教委は校長に対して、しめつける発言をしていると聞いている。校長会に対する強制指導は止めろ。」（嵯山）

等各職場からの怒りをぶつけました。

### まともな説明もできず居直る校長

A高校では、教職員の厳しい追及に対しては一切答えることなく、内規の改悪を校長権限でやると強弁し、「今までの職員会議もそういう性格だが、次回の職会も校長主宰でやる。」と校長案に八六年一月一日実施と書かれているにもかかわらず、すぐにも改悪を強行しようとしています。

B高校の校長は「三・二二通達が出た時点で従来の内規は無効になった。」と主張しました。このことは三月からの職員会議の内容を「無効」と決めつけ、校長も含めて進めてきた教育実践を否定するものであり、決して許すことのできない発言です。

### 道理ある追及に譲歩する校長も

D高校では職員会議で学校長に対して「今までの職員会議で何が問題なのか。」「内規を改正するためには内規にもとずいたルールをふむ必要がある。」と追及し、まともに答えられない校長の対応を見て、審議を継続する動議を提出、可決されました。これに対して校長も従わざるを得ず、一一月一日実施としていた規程の改悪について「一二月一日には実施しない。」と表明しています。

C高校では校長が海外出張のため、教頭が職員会議で説明のところが、教頭は「質問が出ても答えられません。これは、校長から私や皆さんに命じられたものと思う。」と全く無責任な発言を行ない教職員をあぜんとさせました。

### 一方的改悪の撤回を求める団体署名続々集中

京都府教育委員会の三・二二通達による職員会議内規に一方的改悪について、京都の教育の根幹にかかわる重大な問題として、以下の団体が府高本部の要請に応えて「府立学校での職員会議内規の一方的改悪の撤回を求める賛同署名」をよせています。（一一／一一現在）

京都地区国立大学教職員組合・京都生協労働組合・京都自動車教習所労働組合・京都府農業協同組合労働組合連合会・出版労連中央図書出版社労働組合・日本国民救援会京都府本部・全京都印刷出版労働組合連合会・京都医療労働組合連合会・全日本運輸一般労働組合京滋地方本部・自治労京都府本部・全国自動車交通労働組合京都地方連合会・全日自労建設一般労働組合京都府本部

教育支配をねらう職員会議内規のファッショ的改悪を許すな！
賃下げと差別と分断をもちこむ給与制度の改悪反対！
教育とくらしを守る新しい民主府政の確立を！

# 12.17 府高総決起集会

職場の怒りを結集しよう！

とき　12月17日(火)　2時受付 2時半開会

ところ　シルクホール（京都四条烏丸西入 産業会館8F）

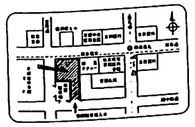

内容　集会とデモ行進
（分会旗・横断幕・プラカードを準備してください）

京都府立高教組・京都教職員組合

# 職会内規改悪 強行やめよ

## 府高、校長会参加の校長に 職会問題で要請行動 1月26日

校長先生も「困った」
職員会議の発言を一方的におしつけ
校長先生も「困った」!?
職員会議で府教委はかる
許せません
民主的な学校運営を破壊
教員には「かん口令」まで
校長先生に「かん口令」
校長先生も「困った」
校長先生も「困った」
校長先生も「困った

1986. 1. 1 第17号 (No.368)
京都府高
京都府立高等学校教職員組合機関紙
〒606 京都市左京区吉田上大路町京大内
TEL (751) 1563

# 反転攻勢

# 民主府政を再び

## 今、闘うエネルギーを いっきに 知事選へ

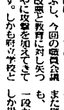

### 職場を、教育を守り 政治を変える砦に

執行委員長 井上 進

あけまして おめでとうございます。

昨年は、「臨教審」路線の一方的な改悪に反対するただかいとあわせ、賃金の切り下げ、教職員に分断を持ち込む給与制度改悪に対するたたかいに取り組んだ一年でした。

ちえば公務員給与制度改悪に反対するたたかいは、「臨教審」路線の一方的な改悪に対するたたかいと切り離された独自のたたかいではなく、「臨教審」路線と一体となって進められた「行革」路線に対するたたかいの中心的な課題として位置づけられたたたかいでした。

いま府下の教育は、「臨教審」路線と「行革」路線の二つの大きな柱によって、しかもたがいに結びつきながら、大きな変革の時を迎えています。

しかしながら、「臨教審」路線と「行革」路線とは、決して一つのものではありません。

みますと、林田府政教育行政は、「臨教審」路線の先取りとも言うべきものであり、府民の願いに背を向けた教育行政であったと言えます。

なぜなら

## 集会宣言

今日、中曽根反動内閣は戦後政治の総決算と称しながら、日本をアメリカの危険な核戦略に むすびつける軍拡・臨調路線を強引におしすすめ、「国家機密法」の制定策動をはじめ、労働者・国民に対し、激しい全面的な攻撃をうけてきています。

中曽根首相の立場をうけた臨教審は本年六月「自由化」「国際化」「多様化」を柱に、全ての学校教育段階に差別と競争を組織し、教育の国家主義的再編をめざした第二次答申を発表しました。中曽根政権は臨調・教育臨調路線の実現と、これと一体の関係にある各段階教育委員会法・高校三原則つぶしをはじめ、京都の先進・革新府政への攻撃や、教職員の生活を奪かん、分断をもたらこむ新学習指導要領はまさにこの反動攻撃の一環にほかなりません。

府教委の三・二通達にもとづく職員会議内規の改悪は、内容において、教職員の自由を奪うとともに、府民の願いである教育の民主的発展に逆行するなど、民主主義の破壊をねらった反動的なものであります。まさに戦争前夜を思わせるファッショ的なものとなっています。このことは、このような方法によってしかなし得ない府教委の教育施策が、いかに非教育的・反民主的なものであるかを自ら暴露したものです。

中曽根内閣と府教委の教育攻撃がいかに激しかろうとも、生徒・父母をはじめ教育をになっているわたしたち教職員自身です。ここにこそ、教育臨時増収をはねかえすゆるぎない基盤があります。見方を変えれば、彼らの攻撃が厳しければ厳しいほど、府立高校組合にとって、組合員一人ひとりの民主教育を守る闘いと、職場の団結が決定的に重要になってきています。

強化・組合拡大・職場の団結のチャンスであるといえます。

一方、林田府政は、臨調・行革一辺倒の新自由主義的政策をはねかえし府民本位の府政を実現することが強く求められています。

私たちは、今日の厳しい教育状況を打開し、教職員集団の英知と力を結集して、府民本位の教育を守りぬくために、次の諸点を宣言します。

一、私たちは、教育を破壊し、子どもたちの人間性をゆがめる教育課程の押しつけや、学校の管理体制の強化に反対し、教育の自主性を守ります。

一、私たちは、教育を破壊し、子どもたちの人間性をゆがめる教育課程の押しつけや、学校の管理体制の強化に反対し、教育の自主性を守ります。

一、私たちは、教育を破壊し、子どもたちの人間性をゆがめる教育課程の押しつけや、学校の管理体制の強化に反対し、教育の自主性を守ります。

一九八五年十二月十七日

教育を民主的にねうち創造的な職員会議内規のファッショ的改悪を許すな！
賃下げと合理化・分断をもたらこむ給与制度改悪反対！
教育にくらしをうるおしい民主府政の確立を！

二二七府高総決起集会

800名が集まったシルクホール

兵庫の闘いを報告する西岡兵高教委員長

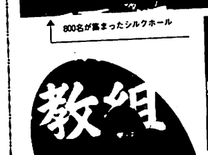

集会宣言を提案する勝谷執行委員

会場をうめつくした参加者

「高教組脱退行為は結局不利」と訴える宮井先生

## 決意表明（旨要）

### 職員会議の民主的運営を確保

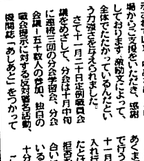

木津高分会　竹森培子

今日の京都の教育問題をめぐるとりくみまでに、すべて先生方にとっては、職員会議の運営に関わっていると思います。

二学期に入って、十月二十日の職員会議で、校長は、「職員会議は、校長の補助機関である」と発言しました。

また、十一月一日の職員会議では、「職員会議は、校長の補助機関である」と発言しました。

これらの発言は、職員会議の運営に関わっていると思います。

### 許せない！給与制度改悪



事務職員組合（木津分会）　福井久美子

うひとつのものであり、これを許すことはできません。

仏たちは、この二年間、職員会議の運営について、校長の補助機関であるということを、何度も何度も言ってきました。

しかし、校長は、職員会議は校長の補助機関であるということを、何度も何度も言ってきました。

しかし、校長は、職員会議は校長の補助機関であるということを、何度も何度も言ってきました。



## 生涯、忘れられない集会です

### 12・17集会の感想から

粘り強く息の長い闘いを

淀川和子（淀分会）

府高の団結「団結ガンバロー」

中江利彦（自分が主題分会）

民主教育を守るために

負けないで！

土井美春（鳥羽分会）

和気　徹（田辺分会）

## 顛末記

### 京都から十時間半あなたならどこまで行けますか？

こんな経験はじめてや！

雪はますますひどくなったが参加者は力強く

# 全教職員をまきこんだ粘り強いたたかいで、民主的な運営を守る

職員会議

## 洛水高校分会
### 創立八年間を総括し 民主的学校運営を追求

昨年十月三十日、木津高校で初めて校長の内規改悪要求が提示されて以来、各職場で職員会議の民主的運営を守る大運動が展開されてきました。このようなもとで「十二月一日実施」「一月一日実施」という学校でも、一月の職員会議は従来の民主的運営を守させています。昨年の職場でのたたかいを紹介します。

一月八日、任意の職員会議が従来と何ら変わらない中で「無事」終了した。その直後に「無事終了」を持ち、四十数人の参加会議と全教職員会議を持った。さらに今後の課題について話し合った。

しかし、ここまでの道のりはいても出し合った。

ことである。とにかく、この間の職場の果たせと職員会議をより多く従来どおりの形にするため努力を払った。具体的には、緊急分会議を二回、職員会議を中心に、「無事終了」提示へ向けること、六つの分会での学校運営が形骸化していた。従来見過ごされてきた教職員の一面的一発表は全教職員会議を大いに活用した。

での立ちを重視した。

第二の段階は、年間的多数の教職員の意思を背景にして校長決して平和であったわけでなく、不安感の完全な中で職員会を重ねつつ、とりついた到着点である。十二月十八日の運営委員会で「従来通り」の運営を持った者で「従来通り」の運営を認めることである。職場紙「一緒大路」

第三は、十二月二日の「教育基本法学習会」を持って、問題の本質や正確な対応を教育条理的にも法的にも確信にしようと試みたことであった。これにより、右翼後の不安と恐りが消え、多くの教職員には「民主的な職員会議とは」への理解が前進し、職員会議に職場の民主的運営を守る大きな力となった。

第四の段階は、朝六時集会という有利な条件をも生かしながら、従来の学校運営を総括しつつ教職員の一致点を明確にする決議が作成されていった。十二月十九日の職員会議で「職員会議についての教職員の見解と態度」を討論にかけ、職員の意思統一をはかった。

現在、また「職場を死守しており、次の段階へのとりくみは欠かせないでいったのではないかと思う。

## 山城高校定時制分会
### 学び、持続し、知恵と力量を蓄える

すでに二月の職員会議（運営委員会）で、次第に事の深刻さが理解され、校長の態度は手続上も内容上も強法不当非条理という共通の理解が強まってきました。文面による六つの分会案になるものと、従来見過ごされてきた「職員会議は、いわゆる「校長の補助機関」ではない」という教職員の意見が出されました。

教科につながった共通的な意見がつぶとう、あちらからもこちらからも、積極的に出されてきました。私たちは、学びつつ教えられ、問われて自信が出てきました。

さすがに、強い権力をバックとして校長をつけようとするには、一人ひとりの教職員の誠を尽くし、理を尽くし、力を尽くした発言には耳を傾けざるを得ないのでしょうか。かんたんな抵抗はやわらぎ、教職員の意見は十分に聞き、従来通りやり方は尊重していく、と言明してきています。

しかし、校長が部分されたわけではなく、五回職員で現在もなお職務権限中、府教委・校長会の圧力もひしひしと感じられます。私たちは、これまで学校長に対しては、ひっつ増えても知恵と力をアテにして、学校長に対しては、さらに理理を尽くして粘り強く対応を持続して無回答を求めるなど、さらにどんな事態に当面しても心の分権力は基本的にはうかないが、今後の課題です。

## 職員会議についての教職員の見解と態度（一部）

二、本校の職員会議と現行規定
本校の「職員会議運営に関する規定」は、開校時に、初代学校長と全教職員が論議の上で、一部の修正・追加を経て、職員会議の運営によって制定されたものである。（中略）
この規定は、「日本国憲法・教育基本法に基づき、新しい社会の形成を目指して、広く国民の信託の下に設置された学校教育の責任を果たすため、教育目的の具体化と保障する職員会議の運営について定める。」（第一項）ものであり、教育関係諸法規にのっとって作られた適法な内容規範である。本校の教職員は、開校以来この精神と規範に従うとともに、教育基本法に基づく学校内諸規則において民主的に論議決定し、実践してきたことは、本校における学校運営の大きな伝統となっている。（中略）
四、本校の現状では、「職員会議は教職員の意思を決定する最高機関である」（第一項）としているが、これは、校長の校務をつかさどる権限を無視したり、否定するものではない。ただこれは、

「教職員の意志形成」における学校長の「管理性の発揮」を否定するものではない。「校長権限」については、「学校教育法」や「地方教育行政法」等で明示されている。
第二に、職員会議で教職員の意思を決定するとの規定は、決して否定されるものではない。ただ、校長の校務をつかさどる権限を無視したり、否定するものではない。
第三に、職員会議は教職員の意思を決定するものではない。
第四に、職員会議は、校長の補助機関ではない。
以上、職員会議の性格について、現在の法令上の解釈を述べてきたが、職員会議は、教育公務員特例法第二十条の「教育を掌る」ための組織であり、教育公務員特例法第二十条の「教育を掌る」ための組織であり、教育公務員特例法第二十条の「教育を掌る」ための組織であり

0教職第238号
昭和60年11月30日

各市町村（組合）教育委員会教育長
各　府　立　学　校　長　　殿

京都府教育委員会
教育長　仲　　勲

昭和 61 年度教職員人事異動方針について（通知）

上記のことについて、別紙のとおり決定されたので通知します。

ついては、学校指導体制を確立するため、下記事項に留意のうえ、別紙人事異動方針を教職員に周知徹底させるとともに、教職員の適正配置と円滑な交流に努め、もって所期の目的が達せられるよう人事異動の適正な執行をお願いします。

記

1. 基本的事項

（1）小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長との連携を密にして行う。

（2）教職員個々の積極性や意向を把握して行う。

2. 具体的事項

教職員組織の充実刷新と指導体制の強化を図るため、異動を推進する。

また、学習指導や生徒指導に課題を持つ学校については重点的な人事配置を推進するとともに、とりわけ同和教育、へき地教育をはじめ本府学校教育指導の重点に基づく教育の推進のため指導体制の強化を図るものとする。

（1）管理職人事

ア　管理職は、特に指導能力、識見及び勤務実績を重視し、全府的視野に立って適任者の登用に努める。

イ　各学校における教育活動のいっそうの充実を図るため、広域的な異動を促進するとともに、学校種別間及び課程間の交流に努める。

（2）一般教職員人事

ア　小学校にあっては、原則として同一校在職６年以上の者、中学校及び府立学校にあっては、原則として同一校在職 10 年以上の者について、計画的・積極的に異動を行う。

イ　小・中学校における教職員の適正配置を図るため、各教育局所管区域にとらわれることなく、隣接教育局管内の市町村への異動のほか、全府的見地から広域の異動に努める。

ウ　府立学校における教職員組織をひとしく充実するため、地域内の異動を行うほか、広域の人事交流を促進する。

特に、新設校については、経験豊かな教職員を配置する等指導体制の充実を図る。

エ　地域における障害児教育のいっそうの充実を図るため、障害児学校と小・中学校との交流に努める。

3. 留意事項

（1）通勤可能地域は、片道の通勤時間が１時間半程度とする。

（2）発令日の７日前に、小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長を通じて本人に内示する。

（3）異動について不服のある場合は、内示後７日以内に、小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長を経て申し出させる。



昭和 61年度教職員人事異動方針

京都府教育委員会

本府学校教育指導の重点に基づく教育の充実といっそうの推進を目指し、適正な人事異動を行う。

そのため、特に、本年度の重点事項は、次のとおりとする。

1　教職員一人一人の力量を高め、豊富な教育経験を得させるための異動を進める。

2　教育を進める体制の確立を図るため、指導力豊かな管理職の配置に努める。

3　学習指導や生徒指導に課題を持つ学校については、重点的な人事配置を推進し指導体制の強化を図る。

4　小・中学校及び高等学校については、地域間・課程間交流に努め、併せて障害児学校との交流を図る。

5　児童生徒数、学級数の変動に応じた教職員組織の確立を図る。



物件担当：たいち

（資料21）

# 人事異動に関する確認書（例）

守り府立○○○○学校長は、人事異動にともなうにあたって、○○○○学校分会に対し、以下の立場を1　進め人事異動に対して対処することを確認する。

2　進め人事異動に関する基本的立場を、かつこの締結に反する行為はあくまで「憲法と教育基本法にもとづく京都の民主教育の推進」の立場を守り、管理職として誠意をもってあたるべき具体的立ちいたる。

3　人事異動について

(1) 管理職人事については京都の民主教育に責任を持つという重大な任務をになうふさわしい人物を選考する。そのためには、次の点を基本として慎重に検討する。

(2) ①「文部研修などの官制研修などを受けたかどうかを基本としない。

②　憲法・教育基本法にもとづく民主教育の推進に力をつくす人

③　外部の干渉・介入から教職員の権利と教育の自主性を守る人

④　教職員の団結をはかり教職員の総意を十分に尊重する。

⑤　教職員の総意を尊重して、学校運営を行える人

⑥　教職員の自主性を守る人

(3) 人物を選考するにあたっては、次のような資質を持った人物であると考える。

①　教育にかける情熱を発揮する中でこそ最大の教育の効果をあげうるという教育的信念をもち、教育者として誠意をもってあたる人

②　個々人の働きかけをする場合、本人の要請があるときは分会役員の立会いをうけいれる。

③　「人事は秘密」というが、分会としての交渉によって正しい解決をめざす。

(4) 件（退職金について）退職金については、参考として出すこと本人の自主的判断を尊重する。

(5) 当事者が職場に居づらくなるような状況をつくりだすことはあってはならない。

(6) 「人事は秘密」などのことで消極的・閉鎖的な答弁をつくるのでなく、「京都の民主教育を前進させるためにはどんな人事が必要か」の立場で公開・正大な職場討論が行えるよう、十分配慮する。

一九八五年　月　日

京都府立○○○○学校長　○○○○　㊞



は、生徒・父母の願いに応える教育をめざす教職員の団結の力でこれを跳ねのけてきた歴史を持っている。まさに美山分校教職員の願いは、この歴史の名に恥ない正義の願いである。民主主義を守り父母・府民の願いに応える教育をすすめるために奮闘するとともに、当面、なによりも彼らとまっこうから切り結んでいる京都府知事選挙に勝利をして、彼らの暴行に終止符を打つことが大切である。

全力をあげてたたかうものである。

【抗議先】＝京都市上京区下立売新町西入る　京都府教育委員会
　　仲
【連絡先】＝京都府北桑田郡美山町字上平屋　美山分校班
　　敷田高校分会

## ＜抗議声明＞
## 美山分校教職員に対する自民党・不当な文書訓告「処分」に満身の怒りを込めて断固抗議する

1986年 3月25日　京都府立高等学校教職員組合常任執行委員会

京都府教委は、3月24日、府立北桑田高校美山分校の教職員が、1月下旬から2月上旬にかけて、勤務時間中に「職員会議を民主的に運営しよう」のワッペンを着けていたのは、地方公務員法第35条に規定する職務等会議を混乱させるなどといいがかりをつけ、教職員8人を「文書訓告」処分にした。

この「文書訓告」が、「地公法」にいう「処分」ではないとはいえ、全国的にも例を見ない不当・不当な処分である。そこには、高校三原則つぶしや職員会議内規の改悪押しつけなど、中曽根軍政治を先どりする京都の自民党府政の正体と、これに追随する反動府教委の姿がうきぼりにされている。同時に、名前に一斉にニュースを放すなど、その手まわしの良さは、今すすめられている京都府知事選での憲法にも保障された私たちの正当な選挙活動の妨害をも意図しながら、この処分を強行したものであることを物語っている。そして、彼らはあわよくばこのことを通して京都の民主教育を攻えて、父母と教職員が力を合わせてきたこと〜のクサビが打てれば、幸いにも考えている。

そもそも「職員会議を民主的に運営しよう」などということは、憲法と教育基本法にもとづき、教職員なら当然の願いであり、権利でもある。このことは私たちの一方的な主張ではなく、府教委自らも昭和47年 7月18日付の「教育長通達」でも明示しているところである。

だからこそ美山分校でも、分校教頭もそのことが「違反」だなどとただの一度も職員に問いただされ、まともに答えることすらできず困惑していたのは何よりこのことを裏づけている。

あの職務分掌等に不当・不当な処分を繰り返している国会にすらこのような例はなく、まして教職員の給与と自主権に応える教育をすすめるべき学校で、一度の注意もなく、校長の側にして府教委が知事選の さ中に抜き打ち的に処分をするなど、極めて政治的な不当・不当なものである。そしてこれは、4年の2月24日、自民党敷田府会議員の理不尽な「ワッペン攻撃」に対する府教委の「忠誠」のあかしとも言うべき「やらせ」の処分でもある。私たちはただちにこの不当・不当な処分を府教委が撤回するよう強く要求する。

府教委や自民党・林田府政がいかに強弁しようとも、彼らには一片の正義すらない。彼らは私たちの抗議に反省するどころか、3月25日の人事異動の「内示」で

# 教育課題を前面に

## 核兵器廃絶の課題を統一して

## 労働条件・教育条件改善と

### 向日が丘養護学校分会

向日が丘養護学校分会は、障害の重い生徒、医療的ケアの必要な生徒など、ことばを持たない子どもたちの生命を守り、豊かな発達を保障する教育実践を積み重ねてきました。しかし、今、大切な子どもたちの教育条件が大きく後退しようとしています。

十三回ナイター、地域や各校に超勤一二〇〇人という「国民会議」の教育改革、国内外ともに緊張を増す核戦争の危機……。分会組合員は、子どもたちの豊かな発達を保障するために、教育課題を前面に掲げ、労働条件改善と核兵器廃絶の課題を統一して取り組んでいます。

分会組合員の実践と、子どもたちの豊かな発達を保障するための労働条件改善の取り組みについて、分会書記局次長の小川洋さんに聞きました。

――分会の教育実践の特徴は。

小川　障害の重い子どもたちの教育実践を、地域の人たちと共に創造的に発展させてきたことです。

例えば、校舎内外の環境整備や、学校行事、地域の祭りなどに、子どもたちが参加できるように、地域の人たちと話し合いを重ねてきました。

また、障害の重い子どもたちの教育実践を、地域の人たちに広く知ってもらうために、地域の人たちを招いて、学習会や公開授業を行ってきました。

――労働条件改善の取り組みは。

小川　十三回ナイターや超勤一二〇〇人という「国民会議」の教育改革は、子どもたちの豊かな発達を保障するという教育本来の目的からかけ離れたものです。

分会では、「ナイターをやめて、教育条件改善を」「超勤一二〇〇人の教育改革ではなく、教育予算の増額を」と、学習会や署名、宣伝行動などに取り組んでいます。

この中で、これまで分会組合員の中にあった、「ナイターがあるから、仕事が終わるまで待っていよう」という受け身の姿勢から、「ナイターをやめさせよう」という積極的な姿勢へと変わってきました。

分会ニュースにつけた感想より

わたしの口をふさぐのはだれ？　何のために？　ナイターをやめさせよう！　と思わずにはいられません。

ナイターがあるから仕事が終わるまで待っていよう、ではなく、ナイターをやめさせよう、という積極的な姿勢に変わってきました。

ナイターをやめさせよう、という声を広げていきたいと思います

# 部落差別の解消に逆行する「部落解放基本法」

## —「解同」の新たな策動と私たちの見解—

一九八五年九月十六日
府立高教組常任執行委員会

地域改善対策特別措置法（地対法）があと一年余で期限切れをむかえることから、期限切れ後の同和行政をめぐって、今、部落解放同盟［以下「解同」］が新たな策動を強めてきています。「解同」は五月に「部落解放基本法」（案）を決め、すでに各地方自治体の六月議会に対し、その制定を求める決議の運動を開始していましたが、九月議会では自治体ぐるみで「制定実行委員会」などを結成し、学校などに加入を求めるといった運動を背景に、彼らの策動をより一層強めようとしてきています。各自治体や学校を未来永劫に私物化・屈服させようとするこのような策動に対し、残念なことに、府下のいくつかの自治体や学校長が、事実上、「解同」の圧力に屈し、彼らの利権あさりに荷担する事態が生まれています。民主主義運動の前進と公教育の豊かな発展を願う私たち府立高教組は、こうした事実をだまってみすごすわけにはいきません。学校が不当な圧力に屈することがないよう、職場で討議と意志統一を強めることが今求められています。

そもそも、この「基本法（案）」なるものは、その前提となる現状認識そのものに誤りがあると言わねばなりません。部落差別は今日では、正しい部落解放運動や教育運動の前進、十六年に及ぶ同和対策事業の展開などによって解消の過程をたどっています。「解同」のように「差別が拡大再生産されている」という主張にはまったく根拠がありません。それどころか、一九八四年に「解同」自身が京都で調査した部落実態調査でも、「現段階では部落の低位な実態というのは部落のどの世帯にもみられるのではなく、特定の層に限定されるようになってきた」「就労の不安定という問題は中高年齢層にとって今でも深刻な問題であるが、若い世代のかなりの部分には「自分と関係のない」問題となりつつあるかもしれない」「部落外との結婚は一九八〇年以降になると半数ちかくまで達している。戦前には一割も違っていなかったのに比べると格段の差がある」等と報告されているではありませんか。

また、「解同」は、「差別の法則論」さえ持ち出しています。これは、本来、教育的方法上で克服すべき差別登録を、「犯罪」だとして国民を威嚇し、「解同」への批判を法的に処罰することさえ狙ったものだと言えます。現に「解同」は、発達途上の子どもたちの行動をとらえてまで「差別だ」などといいがかりをつけ、自治体や公教育機関・父母・住民までを「糾弾」「威嚇」し、利権あさりをくり返してきています。このことは、私たち府立高教組自身も第十九回部落問題夏期講座、いくたびかの暴力的糾弾として経験してきているところです。「差別の法則論」は、こういった「糾弾」をよりやり易くすることを狙ったものと言えます。

さらに、このような策動そのものが許せないものであることはもちろんですが、同時に、本来、公教育機関である学校が、いかなる団体であれ運動団体に参加したり、外部の団体に屈服するなどということこそ誤りであることは明らかです。よく職場によっては、「うちは条件が違う」「地域や解同と相談しないと教育ができない」などとうそぶく管理職がいます。他府県では、教職員が教育的論議の末一致して決めた生徒指導の問題でも、校長が勝手に「解同」ととり引きし、一晩にして指導内容を変更するなどという事態さえ生まれ、父母や県民の大きな批判を受けています。こうしたことを私たちの職場で断じて許すわけにはいきません。

いま「解同」がすすめる「部落解放基本法制定要求国民運動」に対し、学校が不当・不法に荷担することなどのないよう組合員のみなさんの御協力を心からよびかけます。

**We love Kyoto 平和フェスティバル**

とき　10月13日(日)11時～5時
ところ　立命館大学
内容　紙ふうせんコンサート
平和ジャンボクイズ(豪華賞品多数)
みんなでつくる音楽会・他
模擬店や音楽会に分会青年部ぐるみで参加しよう
参加協力券　1,000円
主催・平和フェスティバル実行委員会
京都青学連・統一労組懇青年連絡会

いつまでも生き生きと働き続けたい

# 今、健康破壊の進行が

### 府高公務災害対策会議（障害児学校関係）開かれる

去る9月17日に府高公務災害対策会議を開き、障害児学校における労働実態・健康破壊の状況について交流・討論を深める一方で、非災害性の公務災害、とくに腰痛・頸肩腕障害等で公務災害申請を提出している先生方との話し合いを行いました。

障害児学校は、1979年の養護学校義務化前後より、重度・重複の障害を持つ子どもたちの教育の保障に取り組んできました。このような状況の下、重度心身障害児の教育に携わる教職員を中心に腰痛が多発し、病休者が続出するという事態が起こりました。府高執行部は、この事態の改善と災害予防に向けて「教職員定数増」の闘いを進める一方で、すでに罹病している教職員の「公務上」認定の闘いを強化する方針を決め、運動に取り組んできています。

今回の対策会議によって、現在4名の「非災害」性公務災害申請者が確認され、府教委や公務災害基金支部への交渉を強める意志統一がされました。

**通勤災害・公務災害に関する御相談は**

京都府立高教組　☎075-751-1645
京都労災職業病対策連絡会議　☎075-441-0961

**公務災害・職業病・学習交流のつどい**

日　時　10月19日(土)PM1:00～5:00
ところ　教育文化センター 亀の間
講　演　「公務における労災職業病運動の今日的課題」　社会医学研究所長　川尻俊一郎先生他
（人場料1）

# 「反共は戦争前夜の声」

## 中丹養護学校の「デマ・怪文書」を斬る

府立高教組常任執行委員会

「京都府教委」第二〇号（9月）で既報のように、今年の二月上旬中丹養護学校の昨年と今年の新採の教員十数人に対して、「デマ・怪文書」が送られてきた。その内容は「殆どの養護学校の教職員はほとんど共産党員で、他の養護学校から入ってきた教員が、全国障研・共闘作業所等に絡って党活動の組織をさせているラーショナである。彼らはことばづかいにあらだちを共産党的に入れようとしている。共産党に入ると将来に展望され、一生を台なしにする。くずくれも赤い毒牙に注意するように」というような内容で「勝共連合」ばりの反共・デマ宣伝で攻撃するこのような運動に対し、残念なことに、府下のいくつかの自治体や学校長が、事実上、「解同」の圧力に屈し、彼らの利権あさりに荷担する事態が生まれています。民主主義運動の前進と公教育の豊かな発展を願う私たち府立高教組は、こうした事実をだまってみすごすわけにはいきません。学校が不当な圧力に屈することがないよう、職場で討議と意志統一を強めることが今求められています。

そもそも、この「基本法（案）」なるものは、その前提となる現状認識そのものに誤りがあると言わねばなりません。部落差別は今日では、正しい部落解放運動や教育運動の前進、十六年に及ぶ同和対策事業の展開などによって解消の過程をたどっています。「解同」のように「差別が拡大再生産されている」という主張にはまったく根拠がありません。それどころか、一九八四年に「解同」自身が京都で調査した部落実態調査でも、「現段階では部落の低位な実態というのは部落のどの世帯にもみられるのではなく、特定の層に限定されるようになってきた」「就労の不安定という問題は中高年齢層にとって今でも深刻な問題であるが、若い世代のかなりの部分には「自分と関係のない」問題となりつつあるかもしれない」「部落外との結婚は一九八〇年以降になると半数ちかくまで達している。戦前には一割も違っていなかったのに比べると格段の差がある」等と報告されているではありませんか。

また、「解同」は、「差別の法則論」さえ持ち出しています。これは、本来、教育的方法上で克服すべき差別登録を、「犯罪」だとして国民を威嚇し、「解同」への批判を法的に処罰することさえ狙ったものだと言えます。現に「解同」は、発達途上の子どもたちの行動をとらえてまで「差別だ」などといいがかりをつけ、自治体や公教育機関・父母・住民までを「糾弾」「威嚇」し、利権あさりをくり返してきています。このことは、私たち府立高教組自身も第十九回部落問題夏期講座、いくたびかの暴力的糾弾として経験してきているところです。「差別の法則論」は、こういった「糾弾」をよりやり易くすることを狙ったものと言えます。

さらに、このような策動そのものが許せないものであることはもちろんですが、同時に、本来、公教育機関である学校が、いかなる団体であれ運動団体に参加したり、外部の団体に屈服するなどということこそ誤りであることは明らかです。よく職場によっては、「うちは条件が違う」「地域や解同と相談しないと教育ができない」などとうそぶく管理職がいます。他府県では、教職員が教育的論議の末一致して決めた生徒指導の問題でも、校長が勝手に「解同」ととり引きし、一晩にして指導内容を変更するなどという事態さえ生まれ、父母や県民の大きな批判を受けています。こうしたことを私たちの職場で断じて許すわけにはいきません。

いま「解同」がすすめる「部落解放基本法制定要求国民運動」に対し、学校が不当・不法に荷担することなどのないよう組合員のみなさんの御協力を心からよびかけます。

**中丹養護学校分会も反撃**

（分会ニュースより）

**分裂攻撃を排し、職場の統一と団結を！**

今日、教育臨調路線による教育の反動的再編が企てられるなかで、「教職員集団が、一丸となって当該支配に服することなく、国民全体に対して責任を負って教育を行うことは、既めてむずかしくなってきています。この攻撃は、まさに、共産党員を教職員への攻撃だけではありません。また、中丹養護学校の教育への攻撃です。こうした攻撃を断固として粉砕し、中丹養護学校の教育を自主的・民主的に発展させましょう。

**知事選勝利めざして！**

故蜷川前知事は、嵐のような反共攻撃の中で「反共は戦争前夜の声である」とたたかいぬいて知事選に勝利しました。私たちも生徒とそして教育を守るために、反共攻撃を跳ね返し、知事選勝利めざしてがんばりましょう。

自民党京都市会調査団が、昨年末、京都市長に対して、「職員中の共産党員を初め反秀徳以外は全部党分する」こと「市職員中の共産党員の部を共産党に独占されているのを根本的に是正する」こと「職務命令のケースワーカーを是正すること」「職務命令のケースワーカーの「家庭訪問」を廃止すること」等、明らかに憲法違反の「要望書」を提出していたことが明らかになりました。

これは、京都府民間施設等で施設を深める反動市政に対する市民や市職員の批判を反共攻撃で封じこめようとするものであり、中丹養護学校で出された「怪文書」と軌を一にするものです。

この要望書「要望書」に対して、市の幹部ですら「要望書の中には憲法違反の条項がある」と認めていながら、また「京都市職労も「断固する」ようであり段階で「憲法違反」との決意で臨んでいます。

**自民党**

**憲法違反、ファッショ的「要望書」**

「京都市職員の共産党員を全部処分せよ」



物件担当：たいち

1985.5.30 〈号外〉

京都府高

京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町荒神口上ル教育合同内
TEL (751)1645

# 教文特集号

# 林田反動府政・京都府教育委員会の高校三原則つぶしは今、生徒・学校・父母・地域に何をもたらしているのか

## シリーズ その1

## 類型別入試強行のなかで 今、高校では

無数の父母・府民・教職府民、そのファッショ的教育行政の強行のなかで、まさに中学校の自主性、教師の教育の主体性を破壊しようとする府教委の攻撃に対し、私たちは、断じて屈することなく、教育と教育条件の整備を求める府民運動の先頭に立ってきました。

私たちは府教委が強行した類型別入試や生徒・父母にとって大きな問題点、矛盾点が生じていることを指摘してきました。

今、各学校で、地域で、生徒・父母の間でいったい何が起こっているのか、府教委が生徒や父母・府民に宣伝したようにすべてがうまくいっているのか、府民の願いにあった教育制度になったのでしょうか。

(1) 各学校の1年入学生の内、約二五%の生徒が、本来の中学校生活とは異質の受験体制のなかで、「受験」であったのだと、していくことが大切です。

### (一) 一九八五年府立高校新入生調査（府立高教組独自調査3～4月実施）

府立高教組は、新入生の様子を知り、父母・府民と共に検討するため、独自の内容で独自に調査しました。

(1) 一日新入学生徒の出身中学校数が、前年度の状況と比べ不合格になった生徒である入学生の出身中学校数を大きく上まわっていること。

(2) 一日新入学生徒の出身中学校数が、前年度の状況と比べ不合格になった生徒である入学生の出身中学校数を大きく上まわっていること。

■ 府教委は同一通学区内の学校を「現行の第1類型の学区」と宣伝してきましたが（区域）、実際は別府参照）、各クラスに平均すれば七、八人の数になります。

■ このような子どもたちの教育を「現行の第1類型の学区」と宣伝してきましたが（区域）、実際は別府参照）、各クラスに平均すれば七、八人の数になります。

■ 学習意欲の喪失感は、かなり深刻な問題をもたらしています。（区域）、実際は別府参照）、各クラスに平均すれば七、八人の数になります。

■ 府教委は同一通学区内の学校

（事例3）
五月の新入生合宿で1組と2組の生徒が1組・3組の生徒について落ち込むという意味の噂がもれ。

（事例4）
京都市内のある新校で、は3組の編成になるとほとんど大学のS7編校に通っているそうです。その3組の生徒が1組の生徒に対し「あんたやからとは違うねん」などと言うことがあるそうです。

（事例5）
1組のある教科で、授業に先んじの生徒が多く、1行・1枚が多い。理由は、その教科を専門に教えている人が1組の生徒の通っておる多くの学校では、1組（理数）の女子が極端に少ない。

（事例6）
三年のクラス、1組男系が、クラスにもよるが、五クラスにもなり、女子イレ混雑がまわるのかない意見を出て立ち消えたそうです。

また、女子が少ないため、女生徒で1組の教室には行きたくないという生徒も、中には授業出席にかたよった生徒いるとのことです。

（事例7）
四月中頃から、模擬・最学校別、教科別に生徒等で開催、教科担任・生徒会が協力する、最終会議を行い、生徒会や小人数講座に分割して、楽しいという意見がある。

（事例8）
五単位・六単位、授業をもっている先生は朝から晩までとのこと。

（事例9）
1組の一名、早くも退学。

（事例10）
また、1年生の落伍者1名。

（事例11）
日Bミックスは、学校全体で支援の体制がないと大変。ミックスは1年の時間帯をそこに置くのがより良い。大学、成績伝票だけでも大変な数に。

（事例12）
ミックスB日Bは四月いっぱいしんどかった。しかし今はいしんどかった。しかし今は反対という先生も良かったという声。日組の生徒の反応は、授業は積極的。日Bは体力という感じ。シュート日B1・2分間の見直し、上日Bの1人が必要。

（事例13）
先日の新入生合宿で、ミックスB日Bが組まれた。それは1組の生徒から出ていると、学校では1組男女の下イレを分離しているという声が出ているようですが、それは1組がおかしいというより、特に全体的に授業が第1・2年・3年のクラス、1組男系が、クラスにもよるが、五クラスにもなり、女子イレ混雑がまわるのかない意見を出て立ち消えたそうです。

また、女子が少ないため、女生徒で1組の教室には行きたくないという生徒も、中には授業出席にかたよった生徒いるとのことです。

（事例14）
四月中頃から、模擬・最学校別、教科別に生徒等で開催、教科担任・生徒会が協力する、最終会議を行い、生徒会や小人数講座に分割して、楽しいという意見がある。

（事例15）
五単位・六単位、授業をもっている先生は朝から晩までとのこと。

（事例16）
1組の一名、早くも退学。

（事例17）
また、1年生の落伍者1名。

（事例18）
日Bミックスは、学校全体で支援の体制がないと大変。ミックスの1年の時間帯をそこに置くのがより良い。大学、成績伝票だけでも大変な数に。

（事例19）
ミックスB日Bは四月いっぱいしんどかった。しかし今はいしんどかった。しかし今は反対という先生も良かったという声。日組の生徒の反応は、授業は積極的。日Bは体力という感じ。シュート日B1・2分間の見直し、上日Bの1人が必要。

## 新制度についての生徒の感想・意見（抄）

- 少々実験的な時に受験したと思う。
- あまりいい制度ではないと思う、なぜならどこの高校になるかわからないから。
- I・II・III類と分かれていて、ある程度選べてよかった。
- 私は近くだからA高校になったけど、同じ中学で少し遠めの人はほとんど違う学校へいやいや行ってるし、もうちょっとどの地域の人はどこの学校になるということを言ってほしかった。
- 私が家が西賀成だから地域にかかわらず、この高校へ入学できたけれど、同じクラス、又は生徒会の友だちが消えって何も聞いていないのにA校や B校へとばされていたのでとても悲しいです。合格発表の日に合格していると思ったのにとばされたから泣いている人がたくさんいました。同級生として、悲しくはらの立つことです。
- こんなややこしいことをされて、すべったらどうしようと思った。
- 出願したときは、こんなふうになるとは思っていなかった。
- あまり前とかわらないような気がする。
- II類やIII類はとてもすばらしいことだと思う。
- とつぜんすぎる。
- ぼくらがはじめてなのでわからない。
- ややこしい。
- II類とI類の能力の差があって、あんまりいいとは思わない。
- 先生のふっていたこととぜんぜん違うからひじょうに腹がたっている。
- 願書が書きまちがっていないか心配した。
- 願書が書きまちがっていないか心配した。　（ ）内人数

問、出願するまでに、新制度の内容を理解していましたか。
a、充分に理解していた（1）　b、ある程度理解していた（38）
c、あまり理解していない（5）　d、ほとんど理解していない（1）

問、新制度についての知識は主に何で得ましたか。
a、中学校の担任の先生から（37）　b、テレビ・ラジオ・新聞など（5）
c、友だちから（6）　d、親から（1）
e、教育委員会が出したパンフレット（12）

問、2年生に進級する時に、文・理・一般系にわかれることになっています があなたは今の段階では、どの系へ進みたいと思っていますか。
a、文系（18）　b、理系（9）　c、一般系（5）
d、わからない（14）

問、制度の上で、2年生へ進級する時には、類型間移動（II・III類）できることになっていますが、あなたはどうですか。
a、移動したい（2）　b、移動したくない（20）
c、わからない（24）

問、上問で a と答えた人は、どの系へ移動したいですか。
a、II類人文系（1）　b、II類理数系（1）　c、III類体育型（0）

### ある高校ではアンケートにこのように答えている生徒（I類）もいます。

（問）　あなたは、なぜ今の類型を受けたのですか。
（答）　A高校II類理数を希望していたが、I類になったし理由はない。
（問）　あなたが今いる類系は、どういう学習をするところだと思っていますか。
（答）　一般の学習。
（問）　今年から入試制度が変わって、高校がI・II類に分けられたことについて、どう思いますか。
（答）　進学率も高くなっていいと思うけど、学年の団結が深まらないと思う。
（問）　あなたは受験にあたって、中学の先生や肉親から、I類やII類はどういうものだと説明されましたか。
（答）　II類は国公立等の4年制大学に進学するもの、I類は就職・短大に進むもの。
（問）　現在、類型別にHRを編成していることについて、あなたはどう思いますか。
（答）　団結、協力が深まらない。でもI類もII類も一つの教室に一緒だと、よけいつきあいにくいのでこれでいい。





### ある高校のあるクラスで生徒たちはアンケートに次のように答えています。46人クラスです。

（問）　中学校のとき、新しい高校教育制度に対するあなたの理解はどんなものでしたか。（良い悪いは別として）
イ．類型ができて中学生の進路や適性が生かせるようになった。（2名）
ロ．類型ができて能力別・学力別のコース制になった。（17名）
ハ．学校や類型の選択が自由になって公立高校を自分で選べるようになった。（16名）
ニ．類型はできたが内容はこれまでと変らない。（9名）
ホ．あまりわからなかった。（6名）

（問）　新しい制度の高校入試を受けるときのあなたはどんな気持ちでしたか。（いくつでも○をつけてよい）
イ．早くから進路・適性が生かせるのでよい。（2名）
ロ．自分が何に向いているかわからず迷った。（9名）
ハ．結局は成績で決まるので無意味。（18名）
ニ．手続きがややこしく間違わないかが心配した。（16名）
ホ．自分のことより友人や、まわりの評判が気になった。（2名）
ヘ．類間倍差や差別があるのではと心配した。（9名）
ト．学校を自分で選べるので良い。（13名）
チ．その他（3名）

## (三) 高校入試の民主的改善のとりくみを

私たちは、類型を廃止し、一地域の高校を主宰した高校三原則に基づいた民主的高校入試制度の実現をめざしながら、当面従来の総合選抜制度を堅持しつつ次の点についての公立高校入試の改善のとりくみを広く訴えます。

一、中学校・高校の特別活動を尊重し、学校間格差、類型間格差、不公正な入試につながる一切の要素を排除すること。

二、学区間格差を是正し、全教職員の努力で全ての生徒の進路を保障すること。

三、手続きがややこしく間違わないかが心配した。

四、自分が何に向いているかわからず迷った。

五、結局は成績で決まるので無意味。

六、自分のことより友人や、まわりの評判が気になった。

七、類間倍差や差別があるのではと心配した。

八、学校を自分で選べるので良い。

九、その他

高校教育制度の進路指導
公立高教諭　加茂川中の男子

# まだ記入ミス不合格

## 成績振り分け強まる

### 中学教諭の半数が感想

### 新高校入試は複雑

### 戸惑い浮き彫り

① 府立A.B.C３校の新入生アンケートの合計
(1843人の回答)

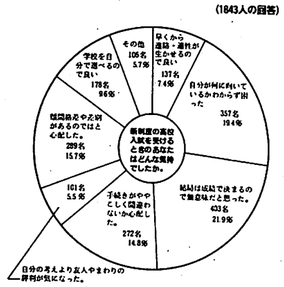


④ 府立F高校の新入生アンケートより

転類・転類系の希望は

| | |
|---|---|
| Ⅰ類からⅡ類への転類希望 | 35人 |
| Ⅱ類からⅠ類への転類希望 | 8人 |
| Ⅱ類（人文）からⅡ類（理数）への転類系希望 | 3人 |
| Ⅱ類（理数）からⅡ類（人文）への転類系希望 | 2人 |
| 他府立G高校では | |
| Ⅱ類からⅠ類への転類希望 | 23人 |

## 三、入学した生徒たちは

新制度が発足して、一番、学習・生徒指導・教科指導・クラブ活動・学校行事・評価問題など最も悩んだ一人だったのが教師だった。多くの学校では府教委の説明が入試のための説明に終始したために、入学後の生徒指導や学校教育への理解が大変不充分だった。基本的には、「極めて順調なスタートができた」と言いきる府教委に対し、ホームルーム活動や部活動に苦労する教師をどう理解したらよいのか。

### 一、「極めて順調なスタートをきることができた」と言いきる府教委

府教委は、「極めて順調なスタートをきることができた」と言いきっているが、本当にそうなのか。

・府立のクラブ顧問数（中学校のクラブ指導員数含む）

| | |
|---|---|
| 昨年度 | 1,100人 |
| 今年度 | 1,100人 |

・合格者の学力分布（Ⅰ類Ⅱ類の別）

A－Ⅰ類では

・合格者の平均が一Ⅰ類の別で約十点以上。

・合格者の学力が一Ⅰ類の間で約十五点、そして中間テストの結果で約二十点以上の差がついている。

・Ⅱ類の学力が一Ⅰ類の学力より低いことは、入試の仕組みからいって当然のことであるが、Ⅱ類の生徒の学力差が大きいことは、Ⅱ類の教育課程を編成する上で大きな問題である。

(1) 入試の段階での「格差」

内申点（中学校からの）

で、合格者の平均が一Ⅰ類の別で約十点以上。

A－Ⅰ類では

・合格者の平均が一Ⅰ類の間で約十五点、そして中間テストの結果で約二十点以上の差がついている。

・Ⅱ類の学力が一Ⅰ類の学力より低いことは、入試の仕組みからいって当然のことであるが、Ⅱ類の生徒の学力差が大きいことは、Ⅱ類の教育課程を編成する上で大きな問題である。生徒間の学力差が大きいⅡ類の教育課程を編成することは、教師にとって大変難しいことである。

(2) Ⅱ類では

学力が非常に低い。

ある高校Ⅱ類教員の感想

「今年は昨年に比べて学力が低いと感じた。Ⅱ類に合格する子どもの学力は、中学校の通知表の評定で二～三程度の子どもが多い。もっと低い子どもも入学してきている。学力差が大きいので、授業の進め方に困っている。」

学力差が大きいⅡ類教員の感想

「Ⅱ類に入学してくる生徒の学力差が大きいので、授業の進め方に困っている。」

# 今なにが 京都の学校で

シリーズ No①

# 指導主事の一方的強制計画訪問と府教委の職員会議通達

※乙訓では教育委員会が公開授業を強要したうえに、授業の最中、生徒の前で指導主事が教師の教え方にいちゃもんをつけ、約7分間授業を中断させるという出来事がおこりました。

は、京都の学校現場を混乱させるものだと十分な論議を呼びました。

府が指導主事を配置するねらいは、校長を補助するものであり、校長を監督するものとして、学校運営に関与することにあります。

とくに指導主事は授業研究を通じて、学校の自由にたいする介入をねらっています。

今回の訪問にあたっても、指導主事は「学校の教育課程の編成や授業内容の指導助言」をするとしています。

しかし、教師は教育センターに研修参加者の名簿を提出するなど、指導主事の訪問を前提とした学校運営がすすめられています。

府教委は、「訪問は学校の要請にもとづいて行う」としていますが、実際には、府教委の一方的な計画訪問であり、教師は指導主事の訪問を拒否することはできません。

また、訪問後の教育センターでの研修参加者の報告書提出を義務づけるなど、学校の自由にたいする介入をねらっています。

以上のように、今回の指導主事の強制訪問は、公開授業の強要、府教委の一方的な計画訪問、訪問後の報告書提出など、学校の自由にたいする介入をねらっています。

この一方的な指導主事の強制訪問にたいして、今日の共同闘争の発展のなかで、教師は、「教育の自由を守る」ために、学校ぐるみの反対闘争をたたかいとってきました。

乙訓教育研究所では、「指導主事の訪問を拒否する」ことを決定しました。

この一方的な指導主事の強制訪問にたいして、今日の共同闘争の発展のなかで、教師は、「教育の自由を守る」ために、学校ぐるみの反対闘争をたたかいとってきました。

乙訓教育研究所では、「指導主事の訪問を拒否する」ことを決定しました。

「訪問は一方的な強制であり、教育を破壊し、子どもたちの学校生活を混乱させるものだ」として、府教委の訪問計画を拒否しています。

# 教育の管理統制の先進 愛知県の高校では

## 上意下達の職員会議 歪んだ受験偏重の能力主義

「校長は一方的な強制であり、教育を破壊し、子どもたちの学校生活を混乱させるものだ」として、府教委の訪問計画を拒否しています。

「自主的な教育研究活動を保障する」ために、学校ぐるみの反対闘争をたたかいとってきました。

乙訓教育研究所では、「指導主事の訪問を拒否する」ことを決定しました。

この一方的な指導主事の強制訪問にたいして、今日の共同闘争の発展のなかで、教師は、「教育の自由を守る」ために、学校ぐるみの反対闘争をたたかいとってきました。

乙訓教育研究所では、「指導主事の訪問を拒否する」ことを決定しました。

## 府教委や一部の校長先生が真似しおしつけようとしている愛知の学校はこんな不正常な状況です

1980年度愛知高教組の実態調査（135校）より

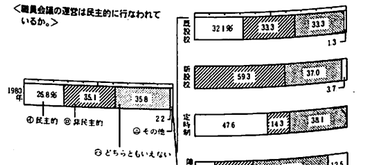


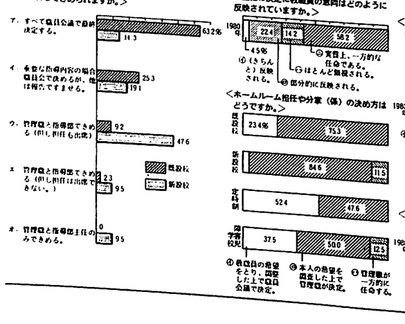






## 鴨沂高校通学実態調査 より

（1985年5月実施）

過学実態調査結果

山科をはじめ遠距離通学者を対象として実施

(1)通学に利用している手段・交通機関

| | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 市バス | 171名 | 97名 | 29名 | 297名(87%) |
| 京阪バス | 10名 | 3名 | 2名 | 15名(4%) |
| 京阪電車 | 52名 | 89名 | 31名 | 182名(53%) |
| その他の交通機関 | 5名 | 7名 | 3名 | 15名(4%) |
| 自転車 | 14名 | 29名 | 1名 | 44名(13%) |

(2)通学に利用する最寄停留所名(1～7(2))

| 1年 | | 2年 | | 3年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 西野 | 28名 | 御陵 | 33名 | 御陵 | 12名 |
| 川田通 | 26名 | 山科 | 7名 | 日ノ岡 | 6名 |
| 花山稲荷 | 20名 | 日ノ岡 | 3名 | 丸太山 | 3名 |
| 大石神社 | 15名 | 花山 | 3名 | 御宮 | 1名 |
| 御陵 | 12名 | 川田通 | 3名 | 椥大前 | 1名 |
| 北花山 | 9名 | 石塚町 | 2名 | 六地蔵 | 1名 |
| 日ノ岡 | 8名 | 上長谷 | 2名 | | |

(3)上記の交通機関で混雑のひどい区間(登校時)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 市バス | 130名 | 80名 | 15名 | 225名(66%) |
| 京阪バス | 8名 | 4名 | 2名 | 14名(4%) |
| 京阪電車 | 53名 | 87名 | 27名 | 167名(49%) |
| その他の交通機関 | 4名 | 6名 | 2名 | 12名(3%) |

(4)満員通過で乗れない時がありますか

| | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| ある | 97名 | 96名 | 29名 | 222名(65%) |
| ない | 86名 | 27名 | 4名 | 117名(34%) |

(5)満員通過で乗れないバス停名・駅名

1年

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市バス | 京阪三条 26名 | 川田通 | 20名 | 花山稲荷 16名 | 西野 | 10名 | 大石神社 | 5名 | | |
| 京阪バス | 御陵 2名 | 蹴上 | 1名 | 東野 | 1名 | 京阪三条 1名 | | | | |
| 京阪電車 | 御陵 22名 | 山科 | 3名 | 日ノ岡 | 3名 | | | | | |

2年

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市バス | 京阪三条 56名 | 荒神口 | 4名 | 花の御所 | 3名 | 川田通 | 2名 | 北花山 | 1名 | |
| 京阪バス | 京阪三条 2名 | 御陵 | 1名 | | | | | | | |
| 京阪電車 | 御陵 43名 | 日ノ岡 | 11名 | 山科 | 3名 | | | | | |

3年

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市バス | 京阪三条 24名 | | | | | | | | | |
| 京阪バス | | | | | | | | | | |
| 京阪電車 | 御陵 14名 | 日ノ岡 | 10名 | 丸太山 | 2名 | 御宮 | 1名 | 六地蔵 | 1名 | |

(6)交通機関の延着で遅刻をした回数（本年度）

| | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 0回 | 157名 | 38名 | 6名 | 201名(59%) |
| 1回 | 27名 | 10名 | 2名 | 42名(12%) |
| 2回 | 3名 | 13名 | 3名 | 22名(7%) |
| 3回 | 0名 | 13名 | 3名 | 16名(5%) |
| 4回 | 0名 | 3名 | 4名 | 8名(2%) |
| 5回 | 0名 | 7名 | 4名 | 11名(3%) |
| 6回 | 0名 | 7名 | 2名 | 9名(3%) |
| 7回以上 | 0名 | 14名 | 11名 | 25名(7%) |

(7)延着する交通機関

市バス

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1年 | 御陵 16名 | 御陵 15名 | 御陵 12名 | 1番 11名 | 御陵 4名 | 御陵 3名 | 御陵 3名 | 御陵 2名 | | |
| 2年 | 1番 37名 | 御陵 10名 | 1番 8名 | 御陵 8名 | 1番 6名 | 御陵 2名 | 御陵 1名 | 御陵 1名 | | |
| 3年 | 1番 11名 | 1番 3名 | 御陵 10名 | 御陵 8名 | 1番 5名 | 御陵 2名 | | | | |

京阪電車

| | |
|---|---|
| 1年 | 21名 |
| 2年 | 69名 |
| 3年 | 25名 |

(8)通常の通学所用時間

| | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 0分 | 0名 | 1名 | 0名 | 1名(0%) |
| 15分以下 | 3名 | 25名 | 2名 | 30名(9%) |
| 15～30分 | 45名 | 45名 | 15名 | 105名(31%) |
| 30～45分 | 102名 | 48名 | 12名 | 154名(45%) |
| 45～60分 | 34名 | 11名 | 1名 | 46名(13%) |
| 60～75分 | 2名 | 0名 | 2名 | 4名(1%) |
| 75分以上 | | | | |

(9)1カ月の所要交通費・（1カ月定期券）

| | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 3,000円以下 | 8名 | 9名 | 1名 | 18名(5%) |
| 3,000～4,000円 | 4名 | 8名 | 0名 | 12名(3%) |
| 4,000～5,000円 | 110名 | 28名 | 11名 | 51名(15%) |
| 5,000～6,000円 | 23名 | 7名 | 12名 | 169名(49%) |
| 6,000～7,000円 | 15名 | 7名 | 5名 | 31名(9%) |
| 7,000円以上 | | | | 27名(8%) |

(10)アンケート調査対象者数

| | 在校生 | アンケート調査回答 |
|---|---|---|
| 1年 | 380名 | 187名(49%) |
| 2年 | 458名 | 123名(27%) |
| 3年 | 376名 | 33名(9%) |
| 合計 | 1,214名 | 343名(28%) |

5/14現在

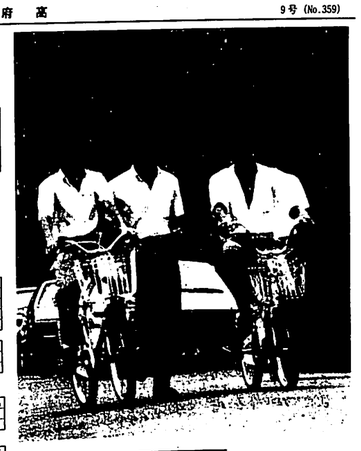

バス系統図

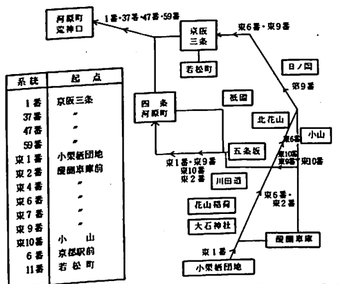


| 系統 | 起点 |
|---|---|
| 1番 | 京阪三条 |
| 37番 | 〃 |
| 47番 | 〃 |
| 59番 | 〃 |
| 東1番 | 小栗栖団地 |
| 東2番 | 御陵車庫前 |
| 東4番 | 〃 |
| 東6番 | 〃 |
| 東7番 | 〃 |
| 東9番 | 〃 |
| 東10番 | 小山 |
| 6番 | 京都駅前 |
| 11番 | 若松町 |

## 五、新制度の改善を望む 父母の切実な声

七月十一日、教育対策部　次々と切実な意見が出されました。

府教委訪問は、増田書記長室

「訪問時間の日、幼児にでも自分にでも用がある」

参加した母親たちからは

「テストのあと一日に勝った」

「一日の子どものなかで、テストのあと一日に勝ったなんて…」

「今までにだったらテストのあとは一日でも休んでもらえたのに」

「今までにだったらテストのあとは一日でも休んでもらえたのに」

「今までにだったらテストのあとは一日でも休んでもらえたのに」

「一日の子どものなかで、テストのあと一日に勝ったなんて…」

「一日の子どものなかで、テストのあと一日に勝ったなんて…」

「一日の子どものなかで、テストのあと一日に勝ったなんて…

1986・1・13 第18号 (No.369)
京都府高
教文特集号

# 林田反動府政・京都府教育委員会の高校三原則つぶしは、いま生徒・学校・父母・地域に何をもたらしているのか

## ～高校制度問題検討交流会等より～

シリーズその⑤

## 「ぜひ生徒の系選択の希望を生かしてやってほしい」という教職員の声に対し 画一的強制的指導を繰り返す府教委

### ～類間移動・系選択をめぐって～

**城陽高校**

文系80人、理系30人、一般系41人となった。教職員の配置としては、ぜひ生徒の希望を生かしてやってほしいということだが、現実には余裕がないから絞りこめないという状況にある。

**東宇治高校**

系選択については、9月の第1回進路懇談会で、文系八、理系八、一般系〇人という希望であった。一クラス増やしては、生徒の多様な進路希望を保障するという点で、府教委の押しつけ的な系選択の強行は問題である。

**田辺高校**

系選択については、文系八、理系八、一般系〇人という希望であった。一クラス増やしては、生徒の多様な進路希望を保障するという点で、府教委の押しつけ的な系選択の強行は問題である。

**鴨沂高校**

系選択については、文系八、理系八、一般系〇人という希望であった。一クラス増やしては、生徒の多様な進路希望を保障するという点で、府教委の押しつけ的な系選択の強行は問題である。

**北稜高校**

系選択については、9月の第1回進路懇談会で、文系八、理系八、一般系〇人という希望であった。一クラス増やしては、生徒の多様な進路希望を保障するという点で、府教委の押しつけ的な系選択の強行は問題である。

**山城高校**

系選択については、9月の第1回進路懇談会で、文系八、理系八、一般系〇人という希望であった。一クラス増やしては、生徒の多様な進路希望を保障するという点で、府教委の押しつけ的な系選択の強行は問題である。

**亀岡高校**

9月の系選択の第1回進路懇談会で、文系3クラス、理系1クラス、一般系1クラスという現在の3クラス体制のままでは、文系クラス、理系クラス、一般系クラスとなるが、一般系クラスに入る生徒は、学校全体の雰囲気の中で、やむなく各種クラスに入ることになる。

**園部高校**

系選択については、文系3クラス、理系1クラス、一般系1クラスという現在の3クラス体制のままでは、文系クラス、理系クラス、一般系クラスとなるが、一般系クラスに入る生徒は、学校全体の雰囲気の中で、やむなく各種クラスに入ることになる。

**網野高校**

系選択については文系3人、理系3人、一般系1人という希望であった。クラス数の増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**大江高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**峰山高校**

文系2、一般系1クラスという現在の3クラス体制のままでは、文系クラスに入る生徒は、学校全体の雰囲気の中で、やむなく各種クラスに入ることになる。

**福知山高校**

文系2、一般系1クラスという現在の3クラス体制のままでは、文系クラスに入る生徒は、学校全体の雰囲気の中で、やむなく各種クラスに入ることになる。

**綾部高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**宮津高校**

系選択については、文系3クラス、理系1クラス、一般系1クラスという現在の3クラス体制のままでは、文系クラスに入る生徒は、学校全体の雰囲気の中で、やむなく各種クラスに入ることになる。

**峰山高校**

文系2、一般系1クラスという現在の3クラス体制のままでは、文系クラスに入る生徒は、学校全体の雰囲気の中で、やむなく各種クラスに入ることになる。

**福知山高校**

文系2、一般系1クラスという現在の3クラス体制のままでは、文系クラスに入る生徒は、学校全体の雰囲気の中で、やむなく各種クラスに入ることになる。

**大江高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**綾部高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**高雄高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**須知高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**西舞鶴高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**洛北高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

**加悦谷高校**

系選択については、文系3人、理系3人、一般系0人という希望であった。クラス増やしについては、現在の生徒数からみて、クラス増やしは困難である。

## ミックスホームルーム(19校) 類型別ホームルーム(23校) をめぐって

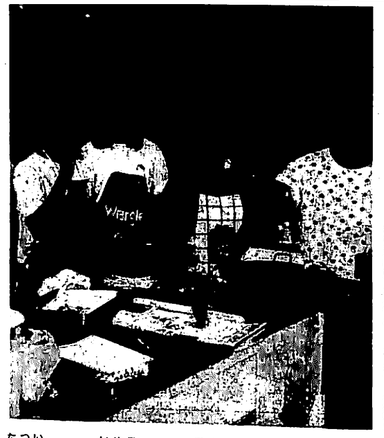

**A高校**

来年度の新入生から生徒の自由な選択のもとでの類型別ホームルームを実施することになっているが、現在は類型別のクラス分けはせず、類型別の授業のみを実施している。

**B高校**

類型別ホームルームについては、現在は類型別のクラス分けはせず、類型別の授業のみを実施している。

**C高校**

類型別ホームルームについては、現在は類型別のクラス分けはせず、類型別の授業のみを実施している。

**D高校**

ミックスホームルームを実施しているが、体育祭等の行事はうまくいっている。

**E高校**

ミックスホームルームを実施しているが、学校行事の大きな問題はなかった。

**F高校**

ミックスホームルームを実施しているが、学校行事の大きな問題はなかった。

**G高校**

類型別授業の取り組みについては、いろいろと検討した結果、現在のところ、類型別授業は実施していない。

**H高校**

1年生のクラス分けについては、類型別授業の実施を前提としたクラス分けは行っていない。

**I高校**

1年生のクラス分けについては、類型別授業の実施を前提としたクラス分けは行っていない。

**J高校**

類型別クラスを実施しているが、現在のところ、特に問題はない。

**K高校**

類型別クラスを実施しているが、現在のところ、特に問題はない。

**L高校**

ミックスホームルームを実施しているが、現在のところ、特に問題はない。

**M高校**

類型別授業を実施しているが、現在のところ、特に問題はない。

**N高校**

ミックスホームルームを実施しているが、現在のところ、特に問題はない。

## 高校制度と進路指導を考える学習会 報告要旨

山城郡・北桑学舎において昨年11月29日に、中学校と高校の教職員が集まって、高校制度改悪と7・8月以降、中・高の現場で何が起っているかを話し合い、今後の教育課題の検討を深めました。主催は京都教組山城郡支部と京都教組山城ブロックです。参加は中・高教職員30人。高校現場から出された実情・意見を中心に報告を掲載します。

### 今、中学校では

☆中学校では一日をめぐしいている。そのため個別の子が各教科の個別の子が各教科の個別の子が各教科の

# 新入生たちの 父母の声

## 高校問題研究会アンケート調査中間報告より

京都教育センター高校問題研究会は、京都府下公立高校一年生の父母に対し、新高校教育制度についてのアンケート調査を実施しています。予定対象は公立高校103校の父母1,080人のうち1,005人の父母です。アンケート回収状況は予想したよりもよく、12月4日現在、93校1,005人に到着しています。(その後二校追加。)回収状況は予想したよりもよく、12月7日現在、Ⅰ類498人、Ⅱ類397人、Ⅲ類110人というものです。12月9日現在のアンケート調査を中間的にまとめたものが次の表です。

## 新しい高校教育制度についてのアンケート調査(中間報告)

【問4】入試に際し、新しい入試のやり方がよくお分かりでしたでしょうか。

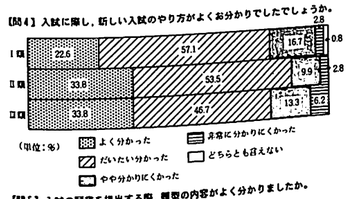


【問5】入試の願書を提出する際、類型の内容がよく分かりましたか。

【問6】新制度では入学するときから Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ類に分けますが、このやり方をどう思われますか。

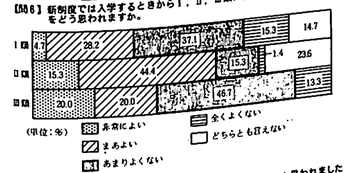


【問7】高校をお望する際、お子様を近くの高校へ行かせたいと思われましたか。

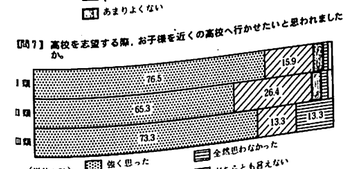


【問8】新制度は学校選択を認めて通学圏を設けましたが、これについてどう思われましたか。

【問9】入学する高校を決めるのに伴留所名を記入するやり方をどう思われますか。

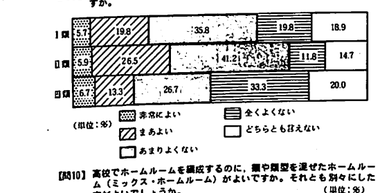


【問10】高校でホームルームを編成するのに、類や類型を選ばないホームルーム(ミックス・ホームルーム)がよいですか。それとも別々にした方がよいでしょうか。

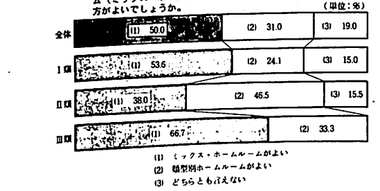


【問11】1年生の授業は、Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ類の類別に行なわれていますが、これについてどう思われますか。

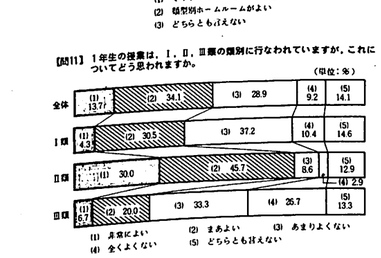


<(3)(4)を回答された方のみに対して>
その理由をおたずねします。ひとつ○をつけて下さい。
1. 1年で分けるのはせわしすぎる
2. 同じ普通科だから分ける必要はない
3. その他 (　　)

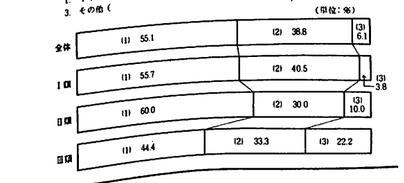






【問12】お子様の将来の進路が文系か理系か、中学3年の時に決めた方がよいと思われますか。

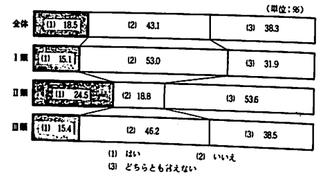


【問13】同じ通学圏の高校の間にランク差ができたとしてもやむをえないでしょうか。

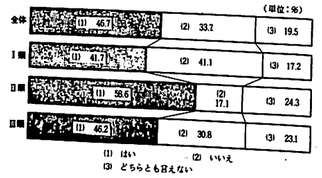


【問14】高校入試において願や志望校の選択は主にどのようにされましたか。

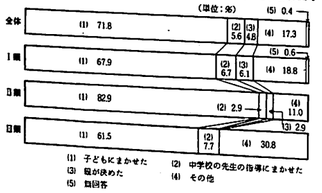


【問15】お子様が入学した類型は第一希望でしたか。

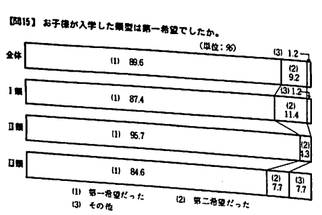


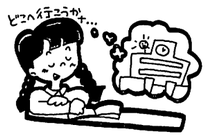


【問16】現在、お子様は意欲的に学校生活を送っていますか。

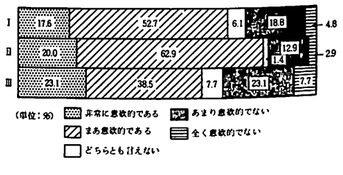


(表1)

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | TOTAL |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ類 | 2.5 | 22.5 | 35.0 | 27.5 | 7.5 | 25.0 | 7.5 | 12.5 | 30.0 | 2.5 | 17.5 | 72.7 |
| Ⅱ類 | 0.0 | 9.1 | 72.0 | 27.3 | 9.1 | 45.5 | 9.1 | 0.0 | 18.2 | 9.1 | 18.2 | 20.0 |
| Ⅲ類 | 25.0 | 75.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 25.0 | 50.0 | 0.0 | 25.0 | 7.3 |
| TOTAL | 3.6 | 23.6 | 41.8 | 27.3 | 9.1 | 27.3 | 7.3 | 10.9 | 29.1 | 3.6 | 18.2 | 100.0 |

(3, 4)に○をつけた人のみ、その理由として考えられるものにすべて○をして下さい。

1. 希望類型に入れなかったから
2. 類型別に分けられたから
3. 学校が期待通りでないから
4. 授業がむずかしいから
5. 友人関係に不満があるから
6. 先生に不満があるから
7. クラブに不満があるから
8. 管理や規則がきびしいから
9. 将来の進路に不安があるから
10. 家庭事情　11. その他 (　　)

【問17】現在1年生のお子様のお兄さんか、お姉さんが公立高校に在学又は卒業されている方にうかがいます。
新制度と前の制度を比べるとどちらがよいでしょうか。

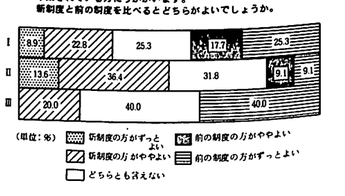


【問18】お子様は今の類(Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)や類型(人文, 理数, 文理)から別の類, 類型に変わりたがっているでしょうか。

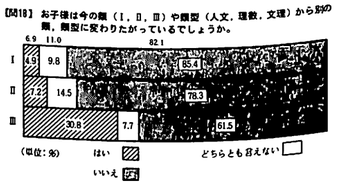


【問19】今の京都の高校教育にもとめられていると思われるものを次の中から2つ選んで○をして下さい。

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | TOTAL |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ類 | 52.2 | 34.0 | 6.3 | 42.1 | 39.0 | 4.4 | 66.8 |
| Ⅱ類 | 46.3 | 56.7 | 3.0 | 35.8 | 37.3 | 1.5 | 28.2 |
| Ⅲ類 | 41.7 | 41.7 | 0.0 | 41.7 | 41.7 | 8.3 | 5.0 |
| TOTAL | 50.0 | 40.8 | 5.0 | 40.3 | 38.7 | 3.8 | 100.0 |

1. 基礎学力をもっとつけてほしい
2. 通学準備をもっとしっかりしてほしい
3. 就職準備をもっとしっかりしてほしい
4. 自主性をもっと育ててほしい
5. 社会的常識やルールをもっと身につけさせてほしい
6. その他 (　　)

1986. 2. 17 第21号 (No.372)
京都府高
京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区九太町新道上ル牧野会館内
TEL (751)1645
教文特集号

# 林田反動府政・京都府教育委員会の高校三原則つぶしは、いま生徒・学校・父母・地域に何をもたらしているのか

シリーズその④

## 府高養護教諭委員会学習交流会より

## 高校生の心と体の発達にも深刻な影響が

府中川、府高養護教諭委員会は一日二日で予定校以外の人の参加で開催しました。今日の高校生のからだの問題をめぐって、府と学校当局の管理強化が、生徒の心と体にどんな影響をもたらしているのか、また養護教諭の仕事にどんな困難をもたらしているのかなどについて、活発な討論がおこなわれました。

### 新制度下で学校は今…

**報告1　府立N高校　A先生**

新制度に対する職員間の意識の変化
(1) Ⅰ期Ⅰ次選抜の実施
(2) 保護者の意識の変化
(3) 中学校現場の変化
(4) まとめ

(1)　Ⅰ期Ⅰ次選抜の実施

Ⅱ期の生徒は一Ⅰ期Ⅰ次選抜で入ってきた生徒が多く、学校に対する意識が高い。

(2)　保護者の意識の変化

Ⅱ期の生徒は、学校に対する意識が高い。

(3)　中学校現場の変化

中学校現場では、内申書の点数が高くなり、学校の序列化がますます進んでいる。

(4)　まとめ

Ⅱ期の生徒は、学校に対する意識が高い。

### 報告2　Ⅱ期設置E校　D先生

Ⅱ期の生徒は、学校に対する意識が高い。

### 報告3　Ⅱ期設置G校　F先生

Ⅱ期の生徒は、学校に対する意識が高い。

### 他の学校では

### 新制度のゆがんだ例

(1) バス停が近くなり、いつも寝る所を遠距離に通うようになった。

(2) 合理選抜をおこなって、すぐに試験をおこなうようになった。

## 学習交流会での報告から（宮津伊根分校　藤田先生）

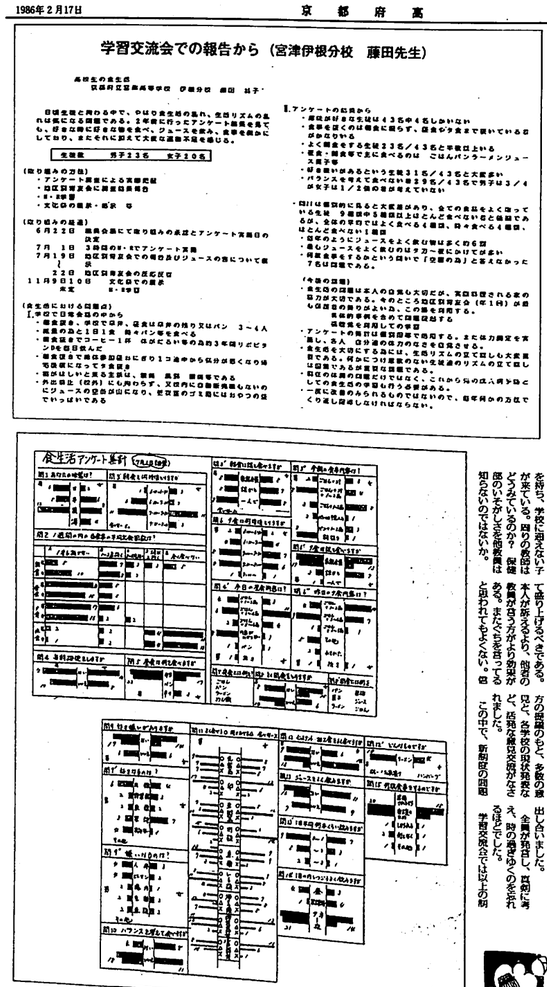

### 報告4　L高校　K先生

養護教諭の位置づけ、当番について

3・8 京都の高校教育シンポジウム
■3月8日(土) P. M. 1:30～5:00　■京都教育文化センター亀の間

# 今こそ父母、生徒、教職員にとって公正で明らかな高校入試を

府教委は昨年11月、…9 みを別のところにも、今こ ありませんか。

8日に発表した、その内容は 発表した「高校入試 昨年、京都府教委が 改善の方向」。教委 反応を見ると、一部 教職員の間から 名前だけ変えて、 入試の基本的改善のように 私たちは納得 なりません。私たちは府

## 今年も早期選別の類型別入試を強行する府教委

「中3で理系か文系かを 決めるのは、はっきりい て高校を選ぶ」 は 成績で決まり、 や能力があるのではないか 心配があり、自分が何に向 いているのかわからない状 態にあった「中学の時 文系か理系かと言われて も、数学は好きでも理科は 嫌い、英語ができても国語 ができないという状況の中 で高校を決めてしまうのは 問題を感じます。

今年の新入生の正例的多 数の原は、類型別入試に 「自信ない」 「ためらい」 「不安」 などの回答でした。

今年も早期選別の類型別入試を強行する府教委

府教委は、昨年11月、…9 みを別のところにも、今こ ありませんか。

8日に発表した、その内容は 発表した「高校入試 昨年、京都府教委が 改善の方向」。教委 反応を見ると、一部 教職員の間から 名前だけ変えて、 入試の基本的改善のように 私たちは納得 なりません。私たちは府

## 今年も早期選別の類型別入試を強行する府教委

「中3で理系か文系かを 決めるのは、はっきりい て高校を選ぶ」 は 成績で決まり、 や能力があるのではないか 心配があり、自分が何に向 いているのかわからない状 態にあった「中学の時 文系か理系かと言われて も、数学は好きでも理科は 嫌い、英語ができても国語 ができないという状況の中 で高校を決めてしまうのは 問題を感じます。

今年の新入生の正例的多 数の原は、類型別入試に 「自信ない」 「ためらい」 「不安」 などの回答でした。

最寄りの停留所合格者数表(一部分)普通科第Ⅰ類・第Ⅱ類京都市A通学圏

| コード番号 | 停留所 | 学校名 A | B | C | D | E | F | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | | | 4 | | | | 4 |
| | | | 1 | 9 | | | | 10 |
| | | | 1 | 9 | | | | 10 |
| | | | 3 | 23 | | | | 26 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 1 | | | 1 |
| | | | | 10 | | | | 10 |
| | | | | | | 1 | 1 | 2 |
| | | | | | | 18 | 2 | 20 |
| | | | | | | 2 | 12 | 14 |
| | | | | | 10 | 3 | 13 | 26 |
| | | | | | 10 | 5 | 15 | 30 |
| | | | | | 8 | 9 | 17 | 34 |
| | | | | | 3 | | 3 | 6 |
| | | | 8 | | | | 8 | 16 |
| | | | 5 | | | | 5 | 10 |
| | | | 3 | | | | 3 | 6 |
| | | | | 2 | | | | 2 |
| | | | | | | | 2 | 2 |
| | | | 2 | | | | 2 | 4 |
| | | | 14 | | | | 14 | 28 |
| | | | 15 | | | | 15 | 30 |
| | | | 7 | | | | 7 | 14 |
| | | | 6 | | | | 6 | 12 |
| | | | | 14 | | 6 | 20 | 40 |
| | | | | 5 | | 8 | 14 | 27 |
| | | | 1 | 1 | | 1 | 3 | 6 |
| | | | | 2 | | | 2 | 4 |
| | | | | | | 2 | 7 | 9 |
| | | | | | | 17 | 17 | 34 |

## 地元の高校を望む生徒、父母の願いを考慮せず、通学する生徒の立場に立った見直しもないまま、市内・乙訓地域に「停留所方式」をおしつける府教委

**納得できぬ停留所方式**

伏見・醍醐学区（中学生…15）

私は伏見区の公立高校に合格しました。しかし、私は望んでいた学校ではありません。醍醐学区では、伏見区の学校は、ほとんどが遠いからです。私は中学1年生の時から、伏見区の高校に行きたいと思っていました。

私は伏見区の高校に行きたいと思っていました。醍醐学区では、伏見区の学校は、ほとんどが遠いからです。

**納得できぬ停留所方式**

伏見・醍醐学区（中学生…15）

私は伏見区の公立高校に合格しました。しかし、私は望んでいた学校ではありません。醍醐学区では、伏見区の学校は、ほとんどが遠いからです。

**バス停が近くにない学区**

山科・醍醐学区（中学生…15）

私は山科区の公立高校に合格しました。しかし、私は望んでいた学校ではありません。醍醐学区では、山科